

平成27年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成27年6月5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成27年 6月 5日
2. 閉 会 平成27年 6月10日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 小 柴 敬 | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 清 野 佐 一 |
| 2番 三 留 正 義 | 7番 鈴 木 満 子 | 12番 五十嵐 忠比古 |
| 3番 長谷川 義 雄 | 8番 多 賀 剛 | 13番 武 藤 道 廣 |
| 4番 渡 部 憲 | 9番 青 木 照 夫 | 14番 長谷沼 清 吉 |
| 5番 伊 藤 一 男 | 10番 荒 海 清 隆 | |

2. 不応招議員

な し

平成27年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成27年6月5日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
 請願の受理、委員会付託
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第4号 委任専決処分事項

平成27年6月8日（月）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 渡部憲 小柴敬 長谷川義雄 多賀剛）

平成27年6月9日（火）

- 日程第1 一般質問（鈴木満子 荒海清隆 青木照夫 清野佐一 長谷沼清吉）

平成27年6月10日（水）

- 日程第1 議案第1号 西会津町都市公園条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第7号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第11 報告第1号 平成26年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第12 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

- 日程第13 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第14 請願第1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書
- 日程第15 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
- 日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

平成27年第5回西会津町議会定例会会議録

平成27年6月5日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	会計管理者兼出納室長	長谷川浩一
副町長	伊藤要一郎	教育委員長	五十嵐長孝
総務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
企画情報課長	大竹享	学校教育課長	会田秋広
町民税務課長	上野善弘	生涯学習課長	石川藤一郎
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	佐藤泰
商工観光課長	伊藤善文	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	玉木周司	農業委員会事務局長	玉木周司
建設水道課長	成田信幸		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡部峰明	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月5日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願の受理、委員会付託

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第4号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

○議長 　ただ今から平成 27 年第 5 回西会津町議会定例会を開会します。(10 時 10 分)

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 　本定例会に、町長より別紙配付のとおり 10 件の議案及び 4 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 1 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、10 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 　以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、伊藤一男君、7 番、鈴木満子君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 10 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 10 日までの 6 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

3 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第7、報告第4号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第4号、委任専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご説明を申し上げます。件数は3件で、事故に係るものであります。

それでは、議案書の最後のページの報告書をご覧ください。

まず1件目の事件であります、発生年月日は平成26年11月18日であります。その内容であります、会津坂下町大字気多宮字向ノ原地内の国道49号を走行中、前方を走る相手方車両が減速したところ、町公用車の減速が間に合わず、相手方車両に追突し、相手方車両の運転手が負傷するとともに、双方の車両が損傷したものであります。事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、対物が平成26年12月30日、51万1,428円、対人が平成27年5月4日、115万5,603円であります。過失割合は、当方100パーセント、相手方ゼロパーセントであります。なお、事件発生から示談締結まで6カ月の期間を要したところではありますが、これは相手方負傷の完治に時間を要したためであります。

次に、2件目の事件であります、発生年月日は平成27年1月24日であります。その内容であります、喜多方市松山町大飯坂字切添地内において、町公用車が走行していたところ、後方を走行していた相手方車両のフロントガラスを飛び石により破損させたものであります。事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日は平成27年3月

26日、賠償額10万7,372円で和解したところであります。過失割合は、当方100パーセント、相手方ゼロパーセントであります。

次に、3件目の事件であります。発生年月日は平成27年2月16日であります。その内容であります。新郷大字三河字中道上地内の橋屋橋において、町公用車が路面の凍結によりスリップして、相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものであります。事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成27年5月28日、賠償額36万円で和解したところであります。過失割合は、当方80パーセント、相手方20パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　お尋ねをいたしますが、いわゆる公用車に関わる事故であります。公用車は町といいますか、だけではなくて、いろんな団体といいますか、でも利用していると思っておりますが、町の公用車は町以外にどのように利用されておるのかをお尋ねをしたいわけであります。

1件目であります。減速したということであります。これ信号機があつて減速したのかどうか。というのは、いわゆる急ブレーキをかけたならば追突ということはやむを得ないでしょうが、そこら辺、もっと事情を説明していただきたいと思ひます。

○議長 　総務課長、新田新也君。

○総務課長 　お答えいたします。

町の公用車につきましては、町の職員だけが運転するものではございません。当然スクールバスですと、委託した方が運転する。あとは各種行事等でシルバー人材センター等の委託で運転する場合もございます。

あと、事故の内容を詳しくということですが、先ほど説明した会津坂下町の気多宮、塔寺の信号機でございます。その先で事故が起きたわけですが、信号機の先に左側に電気屋さんがあると思うんですが、そのちょっと先に左側の集落から国道に出る脇道がございます。そこから出た車に前の車が気付いてブレーキを踏んだと、それで、その後ろにいた町の公用車が、結局その前の車のブレーキに気が付くのが遅くなって追突してしまったと、そういったケースでございます。

○議長 　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　委託をしている方々、あるいはシルバーということですが、社会福祉協議会だとか、福祉会、さゆりの園ですか、これには公用車があるのかないのか。

それとこの安全管理であります。確か総務課長が安全管理者とか、安全管理責任者ということになっていると思ひますが、そういう場合、委託している人の安全管理、シルバーの安全管理どうなっているのか。あるいは今私が尋ねた社協やさゆりの園でも公用車があるとすれば、その安全管理は誰が担っておるのか、お尋ねをいたします。

○議長 　総務課長、新田新也君。

○総務課長 　お答えいたします。

現在町の公用車で社会福祉協議会、あるいは福祉会に貸与とといいますか、している車につきましても、福祉会にはございません。町の公用車はございません。それから社会福祉協議会につきましても、ミニデイサービスで使う車両2台を貸与しているという形を取っております。

それから委託している、運転業務を委託しております、例えばシルバー人材センターの委託されている方が事故を起こした場合等々につきましても、一応町のほうに来ていただいて、きちんと説明をしていただいた中で、町のほうからも厳重に事故防止といたしますか、そういった指導は徹底してございます。あと、各シルバー人材センター、社協、福祉会等でも、当然施設の安全運転の責任者、おられるわけでございますので、そこら辺の指導は徹底してやっていただいているということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、シルバー、あるいは社協等でも安全管理者はおられるというふうにご理解をされているのかと。その方々と総務課長が連絡を取り合って安全運転に努めていくということになるんでしょうが、こういう報告がある場合に、みておきますと、町の職員というよりも、そうじゃない方の事故が多いと私はみているんです。そういう点での安全管理を、やっぱり町の公用車ですから、これはやっぱり町が責任を持って管理をするということが徹底すれば、事故が減る可能性があると思っておりますので、そこら辺どうお考えか、最後に聞いておきます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

役場の場合ですと、総務課長が安全運転管理者ということで、年1回の講習を受けて、職員の方に安全運転の徹底を図っているということでございまして、福祉会、社会福祉協議会等にも、そういった安全運転管理者というものは置かれているということでございます。なお、そこら辺、事故防止のために、当然、福祉会、町のほうから委託しております福祉会ですとか、シルバー人材センター等々につきましても、連絡を密にしながら、こういった事故、起きないように徹底してまいりたいと考えてございます。

なお、今回報告いたしました3件につきましても、すべて町職員の事故ではないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで報告第4号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと、11時30分より議員互助会世話人会を開催しますので、役員の方は議会委員会室にお集まりください。また、午後1時より、全員協議会を開催いたしますので、議場にお集まりください。

以上、本日はこれで散会いたします。(11時15分)

平成27年第5回西会津町議会定例会会議録

平成27年6月8日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫		
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

14番 長谷沼清吉

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	会計管理者兼出納室長	長谷川浩一
副町長	伊藤要一郎	教育委員長	五十嵐長孝
総務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
企画情報課長	大竹享	学校教育課長	会田秋広
町民税務課長	上野善弘	生涯学習課長	石川藤一郎
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	佐藤泰
商工観光課長	伊藤善文	農業委員長	佐藤忠正
農林振興課長	玉木周司	農業委員会事務局長	玉木周司
建設水道課長	成田信幸		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡部峰明 議会事務局主査 薄清久

第5回議会定例会議事日程（第4号）

平成27年6月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（総務常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 渡部 憲 | 3. 小柴 敬 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 多賀 剛 | 6. 鈴木 満子 |
| 7. 荒海 清隆 | 8. 青木 照夫 | 9. 清野 佐一 |
| 10. 長谷沼清吉 | | |

（常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○議長 おはようございます。平成 27 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

14 番、長谷沼清吉君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。

今次の議会は 4 年間の任期を迎える締めくくりの議会でもあり、町民の審判を受ける月ともなっております。それでは町政運営、町民の生活に関わる重要な課題について、6 月定例議会において一般質問をさせていただきます。

伊藤町政において事業の基本的な考え方、住んでみたい、行ってみたい町へのキャッチフレーズにさまざまな施策を講じて取り組んでおられることは、大変喜ばしいことであります。今、全国的にも共通して課題となっているのは、人口減少をどのような対策や抜本改革で解決しようとして進めていくかであります。本町において、子育ての充実、定住の交流促進に力を入れていることはわかります。また、子育ての家族からも、子育てに追われ働くにも働けない、働いても収入が上がらない、この実態をどのようにみているのか。

そこで、現在の子育て支援策についてさまざまな支援策が進められております。その支援策の中で、本町において結婚の対策に結婚祝金、そして定住促進助成金の事業、妊娠の対策に妊婦検診助成金、母子手帳交付、そして不妊治療等、不育治療助成金、予防接種事業など、また、出産対策に出産祝金、家庭訪問の事業、それから育児の対策に乳幼児家庭子育ての応援金の事業、児童手当、子育て医療費サポート事業、乳幼児健診 4 か月児、また 1 歳 6 か月児と 3 歳児健診、赤ちゃん栄養調査 6 か月児、歯の健診 2 から 3 歳児、各種予防接種、そしてまた、保育対策に保育施設整備の充実、保育料無料化 2 人目から。そして子育てのサークル。入学後の対策については、放課後児童クラブ、放課後子どもの教室、子育て医療サポート事業、これはまた 18 歳未満までの事業でございます。修学資金の施策が盛り込まれております。特に本町において課題は人口減少に歯止めをかけるために、積極的に取り組んでいる中、人口を増やす対策はもちろんのこと、子育てしやすい環境づくりも大切であります。子どもの出生数の推移と今後の対応をお伺いいたします。

1 点目は、本町全体に占める 18 歳までの子どもの割合はどのようになっているのか。少子化傾向には歯止めがかかっているのか。毎年ごとの出生数について、過去 3 年間の推移はどうなっているのか。その推移はどのように受け止めているのかお尋ねをいたします。

2 点目は、保育料が子育てのご家族にとって大きな負担となっていると聞いております。安心して子どもを産み育てていくうえで、本町の施策をアピールすることも含めて、他町村よりも先駆けて保育料の無料化の実現を図る考えはないかお尋ねをいたします。

以上をもって一般質問とさせていただきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番、猪俣常三議員の子育て支援策についてのご質問にお答えします。

本町では、総合計画の中で、「こころ豊かな人を育むまちづくり」において、子育ての充実を重点目標と位置付けて取り組んでまいりました。具体的には、ご質問の中にもございましたが、保育環境の充実として、保護者が安心して子育てができるよう、延長保育や乳児保育の拡充と保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化、里帰り出産や急な入院等により一時的に保育ができなくなった児童を対象に一時保育事業を実施しております。

また、経済的な支援としましては、第3子目以降の子どもに対して、出産時に20万円、2歳の誕生時に10万円、小学校入学時に20万円を支給する出産祝金や、2歳未満児を家庭で養育されている保護者には、月1万円を乳幼児家庭子育て応援金として支給しております。さらに、妊産婦への支援として、妊婦検診の全額無料化や家庭訪問の充実、平成26年度からは、不妊治療や不育治療を行なっている夫婦に対して、検査費や治療費をこのとりサポート事業で支援しています。

ご質問の18歳までの子どもの割合と過去3カ年の出生数の推移であります。平成27年4月1日現在の全人口7,033人に対して18歳未満の人数は836人で、割合は11.9パーセントとなっております。昨年度が12.1パーセントでありますので0.2パーセント減少しておりますが、ここ数年はほぼ横ばいで推移しております。

次に、過去3カ年の出生数ですが、平成24年度は37名、平成25年度が38名、平成26年度は28名となっております。平成26年度は30名を切っていますが、平成27年度ではすでに母子健康手帳の交付件数が24件となっており出生数は30名を超える見込みであります。人口の減少が続く中、出生数に変動が少ないことは、先ほど申し上げた町の子育て支援策の成果であると考えております。実際に、保護者の中からも、他町村と比べると西会津町は子育てしやすい環境にあるという声も聞かれております。

次に、保育料の無料化についてであります。先ほども申しましたとおり、保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化を実施するとともに、保育料自体も国が定める利用者負担の水準の、野沢保育所では75パーセント、へき地保育所では45パーセントに軽減しているところであり、さらなる保育料の無料化につきましては将来的な財政負担を伴うことから、今後十分に検討してまいります。

いずれにしましても、人口減少の対策としましては、働く場の確保とともに、生み育てやすい環境をつくることが重要であると考えておりますので、今後も保護者の働き方や生活環境等の変化にも対応できる支援施策の充実を図ってまいりますのでご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいまこと細かく答弁をいただきました。再質問させていただきますが、その前に、保育料の無料化についての補足をさせていただきますが、2人目の無料化というのが現在なっております。当然1人目の保育にかかる保育料の無料化を意味することから、保育料の完全無料化を実現していただきたいというのが課題の一つであるということです。そういった意味から質問をさせていただきたいと思っております。

当然、今お話ありましたように、非常に子育て施策については中身の深い状態もございまして、最近の報道に中においては、18歳未満の医療費の無料化というようなこともござ

いまして、非常に手厚い環境が保たれているというようなこともいわれておりますことから、非常に子どもさんの環境が住みやすいような状態になっていると、そういったところを一つ頭に置いて質問をさせていただきますが、本町において出生数の関係で、平成 24 年度に 37 名、25 年度 が 38 名、26 年度は 28 名となっております関係上、以前、保育施設の関係資料の中において、出生数の 24 年度においては 38 名、それから 25 年度に 36 名というような数字が出ておりましたのは、こういったところから出ているのかを、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

保育所の計画の中での出生数と今回回答弁したのが違うという内容だと思うんですが、今回回答弁したのは、その年に生まれた数ということで答弁させていただきました。それで、その後転出等しまして、現在いる人数は、この間の資料で出した数字というようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容については、そのように理解をしていきたいと思っております。私が申し上げたいのは、町長がいわく、住んでみたい、本当に行ってみたい町なんだということにより鮮明に PR する関係上、どうしてもこの 1 人目の子どもさんを預かっていただくに保育料というのは、やはり家庭において相当の負担だと、その負担だということに対しての理解はどのように考えておられるのか、そういったところを一つお尋ねをしてみたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

保育料につきましては、現在、保育料は所得等に応じての 7 段階に分かれた利用負担ということでお願いしております。野沢保育所の部分でお答えをしますが、一番安い人で生活保護世帯の方はゼロ円で、一番高い方で 2 万 8,320 円という金額になっております。こういう所得に応じて段階がございまして、前年度の所得に応じて 4,500 円だったり、1 万 2 千円だったりというような形でご負担をいただいているということでございます。働いているご父兄の皆さん、やはり負担は当然大変だということは理解をしておりますが、所得に応じた料金設定をしている。なおかつ先ほども申しましたように、国の基準等からみますと、75 パーセント、45 パーセントというふうに軽減しておりますし、会津管内でもそんなに高いほうの、どちらかという安いほうの金額になっているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容については、私としても理解できるといえば理解できる。できないといえば理解できないというところが 1 つあるんですけれども、要は、この県内でもまったく保育料の無料化をすべてするというのはなかなかないと聞いておりますが、ただあるとすれば、1 町村くらいあるのかどうか、それはちょっとわかりませんが、まずは西会津町がどうしても財源が、この人数の部分だけ、1 世帯あたりの子どもの 1 人目の方を無料化するというふうになったときに、どのくらいの予算がかかって、財源がかかって、

それに対する1人あたりの世帯数、子ども1子の世帯数、それから全体的に生まれている子どもさん、1子の子どもさんが何人いるか、1人世帯の1子の子どもさんの世帯がわかれば教えてもらいたいし、

○議長　もう少し内容を、1人世帯の1子というは。

○猪俣常三　そこに1子という世帯が何件あるかということなんですけれども。それからあと、わかる範囲内でお尋ねをしたいんです。それで総体、1子の負担する人たちの財源がどのくらいあるのか。

○議長　一問一答ですから、一つずつやってください。3つも4つも一遍にやらないで。

○猪俣常三　とにかく1人目の世帯が何件あるのか。それをまずお答えください。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

まず県内で保育料無料化している町村については、南相馬市と中島村が無料化をしています。南相馬市については、震災後、復興のためにということで子育て支援策。中島村につきましても、やはり少子化問題に対応するためというようなことで始めたというふう聞いております。子ども、1子、保育料につきましても、保育料で収入につきましても、年間、西会津町全体で2,400万ほど収入が入っております。それで、第1子、2人目以降無料化しております世帯につきましても、ちょっと反対な答弁になってしまいますが、野沢保育所で11人、へき地保育所で9人が、この2人目以降無料化の対象となっている、合わせて20人が、20世帯が対象になっているところであります。ですので、全体で子どもさん149名入所しておりますので、それ以外の方は負担をいただいているということになりますので、129名の方にはご負担をいただいていると、先ほど言いました4,500円から2万円までの間になります、ご負担をいただいているということになります。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　よく内容はわかりました。だとしますと、町長が言わんとするところのまちづくりの、とにかく、ここはやっぱり住んでみたい、行ってみたい、ここは最高の住みやすい場所がいい町なんだという、そういうことを考えたときに、まずは子育てのこの部分が一番保護者の皆さん方が、お子さんを持った方々がどうしても無料化ができるののだがどうなんだろう、本当に住みやすい町なんだなというようなことをお話を聞いてはおります。そういうことを考えたときに、この数字的な部分でお話申し上げますと、子育ての部分で申し上げますと、だいたい当初の予算の中では400万くらいの、28年度で400万くらいの数字がちょっと載っているのが、ちょっと私の記憶で残っていたのがありまして、その400万というのは、28年。27年に約200万前後かな、そういった予算が組まれているということは、その数字が、こういった数字をもって予算化されていたのかをちょっとお尋ねだけしておきたいと思っております。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　大変申し訳ありません。その400万と200何万というのは、何の数字でしょうか。何の予算でしょうか。児童に関わる予算は、本当に何億からあるわけなんですけれども、そのうちのその400万というのは何の数字か、申し訳ありませんが教えていただければと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もちよっと記憶違いをしているかもしれませんので、子育てに関するところの部分で、私もちよっと耳にしていたものですから、もし間違っていたら訂正させていただきますけれども、いずれにしても子育てに関するところの数字が、28年のところに十二分に数字が多くなってきているということがあったもので、そこら辺のところをちよっとお聞きかせをいただいて、無料化の話へと進めていきたいと思うんですが。

○議長 6番、それはわかるんですけども、予算のお題目がないのでは、数字だけ言われても担当は答えられないから、その予算が何のための予算だかはっきり質問してください。

○猪俣常三 私のほうで、ちよっと質問を変えさせていただきます。出生数が、先ほど平成26年度は28名というふうに、だいたい数字はわかりました。だとすると、現在、保育所児童数の推移、非常に平成11年からみますと、14年間で100人以上減少しているというのはご承知であろうと思います。だとすると、第1子の子どもさんを無料化するということについては、十分可能性はあるのではないかというふうに私は感じているわけでありますので、当然増えてくる、増えてくるということは非常にいいことであるんですけども、減少していくというふうになりますと、この無料化するということは非常に可能ではないのかと、そういったところをお尋ねをしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

保育所の児童数の推移であります。平成23年度で146名だったのが、24年度は156名、25年度が157名、26年度は152名というように、ほとんど平均的に推移しているというような状況であります。今年も150名ということでありますので、入所児童数が減っているということではないというふうにとらえております。それで、先ほども申しましたように、保育料、ご父兄の皆さんに負担いただいている保育料、年間で2,400万という金額になりますので、この金額をすべて無料化にすれば、それだけの収入がなくなるということでもございますので、そういったことについては、1回無料化にすれば、ずっとという形になりますので、今後、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 縷々私もこの質問をさせていただく中で、いろんな施策をこと細かく、こういう内容でお話をさせていただきました答弁の中身にも書いてありますように、だいたい同じような理解をしているところであります。それがゆえに、どうしてもこの保育料の完全無料化を実現していただきたいなと思う点を強く要望していくことになるんですけども、最終的に町長にお尋ねをしたいと思います。やっぱり、住んでみたい、行ってみたいというこの町、それで、この町は本当に住みやすい町であって、環境しやすい、子育てがしやすい環境なんだということが、少しずつその成果が出てきているということはわかってはいるんですけども、もう一歩進んでみていただいて、子どもさんたちが、実際若い人たちの夫婦というのは、もう働いたとしても収入がない、だけれども、60代から70代くらいのお父さん、お母さんたちも、その子どもさんたちをみるにあたって、働きたいんだけど、働けないと。そういう環境のもとで、非常にお困りになっておられる方

もいらっしゃる。そういうことを考えたとき、町長はどのようにお考えになられますか、それとも感想をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、議員おっしゃるとおり、子育てと、いわゆるそのことがイコール人口ビジョンに、将来的な西会津町の人口増にどういうふうにつながっていくのか。あるいはそれが制度的にどうなのかという、広い観点からやっぱり考えていかなければならないというふうに思います。今、町が行っております縷々、いろんな制度がございますけれども、まずこれからの人口のビジョンを考えると、現実をやっぱり厳しくみていくことが必要ではないかというふうには思います。まず、出生数でありますけれども、今ほどの説明にもありましたように、ほぼこの3年間くらいをみてみますと、約30名から34、5名の中で横ばいに実はいっている。全人口の占める12パーセント程度でずっと推移しているわけです。極端に落ちるということもあまりない。極端に上がるということもあまりないということでもありますから、そこは制度的に、ある意味では西会津の場合、認識されているのかなというふうに思っています。

しかし、じゃあこのままの状態で行けばどうなるかということ、一方ではそれくらいの、仮にマックスで35名と仮にするならば、じゃあ亡くなる方がどのくらいかということ、年間平均で150名くらいいるんですよ。やはりどうしてもその差、やっぱり50名くらいは、これは自然的になくなってしまふ、そこに転入、転出のいろんな人口移動というのも仮にございます。ですから、当然、今は年間50名程度ぐらいずつはずっと減っていく経過になるわけですから、100人の差ですね、100人の差が実はここにあるわけです。ですから、その分がやっぱり自然的になってくると。

これからやっぱり考えていかなければならないのは、一つは出生率をどれくらいまで上げるかということですから、これが12パーセントでいいというわけではありません。これをもう少し人数的にいうならば、40名ないし50名まで上げるということになりますと、やっぱりパーセンテージも人口比率にして13パーセントとか、14パーセントまで上げていかなければならないわけでありまして。

そこで、やはり今議員がおっしゃられたとおり、今のこの保育無料化が完全にした場合に、そこまでいくかどうかということも、これ十分検討しなければなりません。確かに子育て環境の中では大事なことでありますけれども、1つは制度的なもの見直しも、これしっかりもう一度やっぱりやっていく必要があるだろうと。今、本当にいろんなところで、部分的に細かいところまで対応しているわけです。ですからそういうことの問題もやっぱり見直しながら、じゃあこれとこれを合併してこういうふうにもっと新しい制度に移行したらどうかとか、そういった制度的なもの見直し。それから、環境の問題があるわけです。その環境というのは、子育て環境だけではなくて、次のステップに上がる教育環境にまで、だんだんとよくなってくれば、西会津町で生んで育てて教育をさせてみようかということになってくると、また人口の流動というのも私はあるかと思うんです。そういうこともしっかり今の小中の連携教育の中で、この子育てとイコール小中連携教育、学力を高め、あるいは知徳体を高めていくことによって、西会津の教育環境はいいよなど、こういうことになれば、もっと見直しが図られてくるだろうと。

それから3つ目は、大事なことは財政負担ですよ。これは西会津町の財政負担で、例えば今2,400万、これは保育料として収入に入ってくるわけです。これが完全無料化だとこの分、今度は町の一般会計で出さなければならぬわけです。この2,400万、あるいは子育てが仮に子ども増えてくると2,400万だけで済む問題ではなくなってしまいます。2,400万、3千万というふうになった場合に、これがずっと今度は継続していかなければなりません。ある日突然これじゃあやめましたというわけにはいきませんので、そういう財政負担も今の西会津の全体的な予算の範囲の中で、だいたいどの程度を示していかなければならないのかということも含めて、やっぱり考えていかなければならないと。

それで、今言ったような3つの観点からもう少し検討させていただいて、かつては国が5歳児を無料化しようというふうに、ある大臣が言っていたときに、非常に大きく期待をしていたんですけれども、なんかそれが頓挫してしまったということでもありますので、仮に5歳児を国が無料化すると、これは保育所でも幼稚園でもそうですけれども、この分は国でみてくれるよというならば、ゼロ歳児から4歳児まで、じゃあどのくらいいるかというのと、じゃあそれに対応しながら町としても完全無料化にいかうじゃないかと、こういうようなことも、やっぱり考えていく必要もあるのではないかとということでもありますので、もう少し県や国の動向もみながら、あるいはそうした5歳児は無料化にしようというような風潮づくりなども、これから進んで要望していく必要もあるかなというふうに思いますので、今後十分ちょっと検討させていただきたい。財政負担も伴いますのでね。そういう考え方はまったく否定するものではございません。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も考え方には同感ではありますが、1つだけお伺いしていきたいと思うんですけれども、今現在、西会津町のところに働いていただいている方が、結構遠いところからおいでになってお仕事をされているようであります。それも聞いてみますと、やはり西会津町はいいところだというような印象をお話されている方もおられます。そうしたときに、こちらのほうで子育ての充実とか、あるいは定住と交流の促進という、町長が力強く基本的な考えをお示しされている中で、できるだけそういう方々が、逆の発想で、こちらのほうから住んで、またほかのほうに行きたくとも考えられることはできないのかどうか。逆に行ってしまうのではなくて、こちらのほうにいて、そして子どもを生んでもらって、育ててもらって、そしてまたこういうすばらしい施策の中で子どもをたくさん産んでいただけるような環境が望まれるのが一番いいのではないかと、こんなふうにも考えるんですけれども、そこら辺のところをもう1点だけ町長にお尋ねをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは本当は近隣の市町村から、西会津町の子育てがいいということで移り住んでもらうことが、私は非常に一番いいのかなというふうに思います。実際問題、お隣の市と比べますと、これは本当に幼稚園の場合なんですけれども、保育所と幼稚園ではまるっきりまた料金が違いますからね。1人幼稚園に出すと、所得に応じてだと4万か5万くらいかかりますよ、都会であります。それで、西会津町になってくると2万、最高でも2万8千円くらいで、3万未満で1人だけの負担で、4名、5名、子どもがおられても、同時入所ですけれどもね。それはゼロだというようなことは、この近辺にはどこもないとい

うことでいわれております。

ですから、そういった優位性をもっともっとPRすべきなのかなというふうに思いますし、また、今度は制度が、国の制度が変わったり、本当の意味での人口ビジョンがしっかり国で対応できるということであれば、これは西会津町の負担が少しあっても、完全無料化という方向性は、もしそういうことが可能だということでこれから検討した場合に、他の町村に先駆けながら、こういったことはしっかり取り組んでいかなければならないかなというふうには思っておりますので、まずは現行制度は、西会津は子育てしやすい環境にあるということだけのPRはしていきたいなというふうには思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのように、町長、自信を持って進めていっていただきたいなど、こんなふうにも思います。

最後になりますが、私としましては、やっぱり最後の要望ということになりますけれども、医療費の無料化というのがすごく今、県内でいわれてきて、それが浜、あるいは中、県北、県南のほうに子どもさんたちが増えてきているというようなことがいわれているようでございます。会津としては、それらについて何ら影響がないのかというようなことも感じておりましたけれども、だんだんと西会津の本町においても、少しずつその成果があらわれますように、今後とも期待も申し上げてまいりたいと、こんなふうに思います。できるだけ子育ての悩んでいるご家族に対して、あるいは、ちょっと道は外れるかどうかわかりませんが、子どもの家庭で2歳児まで一生懸命育成し、育てておられる方に月1万円ほど出している部分もあります。そういう部分というのも活かしながらも、できるだけこの子育て環境をよくしていってもらいたいということを切に希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。私は今回の第5回議会定例会が最後の質問となります。それで、私は町民の代表といたしまして、私は2つほど町に対して質問を通告しておりました。ただいまより、この通告しておりました質問を開始いたします。

それではまず一つ、野沢町内を南北に走る2本の流雪溝の内面塗装工事の進捗状況はどうなっておるのか。

その中の一つ、雪の流れをよくするための内面塗装工事などを実施したとあるが、どの辺をどのくらい実施したのか、進捗状況を問います。

次、2つ目、安座地区のおとめゆり群生地の駐車場の整備についてであります。おとめゆり群生地駐車場整備については、観光客が毎年増加している中で、観光客や地元の住民からも駐車場や道路の整備の必要性が求められております。町としてどのように対応するのか、それをお伺いいたします。

町当局の明快なる答弁をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 4番、渡部憲議員の流雪溝の内面塗装工事へのご質問にお答えいたします。

流雪溝への内面塗装は、屈曲しているなどの理由により、雪の流れのよくない箇所を、

野沢町内克雪活動実行委員会や自治区からの要望に基づき、随時、実施しています。平成26年度は、自治区から要望がありました町道野沢南裏線の鈴木自動車付近の流雪溝、11メートルの内面塗装を実施し、この結果、流れがよくなり雪詰まりを解消することができました。

今後とも、野沢町内克雪活動実行委員会及び自治区長と連携を密にし、必要な都度、側溝の内面塗装を実施するなど、流雪溝の適正な維持管理に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、安座地区のおとめゆり群生地の駐車場と道路整備についてのご質問にお答えいたします。

安座地区のおとめゆり群生地につきましては、昭和62年に、西会津町花おとめゆり保護条例により保護地域に指定いたしました。現在では地元安座地区の有志の皆さんによる群生地の整備活動や、開花時期と合せた催事、おとめゆりまつりでございますが、その開催によりまして、年を追うごとに訪れる観光客も増加し、町の豊かな自然環境を活かした観光スポットの一つとなっております。このおとめゆり群生地までの道路は、砂防ダム建設のために整備した作業道路でありまして、駐車スペースについては残地を利用したものであり、十分とは言えないものでございます。

ご質問のおとめゆり群生地への駐車場と道路の整備についてであります。群生地及び作業道路の場所は、雨等による土石流の発生等を防ぐための土砂流出防備保安林に指定されている地域の中にごございます。この土砂流出防備保安林に指定されている地域内においての山林の伐採や土地の形質を変更することについて、県会津農林事務所に確認しましたところ、その目的や規模により一定の制限が伴い、切土・盛土する場合には1.5メートル以内とされております。

したがって、群生地までの道路・駐車場の整備等、沢の埋め立てなど大規模な工事を行うことは、大変難しいとのことでありまして、ご理解願います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 適切なる答弁、ありがとうございます。それでは流雪溝のことについて伺いたします。今年度、私は野沢町内克雪委員会の委員長に推薦されました。その総会の席上において、委員から、克雪委員会創設以来26年間、いまだに流雪溝の雪詰まりは直ってはおりません。どうなっておるんだ。これは委員の中からも、住民のマナーがもう少し足りないのではないかと、そういう話もございました。このことにつきまして、行政側はどうお考えなのか。また、行政と住民の一体の事業だと私は考えるんでありますが、これに対して町当局はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

いまほどこの流雪溝については、昭和62年からあるということで、16年以上もう経過をしております。当初から、やはり雪詰まり等がございまして、今にいたっても、まったくその雪詰まりがなくなったということはないということでございます。この点につきましては、今ほど議員からお話ございましたように、まずは雪を投げる、投雪を、まず時

間をしっかりと守っていただく、これがまず一番かなと思います。2つ目につきましては、やはり基本的なルールということで、降ったときの雪の状態によっては、固い雪、またはサラサラした雪、ございます。これまで皆さん経験していただいているとおり、サラサラ雪についてはどうしても詰まりやすい、それで固いものは大丈夫と、その状況をみながらしっかりとやっていただくというのが大事かなと思います。

また一方、流雪溝の構造上のやはり課題もございます。野沢町内の流雪溝、もともと道路側溝を利用して流雪溝という形で利用させていただいております。昭和62年には克雪生活圏によりまして流雪溝、大きいものに変えた。また平成3年には快適環境の整備事業によって、さらに改善をしながら流雪溝を伸ばしたというような過去の経過はございますが、やはり本来もともと側溝を少しずつ改善をしながらやってきたということでございますので、もともと大きな流雪溝に比べれば、やはり構造上厳しい点はございます。ただ、今申し上げましたように、基本的なルールを守ったり、またそういうことをやることによって、少しずつ改善はされていくのかなというふうに思います。

それで、野沢町内の克雪活動実行委員会さん、また自治区長さん、皆さん集まりして、合同で会議を開き、そこに施設のももとの設置をしております町のほうが一緒に会議に参加させていただいたりしながらやっている事業でございます。そういった意味では、現在町が進めております協働のまちづくりの、むしろ先端に行くような形で始まった事業でございますので、今後も協議をしながら、またこういった形で進めていければというふうに考えております。

- 議長 今、会長ということですが、自分の団体で自分のところでというのは、ちょっと好ましくない部分もありますので、その辺は問題が問題で許可しますが、答弁もその辺を踏まえながら答弁してください。質問者もその辺、お願いします。

4番、渡部憲君。

- 渡部憲 時間とルールを守って投雪すると、私もそのとおりだと思うんです。しかし、それはちゃんと時間どおり水が流れて、それがちゃんと水が流れてきて、そこに投雪できるような状態であれば、それは時間を守って入れればいいんです。しかし、水が朝起きてもひとつも流れてこない。家の前には山ほどの雪が積まれておる。そして時間が決まっておるんです、投雪する時間は1時間、あとそれが過ぎたら入れることはできません。そういうことを考えますと、やはり前、私が言いましたとおり、町の中は一人暮らしの老人もおられます。年寄りもおられます。そういう人が自分の背丈のような雪が家の前にあって、それをどうすればいいんだと、水が流れないんだよ、スノーダンプでやってやるなんていったって、とんでもない話、これ。そういうことを考えたときに、やっぱり私は木を見て森を見ないんだ、そう思うんですよ。ただその内面工事ね、内装ですか、きれいにさせていただいて、流れをよくする、あの流雪溝ですね。ただ私はそうじゃなくて、やっぱり将来的に雪は町の中というよりも、除雪機械でがあと押してくるんじゃなくて、溶かすんだと。そういう考えになっていただきたいと思うんですよ。

私はね、やはりそれは金がかかりますよ、ロードヒーティングとか、散水で水を解かす。将来的には私はそういう方法にもっていくべきではないかと、若い者が増える町じゃないんです。年寄りの増える、一人暮らしの老人が増える、そういう場合に、やはり除雪は酷

ですよ。だったら、ゆくゆくは雪を解かすんだと、家の前には雪は置かないんだと、そうすれば私は、本当に住民の方々が安心安全に暮らせる町、そういうまちづくりだと思うんですよ。私は、だから将来はそういう方向にもっていくべきだと私は思うんですが、今すぐやれとは言いません。それは無理ですから予算的にも。でも、将来はどのようにお考えですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在、野沢町内は車道を除雪をし、その雪を流雪溝で基本的には流していただくということで、本当にきれいに、ほかの市町村からも視察がこられますと言うんですが、本当にきれいだなというふうに言われております。その一方、議員おっしゃったように、やはり高齢化が進んでまいりまして、なかなか重い雪を投雪するのが厳しい状況にあるということも、うちのほうでは把握してございます。議員おっしゃられました消雪、融雪、消すほう、解かすほう、これについては、消雪パイプであったり、また水を循環することによってロードヒーティング的なもの、いろいろさまざまございます。これについては、やはり費用的な面、また特に水を使う場合には地下水でございまして、それらの面。数々の課題は確かにございます。ただ町の状況がこういう高齢化が進んでいる中では、やはりそういったものについても調査研究を進めていかなければならないということで、うちのほうも考えておりますので、大きな構想、また計画でございまして、じっくりと検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 冬になりますと、雪のために床上浸水、床下浸水がございまして。特に裏の10町内のほうは、家の中に水が入ります。建物、いろんなものが水に濡れます。川のようになってしまう、町の中が、町内の中が。その場合に濡れた品物や何かは誰も弁償してくれる人はおらんのですよ、町に言っても、それはだめだと。それはそう、法律で決まっているわけじゃないから。でもね、そういうところにも、だめじゃなくて、もう少しね、好きで濡れているわけじゃないんですから、そこはもう少し町当局として、いくらかの補助をしてあげるとか、そういうことができないか。

もう一つは、あの10町内の流雪溝は県道にぶつかります。県道の水路に。そして90度に近い曲り角になっているんです。ですから、そこに雪が溜まって、それで冠水する、そして床上、床下浸水がおきる。だから県道の部分を穴を開けて、そうしてグレーチングを入れて、そこを雪の通りやすくする方法ができないのかと、この前、私、よりっせのところに県のパトロールカーが停まっていた。そこに3人乗っておられました。それで一緒にちょっと見てもらえませんか。見てもらいました。そしてこの近くの人と一緒にきて、これ何とか検討してもらえませんか。はい、わかりました。それじゃあ上司に言って、そこはなるべく早くできるように検討してみましようというお返事でした。だから、県当局もそのような考えを持っておられると、なるべく冠水とか、床上、床下浸水がないように、安心安全に暮らせるようなまちづくりを私はやらなければならないとそう思うんです。やっぱりそれがね、町長、町民の負託に応えることだと私はそう思うんです。どう

でしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この流雪溝に関わる問題は、以前からずっといろんな指摘をされてきていると。そこで、そういう課題の克服のために、できれば総会の時間があれば、私も参加したいなというふうには思っていますし、そういう案内が来れば、そういうところにも、かつて2、3回参加したことがあります。最近、出席の通知も来ませんので、それは担当課の課長で十分対応できるのかなというふうには思っておりますので、ですから、細かい点とか、どういうふうにしたらいいのかとか、例えば、議員がおっしゃられたように、この流雪溝はまず水が必要です。そして人的、それからルール、この3つを克服すれば、克服できる課題ではあるんです。一部それは、いろいろ手直ししなければならないところもあるかと思うんですけども。そういうところとか、毎年、毎年、総会をやっているわけですよ、その総会の中で同じような課題が出てきたならば、そこはどういうふうにしたらいいのかということを、次年度に対して具体的にその克雪委員会でやらなければならないこと、あるいは要望しなければならないこと、こういったことの整理をしていけば、これ何十年もやっているわけですから、少しずつよくなっていいはずであります、極端な話ね。

ですから、流れが悪いという内面の塗装ということが必要だといったから、その内面塗装したわけですね、昨年。そうしたら、一部非常に流れもよくなったと。これもだんだん解決をしてくるわけです。じゃああとは、水の量というのはいったい、水の量はもっと増やすにはどうしたらいいのか、あるいはこのルールと人的な対応というのはどうすべきなのかということ、一つ一つ克服すれば、やっぱりこの解決の糸口になるのではないのかなと、常々この思っているわけです。

ですから、その点について、せっかくの総会の中ですから、効果的に、あるいはこうしたらいいんじゃないかということであれば、まずその重点的にそういったところの取り組みをしっかりとやらせてもらうということが必要ではないかというふうに思います。

ただそうは言っても、雪の量がもう極端に多くなってしまったり、あるいはそのときの状況判断によって、非常にそれでは間に合わないということになれば、こういう結果になるかもしれませんけれども、まずはそういったところをしっかりと対応していただければなというふうに思います。

それから消雪は、私も何度か言っておりますけれども、将来的には、やっぱり雪は消すしかない、そういう考えでおりますので、それには地下水の水量はどうか、あるいはどういふところから始めようかというようなことは、今、野尻のほうをやっておりますから、当然その効果は出ているわけです。野沢町内もかつてはありましたので、そういったことはこれから将来的にしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 われわれも一生懸命頑張ります。町当局も長いスパンで見て、一緒になって、どうしたらいいかということ、私はできれば融雪、消雪、そっちのほうに、なかなかお金もかかることでもありますし、大変だと思いますけれども、そういう方向に向かって行ってほしいと思います。この件に関しては了解いたしました。

次は、この安座のおとめゆり群生地駐車場の整備のことなんでございますが、私はこ

の場所が、確かにいろんな規制があると思います。保安林解除といったってすぐ簡単にはいかない。あそこも何か県の指定か何かの景観条例ですか、何かにもあるんですよ、それもわかります。でも、町の、これからの町活性化、いろんなことを考えますと、本当に西平の観音様、そして大山祇神社、そしてずっとまわってきておとめゆりを見ながらソバを食うと、そういう方法が、これからは町の活性化に本当につながっていくんだと思うんです。ですから、この熱塩加納にもこれはございます。私も行ってきました。むこうはやっぱりある程度整備されています。そしてこっちはこう上に登るまで大変なんですよ、こんな急なところをね。だから年寄りもなかなか、これでは上に上がれないと。だからそういうことをもう少し考えて、何とかあそこを車が往来できて、駐車場がつかれるような、何とかそういういい方法がないのか、それを課長どうですか、何かいい方法ないですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

その駐車場とか道路の整備という部分についてなんですが、やはり県に確認したんですけども、なかなかあそこの地域内での切り土、盛土関係については、本当に制約が伴いまして、万が一それ以上削ってしまいますと、万が一土石流とか起きてしまったらどうするかというような話までいただいたところなので、考え方といたしましては、今後、自治区とも協議はしなければいけないんですが、あそこのコースをハイキングコースというような形で、安座の集会所に車を置きまして、そこから歩いて行くようなコースの設定とか、あと万が一、どうしてもお身体の不自由な方がありましたら、近くまでは数台しか停まるスペースはございませんがという形で、特例枠を設けるなど、自治区のほうと協議しながら、対応策は考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、あくまでも車をすぐそばまで持っていかななくても、こっちに置いて、こっちはスペースできると思いますから、そこまで歩いていってもらうとか、そういう方法も、いろんな方法を考えてほしいと思います。そして上り坂も、何とかあまり急じゃなくていい方法がないかと、そういうことも、課長、西会津はすばらしいところいっぱいあるんですよ。みなつながるんです、あなたのいらっしゃる天空の郷、上に上がると眺めなんか最高じゃないですか。ワラビもありますし、だから全体を考えてつながるような地域開発というんですか、そういうのを考えてほしいと。何かいい方法があると思いますよ、西会津は無理して都会の真似なんかすることないんだと、これだけの自然の立派なものがあるんだから、それを活かして、誘客して町の活性化につなげていくんだと、私はそれが正解だと思うんです。ですから、町民の皆さんが本当に求めているものは何か、それは私は、上原の縦貫道でもないんですし、ポットパーク、公園ですか、町の中にね、あれでもないと思うんです私は。もっともっと自然を利用したそういうものにお金をかけて、そして町のこれからの将来展望を踏まえた地域活性化を考えてほしいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実は6日の日に、おとめゆりまつりがありましたので、その反省会やりたいということでお呼ばれありましたから行ってまいりました。実際におとめゆりの群生地、それから道路の整備、さらにはこうしたおとめゆりまつりということで、安座の実行委員

会の人たちが中心になって行っていたわけです。そこで、駐車場の問題、出まして、私から、実は私も奥の入り口付近までの車とか何か入れて、何かできないかなというふうに思っていたと。実際にそれを担当課に指示したところ、非常にそこは難しい場所だと、実際に農林事務所に行って、こういったところで一部手直ししていいとか、あるいはそこに埋め立てをしていいとか、こういったことができるかできないかということで、担当課が行ってまいりました。その結果が先ほど課長が申し上げたとおり、ここはあの道路そのものは町道でも、あるいは農道でも何でもない道路であって、作業道として、その上に砂防ダムがあるわけですから、その砂防ダムをつくる道路として開設をされたということでもありますから、町として、町の予算で町道整備のような形にはなかなか難しいということでもあります。

そこで、いわゆるもっと下の、手前の民地がありますから、できればそういったところをお貸しして、そこを駐車場にして、それから先はハイキングで歩いてもらおうかと、その土砂で非常にぬかるみのあるようなところについては、これは水土里事業とか、そういった事業を主体的に整備しなから、使って、それでそこからハイキングで歩いてもらうというようなこともどうかと。そしたら、実際に昨日はものすごい観光客があったそうです。それで、みんな上まで車が行けないものですから、手前から全部ハイキングで歩いて行ったということでもありますので、そんなに苦情があるようなことではないみたいであります。ですから、手前のほうに駐車場を置いて、この先は車はストップですと、そこから歩いていただくということで、あと道路の整備は、これからおいおいにして町といろいろ相談をすればいいんじゃないかなというふうに思います。

確かにあのおとめゆりは、整備をされてきましたけれども、2つの面があるわけです。一つは熱塩加納村よりも以前に、西会津町のおとめゆり群生地というものをつくって、保存をして保護をしてきたわけです、群生地保護を。これが一つ。そしてその保護だけではなくて、今度は観光に活かそうということで道路を整備したり、あるいは階段を整備したりして、今度、観光面まで結び付けていたということですから、あまり手を入れ過ぎてしまうと、やっぱりいろいろ支障のあるところでもありますので、上がる階段とか、そういったところについては、しっかり安全面を考慮してやっていかなければならないし、あまり道路をつくるとかということに手を入れることなく、自然をもっと大切にして群生地を守っていかなければならないということでもありますので、そういった2面性をぜひ理解をしていただければいいんじゃないかというふうに思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 了解いたしました。これで私の質問を終わります。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 1番、小柴敬であります。今次、2件ほど一般質問をさせていただきます。

まず第1問目ですが、緊急時の緊急情報等のL字放送設備に関する進捗状況、これについてお伺いをいたします。

今年度、町が実施いたします緊急時L字放送というものは、町の防災無線が聞き取れない地区や、聞き逃したときの情報入手に非常に有効な手段であると認識しております。そこで次の点についてお聞きをいたします。

第1点目、現在までの予算等の進捗状況。

2点目、入札等の実施時期。

3点目、完成予想時期。

4点目、運用開始時期。

以上について、第1問目、問うわけでありませう。

第2問目に移ります。新役場庁舎における分煙についての考えをお聞きします。

現在の役場庁舎における喫煙の場所は、外の駐輪場となっております。聞くところによれば、新役場庁舎では、敷地内全面禁煙という計画もあるとおうかがいしております。たばこを吸う方にとっても、吸わない方にとっても、快適で双方が共存できる環境の整備が必要ではないか、そう思いますが、また町に入るたばこ税は、町税の中でも本年度4,100万円が見込まれております。

地方交付税交付金の中にも、たばこの売上の25パーセントという金額が計上されております。喫煙による健康問題や喫煙による医療費削減等がありますけれども、「みんなの声が響くまち にしあいづ」の中で、人と自然にやさしいまちづくり、この実現のためにも、ぜひとも分煙エリアの整備に取り組むつもりはないかをお伺いしたいと思います。

明快な答弁、よろしくお願ひします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、緊急情報等L字放送設備整備の進捗状況のご質問にお答えいたします。

緊急L字放送設備については、火災の発生時や大雨、大雪などの警報が発令された際に、速やかに町民の皆さんの安全を確保することを目的に、放送中の番組を停止することなく、画面をL字型に切り取って放送するものであります。現在使用している緊急L字放送設備は、平成19年度の自主放送設備のデジタル化事業で導入したもので、7年が経過し、経年劣化が進んでいる状況であります。

今回、購入を計画している設備は、これまで別々に入力していた文字放送と緊急L字放送を1台の機器で行うことができ、機器の仕様としては、一つとして、放送する情報が庁舎外からも登録したメールより入力できること。

2つ目として、視聴者のテレビ受信機においても音声による読み上げができること。

3つ目として、全国瞬時警報システム、Jアラートからの情報を自動で受信し、放送できること。の3つが大きな特徴であります。

この機器の更新によって、Jアラートとの連携や外部からの入力が可能となり、情報提供の即時性、緊急性が一段と向上するとともに、テレビ視聴者側においても、文字だけでなく、音声からも情報を入手できるなどのメリットがあります。

おただしの現在までの進捗状況及び入札実施時期であります。5月中旬までに機器を取り扱う複数の業者から製品の説明を受け、その内容を基に仕様書の作成も終え、現在、入札の手続きを進めているところであります。

次に、完成予定日時、運用開始時期であります。メーカーによって若干の差がありますが、放送画面のデザインやシステムの構築に2カ月から3カ月程度かかることとあります。

今年度の予算に設備の購入費用として、1,300万円を計上しております。購入予定価格が700万円を超えることから、議会の承認が必要であり、今後開会予定の議会に提案したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、役場新庁舎における分煙について、お答えいたします。

議員もご承知のとおり、たばこにつきましても、たばこ税や地方交付税の原資として、本町にとって貴重な財源となっているところであります。しかし、一方では喫煙者のみならず、受動喫煙による非喫煙者の健康にも悪影響を及ぼすことが報告されております。

このことから、国では、健康増進法及び労働安全衛生法により、受動喫煙の防止を努力義務として規定しているところであります。具体的に申し上げますと、健康増進法では、学校や病院、集会場、官公庁施設など、多数の方が利用する施設の管理者、また、労働安全衛生法では事業者に対し、利用者や従業員の受動喫煙防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を定めております。

町では、この法律に基づき、役場に来庁される方や職員の受動喫煙を防止するため、平成17年3月に、西会津町分煙化ガイドラインを策定するとともに、役場庁舎内を全面禁煙とし、屋外喫煙所を設けることにより、空間分煙を実施してきたところであります。

おただしの役場新庁舎における敷地内全面禁煙につきましては、現在のところ計画はしておりませんが、今後、喫煙者と非喫煙者がお互いを理解した中で、共生できる環境整備を検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。なお、おただしの中で、地方交付税の中にも、たばこの売上げの25パーセントが計上されているとのことでしたが、売上げではなく、たばこ税の25パーセントが原資として計上されております。また、たばこ税につきましても、本年度から地方交付税の財源から除外されたところでありますので、ご理解願います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは再質問をさせていただきます。最近、多発する地震、それから噴火等に、やはりいち早く対応できるのが、この防災システムではないかと思っております。また、デジタル化という問題もありますけれども、このデジタル化、最近いわれておりますけれども、非常に予算がかかるということでありまして、このデジタル化に先駆けて、やはりとりあえず本町では、このL字放送、これは私、町民全体のこととして町がとらえており、非常に評価をしております。まだ進捗状況等わかっていないということですが、やはりこの野沢地区の議会報告会、この中でも、こういったL字放送、非常に有効なので、早めにやってほしいということではありますが、今のところの先、どのくらいの時期に計画をして、入札等を考えておりますか、お聞かせください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 再質問にお答えしたいと思います。

入札等につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれこれら製品をつくらせている会社の聞き取りもやりまして、だいたい共通仕様書というのをつくりましたので、これをもとに、今後、入札の告示というか、その仕様書を今つくっているところでございま

す。それができ次第、入札をして、そういった業者等に呼びかけて、どの程度の金額で応札してくれるのか、そういったことを今進めている段階であります。時期的には、今月中か来月はじめくらいには、そういった入札等をしまして、その後、これは先ほども言いましたように、金額が700万を超える予定でありますので、議会等の承認も必要ですので、その入札手続きが済み次第、議会等に提示しまして、承認をいただいたのち、さらに製品のデザインとか、あとは取り付けとか、そういうのに2、3カ月かかるということですので、秋以降に、できれば運用開始をしていきたいというふうを考えております。できるだけ冬前には運用開始ができるように、急いでやりたいなというふうには思っております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 非常にこのL字放送という点に関しましては、町の実施計画、これで知ったわけではありますが、今回の今年度予算に対しましては、総合情報政策費、この中の備品購入費ということで、放送センター用の備品ということで、私たちにとっては非常にわかりづらかったと。ですから、やはりそれも明確に次年度以降、こういったいいことをやるんでありますから、しっかりと予算の提案のときに、その項目を少しわかりやすく提示していただきたいというふうに思っております。その考えはどうでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 なかなか情報機器等につきましては、わかりづらい言葉が並んでいるものですから、今後わかりやすく、なるべく皆さん方に、こういうものが予算上に計上されているというふうに説明していきたいなと思っております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほどもお聞きしましたけれども、デジタル化という点に関しましては、どのようなことで計画というか、実施が、まだ国のほうでもなかなか予算が取れないというような感じではありますけれども、町ではどのような感じで思っているのでしょうか、わかる範囲で結構です。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今のデジタル化といいますのは、防災に関するデジタル化ということですか。では担当が町民税務課のほうですので、そちらのほうに答えていただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

防災行政無線のデジタル化に関してということですので、これにつきましては、本年度の中で、現在、デジタル化に向けた電波調査ということで、これから進む形になります。それらの電波調査を受け、基本的にどれくらいの費用がかかるのか、そういった今年度は調査の年というようなことであります。

したがって、それらが明らかになれば、町の財政的な実施計画、それらの整合性を取りながら、最終的には、現在アナログの使用期間が平成34年の11月末までとなつてございますので、その間までには完全デジタル化にしたいという考えでございます。

以上ですのでご理解願います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬　それでは、質問を変えます。先ほど総務課長に私の勘違い、たばこの売上ではなく、たばこ税の25パーセントの原資ということで、また訂正いただきましてありがとうございました。

喜多方では、たばこ税ということで入金されている金額が3億6千万、本町では約4,100万ということで、喜多方市では分煙ルームを設置したとかがっております。今のところ分煙ルームというような形の計画等はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたが、現在、喫煙者、非喫煙者がお互いを理解した上で共生できる環境整備を、今後、町として検討していくというご答弁申し上げましたが、今ほどご質問ありましたような部分も含めまして、十分検討した上で共生できる環境整備をしてみたいと考えてございますので、今後の検討ということでございまして、今のところどうしようという部分は決まっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長　1番、小柴敬君。

○小柴敬　今回、新しい新庁舎におきまして、町民ルームということが計画されておりますけれども、ある葬儀社におきましては、構内に受動喫煙防止ということで、喫煙コーナーを設けまして、機器を設置し、そして煙がとばないと、他人に受動喫煙させないというようなシステムの導入を取り入れているところもあります。非常に25万からということで、取り扱いしやすい場所としても導入しやすいというふうに考えておりますが、その点のお考えはどうでしょうか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

役場新庁舎につきましては、町民ホールのスペースを計画してございます。結構広めのスペースで考えてございますが、その中で喫煙ルームというお話でございまして、喫煙スペースもきちんと、その中の煙が出ないような構造でないと、やっぱり受動喫煙は防止できないということでございまして、それが可能なかどうか、結局、喫煙ルームで吸った煙は、もう外に排出できるような構造じゃないと、完全な分煙にはならないということでございまして、それが可能なのかも含めて、今後検討してみたいということでございます。

○議長　1番、小柴敬君。

○小柴敬　この4,100万という、町がたばこ税をいただいている、入金していると。私ちょっと計算をしてみました。町のたばこ税、これは千本に対して5,262円、こういう金額が毎月入金をされているということであります。これで逆算していきますと、約1,100人前後の方が町で喫煙をされておると、当然、町の庁舎に来庁いただいて、手続き等の間にたばこが吸いたくなつたということの方もいらっしゃると思いますので、やはり前向きにそういった分煙ルームというようなことを検討していただきたいと。また、吸う人、吸わない人、それぞれの言い分はあるとは思いますが。その中間点を取って、何とか見出さずして、また、この役場庁舎という問題は、結構、28年、29年度ぐらいに新しく新庁舎

が完成するというところで、検討の時期というのはそろそろ迫っているのではないかというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討、またその着工までにぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

私の質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時36分)

○議長 再開します。(13時00分)

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。議員番号3、長谷川義雄です。田植えも終わり、農家の皆さまには、一段落してほっとしていることと思います。私は今回の6月定例議会にあたり、町当局へ2つのテーマで質問して考えを伺いたいと思います。

まず最初に、町の施設で現在使用されていない、いわゆる遊休公共施設について質問していきます。

その中の一つとして、学校のプールについてですが、町はこれから3年間の実施計画の中で、今年27年度中に野沢横町にある旧西会津小学校のプール解体を考えており、その1年において、平成29年度、旧尾野本小学校のプール解体を決定しています。解体費用は両方ともそれぞれ1千万円ずつで、計2千万円計上されています。旧西会津小学校のプール解体跡地は、新役場庁舎の一部となることは町民はわかりますが、旧尾野本小学校のプール解体後の跡地の利用計画については、地元の森野及び町民にはまだ示されておりません。また、議会報告会でも何箇所の間においても、旧尾野本小学校プールを子どもたちのために利用できないのは困ったなど話が出ます。また、プールは水泳ばかりでなく、非常時には防火水槽的な役目もあります。

このように、町には多くの事業計画があるのですから、決定されたなら、町民に早めに内容を説明する責務があると思います。このような観点から、遊休公共施設等について、私の質問の一つとして、遊休公共施設等整理事業には、旧西会津小学校プール解体、旧尾野本小プール解体とありますが、それ以外の遊休公共施設もあると思うが、維持費はいくらですか、費用はいくらですか。解体跡地の利用等はどのように考えているかもお聞きします。

2つ目としては、プールを解体せずに防災面から、防火水槽には利用できませんか。

3つ目として、小中学校にプールが必要との住民及び保護者の声もあるので、旧小学校のプールの利用は考えられませんか。

2つ目のテーマとして、西会津町空き家等の適正管理に関する条例について質問いたします。この条例は昨年10月より町において施行されました。約8カ月経過した中で、条例施行がどんな事例がありましたか。国でも空き家対策の推進に関する措置法を2月に一部施行し、先月5月26日には全面施行しました。その中では、空き家の所有者を迅速に特定するために、自治体に固定資産税の納税記録の照会を認めたり、立ち入り調査の権限も明記しています。また、所有者には、修繕など段階的に指導、勧告、命令もでき、最終的には行政代執行による強制撤去の規定もあります。このように国も力を入れて空き家対策を講じています。

わが西会津町では、すでに空き家の適正管理に関する条例を国に先駆けて制定、実施し

ているのですから、良好な住環境の維持向上を図るとともに、安全安心な地域社会を形成するためにも、今後の努力を一層願うものです。

以上のようなことから、西会津町空き家等の適正管理に関する条例についての質問として、一つは目は、西会津町空き家等の適正管理に関する条例施行後、約8カ月経過したが、条例により対応した件はありましたか。周知はすべての所有者にできましたか、お聞きし

ず。

2つ目として、空き家等対策推進に関する特別措置法が2月26日より施行し、国の基本方針との整合性について問題はありませんか、お聞きします。

以上、2つのテーマを今回の私の一般質問とします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、旧小学校のプールの利用についてお答えします。

主要事項報告の中で町長が申し上げましたとおり、西会津小学校におけるプールを活用した体育の授業を実施する施設については、町教育委員会が既存のプールの再利用なども視野にいれ、総合的に調査・検討を行い、その実施方針を取りまとめたところであります。その内容といたしましては、プールフロアを使用しないで水深を調整し、安全面及び衛生面等を十分考慮しながら、さゆり公園屋内プール及び屋外の乳幼児プールを利用するのが一番望ましいというものであります。

このことに関して去る5月22日に開催されました第1回西会津町総合教育会議において協議し、認識の一致をみたところであります。

このことから町教育委員会といたしましては、西会津小学校におけるプールを活用した体育の授業をさゆり公園内プール及び屋外の幼児用プールで実施することといたしましたのでご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、遊休公共施設の維持費や解体費用、跡地利用について、お答えいたします。

議員もご承知のとおり、本町には小・中学校の統合に伴う廃校施設をはじめ、遊休施設が数多くあるところであります。遊休施設の基本的な活用方針につきましては、町民の皆さんの声を最大限に尊重するとともに、廃校施設等利活用計画などにに基づき、活用できるものについては、積極的に有効活用を図ることとしております。

これにより、現在まで、奥川みらい交流館や国際芸術村、農林産物加工研修施設などに有効活用しているところであります。また、老朽化などにより活用できない施設につきましては、危険性などを判断し、現在まで計画的に解体撤去を進めてきたところであります。

おただしの遊休公共施設の維持費につきましては、保険料や光熱水費など、全体で年間約200万円を要しているところであります。また、解体に係る費用であります。現在、実施計画に計上しております旧西会津小学校及び旧尾野本小学校のプール解体費用が、それぞれ1千万円であります。なお、その他の施設の解体費用につきましては、現在、積算はしておりません。

次に、跡地の利用についてであります。町全体の事業計画や前段に申し上げました遊

休施設の基本的な活用方針に基づきまして、活用できる跡地につきましては有効活用を図ってまいる考えであります。また、活用が見込めない跡地につきましては、財源確保の観点からも、売却などの処分を積極的に進めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、プールを防火水槽として利用するご質問にお答えいたします。

町では、火災時に必要な消防水利として、消火栓や防火水槽のほか、河川などの自然水利を利用しているところであります。

おただしの遊休施設のプール水の利用につきましては、施設管理の安全上の観点から適切ではないと考えております。なお、自治区の実態において、消防水利が不足している場合につきましては、年次計画により防火水槽を整備してまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、西会津町空き家等の適正管理に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

近年、老朽化した空き家につきましては、防災、防犯、景観、衛生などの面や、周辺住民に倒壊の不安を与えるなど、本町にとどまらず、全国的な問題となっております。このようなことから、町では空き家等の所有者に対して建物等の適正な管理を促し、管理不全な状態となることを防止するために、国に先駆けて、昨年10月に、空き家等の適正管理に関する条例を施行したところであります。

条例の施行にあたっては、町内の全世帯や町内の事業所に対し、本条例解説冊子を配付するとともに、広報紙への掲載などをおして周知を図ってきたところであります。また、町外在住の所有者等に対しましても周知を図るため、同冊子を430件送付したところであります。

ご質問のありました条例に基づく対応件数につきましては、これまでありません。なお、住民からの相談により、危険な空き家等の所有者に対し、建物等の現状を伝えながら解体等を依頼してきた結果、4棟の空き家を取り壊していただいたところであり、また、生活環境に害を及ぼしていた大量の廃タイヤによる不法投棄1件につきましても、このほど撤去していただいたところであります。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法に関するご質問にお答えいたします。国が本年2月26日に施行した空き家等対策の推進に関する特別措置法に伴い、法的根拠が明確化されたことから、今後は国や県とも関わりが深められ、より効果的な対策ができるものと考えております。なお、同法律や国のガイドラインと本町の条例の整合性については、法令違反となる問題はなく、むしろ条例では、空き家等の危険な状態が切迫している場合、法律に定めのない緊急安全措置などを定めており、実態に応じた柔軟な対応ができるものと考えております。

本事業を進めるにあたっては、実態調査に基づいた空き家等の現状等を踏まえながら、安全・安心を確保するため、同法律や町の条例に則した対応をしてまいりますので、ご理解願います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、まず最初に遊休施設についてですが、平成27年度は旧西会津小

学校、野沢ですけれども、それは小学校跡が終わってから役場庁舎の一部になる、それはわかりますが、尾野本小がプールを壊すことについて、跡地の利用が決定されていないのにも関わらず、計画にあがっているのはどういう訳でしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

旧尾野本小学校プールにつきましては、議員おただしのとおり、平成29年度に取り壊しの予定ということで実施計画に計上しているところでございます。跡地、取り壊したあとの跡地利用は決まっておられません。ただ、町の方針としまして、今まで老朽化した、統合によりまして廃校になったプールにつきましては、順次計画的に取り壊しを行ってきたところでございます。なにぶんやっぱり管理もきちんとできていない中で、事故等の心配等もございますので、今までも過去においても、計画的に取り壊してきて、29年度は尾野本小学校のプールを取り壊すと、そういったことで実施計画に計上したところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私も冒頭で話したように、確かに消防の小学校のプールの水を使うというのは好ましくないというのは理解できました。緊急の場合は往々にして使うことがあると思います。それで、解体するについて異論はないですけれども、何回も言うように防災面からも必要だと私は考えています。消防団の方についてもお話を聞きました。消防団のほうにも、まだいまだに説明はないが、解体するのもいいが、そういった関連団体に話ぐらいあってもいいんじゃないかとあるんですが、急いで年次計画で壊すのもわかりますが、その辺のところをお聞きしたいんですけれども。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、施設の老朽化ということで、やはり安全上から考えれば好ましくないというふうに考えてございます。特に滞留している水の部分では、藻が発生していたり、ごみがあったりということで、万が一非常時に使ったとしても、消防の給管等に付いて水がはじけないというような、逆に危ないケースも考えられます。そういったことから、やはり、もしその地域が水利の充足をしていないということであれば、それは防火水槽を整備していく必要があるとは思いますが。

それで、関係者に連絡がないということではありますが、これについては今後、まだお話しはしてございませんが、機会があるごとにその辺はお話をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の説明もわかりますが、地域によっては、例えば芝草とか森野地区は平場が多いために、水源の確保が非常に難しい地域です。森野一つを取れば、下の川から上げなければ水の確保は、今の農家が水を引いている以外は水源の確保はまったくできない状況です。それで、消火栓1本だと、1本は使えますが2本は非常に厳しいともいわれています。それでは私は質問しているわけです。だから、防火水槽を計画してから、つくってから解体してもいいのではないかと考えるんです。どう考えていますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほどちょっと舌足らずな部分がございますが、森野に限定してお話しするとするならば、現在、森野地内には消火栓がございますし、防火水槽もございます。消防の基準水利ということで定めがございますが、半径 120 メーター、それをエリアに消火栓なり防火水槽からどれだけ重なっているかということでやるわけですが、森野については、基準の中で充足しているというような状況でございます。それ以外に、もし他の地域でそれら、例えば芝草であれば、確かに芝草の地は平地であり、具体的に今年度やる計画ではあるんですが、芝草の西側のほうがちょっと水利が不足しているということで、今年度そちらのほうに耐震性の 40 立方を整備する計画ではあります。

以上です。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 何回も言うようですが、かつては西高のプールを解体するにあたり、やっぱり地元、芝草地区より防火水槽を先に整備してからプールを解体してくださいという要望があって、そのようにしたと聞いています。それで、今後、今年、27 年度は芝草、白坂、杉山と 3 基とあって、平成 29 年度は 3 基についての場所は決定しているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度整備する場所につきましては、現在もう決まっておりますが、所有者、土地の所有者様ともお話をさせていただいている状況でございます。

すみません。29 年度の整備につきましては、まだ正確には決まっておりません。ただ、現在、今年度整備して、残り 14 地区がまだ空白域ということで充足していない地域がございますので、29 年は、今後それらを、状況を勘案しながら方向性を決めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだ、その 29 年度は決定されていないと、確かに決定はされていないのはそうなのですが、プールを解体する旧西会津小学校の付近とか、旧尾野本小の付近の方はプールが先にできたらいいのになという声がありますけれども、その辺はどのようにとらえていますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返す部分にもなるかもしれませんが、現在その野沢の地域、それから尾野本の中で、そのプールの関わる部分の消防水利の充足率につきましては、完全にカバーしてございますので、不測の事態ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かにプールの水を防火の面に使うのは不適切かもしれませんが、住民の不安を解消するためにも、防火に関する配慮をお願いします。

それで、プールの解体にあたり、かなりの深さが掘削すると思いますが、埋蔵文化財については問題ないのでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

まず役場新庁舎移転、旧西会津小学校に計画してございまして、今次補正に文化財の試掘にかかる経費を計上させていただきました。試掘は予算のご議決後に行うということでありまして、プールの解体の際に調査員の方、プールの取り壊しには立会いをして、その後、再調査が、本格的な調査が必要かどうかを判断するということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 文化財の保護も大切ですので、その節は、これから6月に入って梅雨も迎えますので、支障なくできるようにお願いしたいと思います。

次に移りまして、空き家対策について改めてお聞きします。空き家対策については、すでに空き家については、実態についてはすでに把握していると思いますが、町内には放置されて危険な状態の空き家があるとは考えていませんか。把握していますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年11月末に、各自治区長さん方にご協力をいただきまして、集落内の空き家について調査をしていただいたところでございます。その中で、空き家として出されたという件数としては387軒ございました。あくまでも区長さん方に細かな点については、例えば、これが通常管理されている、わかる範囲で管理されています、ちょっと一部壊れています、これはちょっと危険であるというような、区長さん方で確認できる最低限の調査内容でありまして、その中であがってきたのが今のところ21軒というような数字でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 21軒があると、それは今回、国が定めた特定空き家というのに該当するのでしょうか。その辺をお願いします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの調査については、あくまでも自治区長さん方のご協力による簡易的な調査でございます。現在、町ではこれらを集計しまして、所在地、それから所有者、ある程度わかる範囲で今データ化したところなんです。今後、実態調査ということで、現地に入りたいという考えでございます。それも極力アイパッドを使って、現地で簡易的な、この家は木造でとか、もう現場でいわゆる入力ができるような、台帳をつくるような形、それから合わせて写真、外観ですね、そういったのも調査をするような形であります。これはすべて、全部空き家というような、あがってきたものをすべてやりたいというような形でございます。それで、そのデータがまとまれば、いわゆる商工観光課でやっています空き家バンク、そちらのほうの情報提供にもなろうかなというようなことで、現在その作業に向けて準備をしているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その空き家等で、町はある程度把握していると思いますが、その中で所有

者がわからないとか、そういった観点で税の未納とかはないんでしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまの質問についてであります、実際にこれから実態調査という形で、今後それらをもとに、そういった部分も所有者を調べる中で把握できるのかなというふうには思っていますが、ちょっと今、現時点でどうだと言われると、ちょっとお答えしにくい部分がございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 詳細な調査をお願いします。

あと、空き家が危険な状態であれば勧告できますが、空き家ではなく危険な状態の場合については、対応は考えておりますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 空き家でない場合ということです。これやはり他町村でもなかなかこの部分は難しいところあります。いわゆる居住権なり、財産権なりというような部分もございまして、なかなか簡単には、行政では手におえない部分があります。実は2月ですか、この法律施行にあたって、総務省の福島行政評価事務所というところが、本町、先進的、昨年10月に施行したものですから、実態をお聞きしたいというようなことで話がありました。やはり、ある町村でもそういった、いわゆる今は空き家の話ですけれども、それが住人がいるといった場合で、やはりその町村においても住人がいて、やはり全然手が付けられていない、危険であると。ところが、なすすべがないと。なかなかこの部分が現時点、行政にとって課題であると。それで私のほうでも、そういった話をして、何とか国のほうでそういった対策が講じられるような、そういった話もさせていただいたところがございますので、ご理解ください。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そういった意味で、空き家対策をスピーディに進めるために、国では協議会を組織することができると思いますが、町では協議会をすることができるかと記載されていません。協議会の設立などについては考えていませんか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 確かに法の中では、できる規定ということで、その協議会の組織というようなことがございます。一方で、協議会をすることにスムーズに逆にできるのかなという部分も現在ちょっと思っているところはあります。今後の実態調査を踏まえ、ある程度私どもが現場でその実態をチェックするわけですが、最終的には、やはり専門の方にみていただかないと、これは先ほど言われました特定空き家だとか、そういう判断はつかないのかなというふうに考えてございます。本年度の予算の中でも、やはり専門家の派遣の分の予算化もしてございますので、なるたけスピーディにその対応できるように、仮に指導、助言、勧告といった作業過程の中でも、ある程度相手に期間を与えないといけないということで、かなり最終的に代執行に行くまでも時間がかかってしまうという部分もありますので、その辺の協議会については、ちょっと今のところまだそこまでは検討していない状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　なかなか空き家対策は難しい面があると思います。それで、法律の中では、国県は市町村が行う空き家対策に関する費用の補助、交付税の拡充とその他必要な財政措置を講ずるとありますが、どのようなものですか、まだ示されておられませんか。

○議長　　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　　ただいまのご質問にお答えいたします。

　まだ施行して間もなく、それから現在も、先日の5月27日にようやく、もっと詳しい内容のものが出たというようなことで、今のところそういった助成関係、いわゆる補助金であるとか、そういった情報はまだきていないところでございます。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　いろいろ質問しましたが、町民の安全安心のために各課長にはがんばってほしいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長　　8番、多賀剛君。

○多賀剛　　皆さん、こんにちは。8番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

　質問に入ります前に、この6月、私は新緑がまぶしく、風が爽やかで、一年で一番いい季節だなと感じております。6月1日からは1カ月間にもおよぶ大山祇神社の例大祭が開催されまして、週末などは大勢の観光客、参拝客で賑わっているようであります。また、この6月は毎週いろいろな場所でいろいろな地域おこしのグループによる各種イベントが目白押しであります。一昨日の6月6日は、福島県民球団、福島ホープスの公式戦が西会津で初めて、町内外から大勢の観客の皆さんにお集まりいただきまして、盛大に開催されたところであります。

　町長の主要事項説明にもありました、さゆり公園野球場が福島ホープス西会津球場への命名契約締結式も行われ、多くの報道陣も来ていただき、町のPRをしていただいたところであります。今後、年1回以上の公式戦開催や子どもたちとの野球教室の開催などが契約条項にはあるようでありますので、子どもたちの夢を育み、青少年健全育成の観点と交流人口拡大施策の中で核となるイベントとして取り組まれ、町の活性化につながるよう、大いに期待するところであります。

　また、昨日は1億200万円にもものぼるプレミアム商品券が町内3カ所で発売されました。早朝から長蛇の列ができ、早々に完売となる大盛況のうちに販売は終了いたしました。この商品券が多く町の皆さんに利用していただき、農、工、商業者の活性化の起爆剤となることに大いに期待するところであります。また、この商品券が本来の目的に沿った形で利用され、この事業、やってよかったなどと思われるようになることを強く望むものであります。

　それでは質問に入らせていただきます。まずはじめに、ICTを利用した行政サービスの推進についてお尋ねをいたします。

　現在、携帯電話やスマートフォンは、ほとんどの人が利用し、日常生活には欠かせない存在となっております。特に近年、スマートフォンやタブレット端末の利用者が急増し、携帯電話、いわゆるガラケー携帯電話の利用者を上回っている状況であります。このスマホやタブレット端末の普及によって、これらを使った行政サービスの推進に取り組む自治

体が年々増えてきております。その一つに、住民が日常生活の中でみつけた道路の陥没箇所などの問題箇所、この問題箇所は道路ばかりではありません。例えば水路であったり、先ほど同僚議員が話した流雪溝の問題であったり、あるいはごみの問題、公共施設だったり、最近問題になっているマイマイガの問題であったりと、いろいろなことありますが、こんなことをスマホなどのアプリを利用して、その場ですぐに町の担当課に知らせることができるシステム、そこではマイルポと呼んでいるそうでありますが、こんなシステムを今は導入されているところがあります。

これはスマホなどのボタン一つで何カットかの写真と状況、改善要望などをコメントし、正確に担当課に伝えることができる。スピーディーな対応ができ、また初動の効率化も図られ、きめ細かな対応が可能となるなど、メリットが大きいと思われしますので、次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目、このマイルポのようなシステム、または同様のシステムを本町でも導入できないかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、現在、各課にタブレット端末を配備したようであります。このタブレット端末、どのような目的で利活用されていくのか、今後の展望も含めてお伺いをいたします。

2つ目の質問といたしまして、緊急雇用創出基金事業の今後についてお尋ねをいたします。

東日本大震災原発事故から4年3カ月が経過し、いまだに風評被害対策、観光客減少対策など、まだまだ克服しなければならない課題が多い中、集中復興期間が今年度で終了し、その後は緊急雇用創出基金事業も終了するというところであります。この緊急雇用制度が導入されて以来、本町では数多くの事業に取り組み、多くの雇用を生みだしてきたところがあります。来年度以降もこの事業を一元的に終了させるのではなく、必要な事業は継続に向けて、引き続き要望をしていくことは当然必要でありましようが、最悪のシナリオも想定していくことも必要と考えます。この事業が終了となっても、現在の緊急雇用事業の中で、当然必要であり一般財源を使ってでも継続していかなければならないもの、あるいは残念ながら廃止せざるを得ないもの、こういったものがあると思うのですが、その住み分けはどうなっているのか、現在どのようなお考えでいられるのかお伺いをいたします。また、具体的に継続が必要だと思われる事業はどんなものがあるのか、お示しできるものがあればお示ししていただきたいと思います。

3つ目の質問といたしまして、通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。

近年、登下校中の児童生徒の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する大変痛ましい事故が相次いでおります。本町においても他人事ではなく、通学路の安全対策は喫緊の課題であります。4月に西会津小学校の新校舎も開校し、一部通学路の変更があったので、次の点についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、新校舎が開校するにあたって、通学路の安全点検は実施されましたでしょうか、お伺いをいたします。また、どのような体制で実施されたのかも併せてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、1点目の質問と関連しますが、危険箇所はどのくらいあったの

か、また、その対策はされたのかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、路肩の白線や横断歩道線が薄くなって見えづらい箇所や、横断歩道自体がない路線があるようであります。どのような対応をされましたかお伺いをいたします。

4点目といたしまして、登下校時の見守り隊を老人クラブなどに依頼したとお聞きしましたが、その経緯はどんなものだったのでしょうか。また、その後はどうなったでしょうかお伺いをいたします。

5点といたしまして、これは一つの提案でありますけれども、バス通学の児童生徒にも年に何回かは、一定の距離を集団徒歩通学をさせる試みも必要ではないでしょうか。これは安全対策を十分に取った上で、徒歩通学による交通安全指導や集団登校時のルールを学ぶことは、これから必要であろうという思いでご提案させていただきたいと思っております。

以上、3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、多賀剛議員の質問のうち、政策的な質問の中で、緊急雇用創出基金事業について、私からお答えをしたいと思います。

東日本大震災から5年目を迎え、県内においてはまだまだ多くの休業者や離職者などいるという厳しい雇用情勢が続いております。その雇用情勢の改善を図るために、震災等対応雇用支援事業、いわゆる緊急雇用事業が平成24年度から実施されてきたところであります。しかし国では復興需要や企業の生産回復を背景に、景気は徐々に持ち直しているということで、被災地3県、福島、宮城、岩手の有効求人倍率が全国水準を上回るなど、雇用情勢は改善しつつあるとして、本事業を平成27年度で廃止する方針を打ち出したところであります。これを受けて県においては、継続した国の財政支援が得られない場合には、次年度以降の事業は実施できないということでもあります。

町では、この緊急雇用事業により、平成24年度から平成26年度まで、37事業、107人の雇用を創出し、また本年度は西会津観光・物産復興PR事業など5事業8名分の雇用を確保したところであります。本町にとって大変重要な事業であることから、県とともに本事業が継続されるよう強く要望をしているところであります。

なお、継続が必要と思われる事業についてのご質問ではありますが、これまで町道等美化事業、放置された産廃物の撤去を進める事業については、平成26年度で事業の対象外となりましたが、町としては継続して実施していくことが必要だと、こう判断をいたしまして、町単独事業として実施しているところであります。

また町としては、現在行っている事業についても、町民生活に密着したもの、地域経済の活性化につながるものがありますので、今後も継続して実施することが必要と、こう判断したものについては、町単独事業として実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、ICTを活用した行政サービスの推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目のスマートフォンなどを使ったマイレポシステムの導入についてのおたただしですが、このシステムについては、愛知県の自治体などで、スマートフォンなどを使って、住民が道路施設の破損箇所や不法投棄などの写真、位置、状況を行政に報告し、行政はその報告を受けて必要に応じた対応を行うという広聴手段の一つとして取り組んでいるシステムであります。導入している自治体によると、行政による現地確認作業の省力化、行政の目が行き届かない課題、問題を把握できるといった点がメリットとしてあげられており、一方、住民が写真などを直接投稿する方法のため、プライバシー保護の問題、さらに住民の認知度が低い点が課題として報告されております。

本町では、区長さんを通じた陳情、要望活動やまちづくり提案制度、町長へのおたよりにより、広く提案・要望などを受け付けているところであり、なかには動画が添付された電子メールによる提案なども寄せられております。こうしたICTの進展を踏まえ、町としましても、広く町民の声を聞く広聴手段として、ICTの活用についての調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、各課に配備したタブレット端末の今後の利活用についてであります。町では、災害時等の迅速・的確な情報伝達、さらに各課関連業務の情報連携による業務の効率化、住民サービスの向上などを目的に、タブレット端末9台を導入し、各課に配置したところであり、現在の利用状況は、出張、外出先での記録作成やインターネットの閲覧、地図検索などの情報取得に利用しているところであり、

今後は、空き家調査など情報データベースの作成や、災害時などの現場とのビデオ通話によるやり取り、さらに、会議開催時のタブレット端末の活用など、業務の効率化、情報収集の迅速化などの推進に向けて、活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、通学路の安全対策につきましてお答えいたします。

まず1点目の安全点検の実施及び2点目の危険箇所とその対策についてお答えいたします。西会津小学校の移転に伴い、新しく徒歩通学となります通学路の点検を昨年11月12日に実施いたしました。点検内容といたしましては歩道の有無、交通量、街路灯の有無及び危険箇所などについてであり、教育委員会と小学校が合同で実施をしたところであり、

この点検により横断歩道がない、見通しが悪い、道が狭いなど危険と思われる箇所が主に7カ所確認されました。特に横断歩道がない箇所につきましては、できるだけ早急に設置していただくよう喜多方警察署に要望を行っております。また、学校といたしましても登下校時における交通安全指導の強化を進めているところであります。

次に3点目のご質問であります。確かに路肩の白線や横断歩道が見えづらくなっている場所がございます。路肩、路側帯につきましては、道路管理者に塗り直しを依頼しております。すでに学校付近の町道につきましては作業が終了しているところであります。また、横断歩道の塗りなおしですが、これにつきましては本年8月中までには対応していただけることになっております。

次に見守り隊についてであります。本年3月の16日と24日に教育委員会と小学校が合同で、今年度から通学方法が変更となります自治区を対象に通学に関する説明会を行いました。また、3月下旬から4月上旬にかけて4自治区の総会に小学校の校長が出席し、徒歩通学に関する説明のほか児童への声かけ、付き添いなどの協力を依頼したところでもあります。

その結果、各自治区の保護者及びボランティアの方々によります見守りや登校の付き添いなどのご支援を今日もいただいているところであります。さらに公民館事業であります学校支援地域本部事業の中に児童・生徒の通学時の見守り隊を組み込み、今年度から事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、バス通学の児童生徒にも集団徒歩通学させる試みはとのご提案であります。大変よい提案であると思っております。しかし、実現に向けてはスクールバスの運行時間の変更などクリアすべき課題もありますので、今後十分検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。以上です。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。まずはじめに、緊急雇用制度について町長からご答弁いただきましたので、緊急雇用について再質問したいと思っております。今までこの緊急雇用、いろんな事業をやって多くの雇用を生みだしてきた。私はよかったなと思うんですが、まずその成果、成果といいますか、この緊急雇用制度でやった事業、雇用が多く生まれたわけですが、成果をどのように検証されましたでしょうか、それをまずお尋ねしたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

これまでの実績ということで、成果という部分ではございますが、これまでさまざまな事業、確かに制度化してまいりました。全部で107名の雇用を生み出したということで、町の雇用対策の一環ともなっているという部分も強く考えております。また事業によりまして、今までなかった観光地の発掘とか、そういう部分も新たに発見されたということで、さまざまな面で成果は表れていると考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私は個人的な見方をすれば、国県からお金がくるからいやおうなしにやっているんだなというような事業も見受けられないこともなかったんですが、その中でもやっぱり雇用を生みだしているということは最大の成果であったなという意味であります。それで、先ほど町長のご答弁の中では、この26年度は、いわゆる財政支援がなくなった事業も単独でやっているのがいくつかあるということであります。それはそれで必要な事業であるから継続しているんでしょう。私は、いわゆる来年度以降、今年やっている事業について具体的にお示しいただければなという思いで質問させていただきました。要はその事業に関わっている人のみならず、関連している人、大変これ心配しているんです。その辺、来年度に向けて、来年度、今年やっている事業で来年度以降どうなるのかと、そういうのを具体的にある程度示していく時期ではないのかなという思いでありますので、その辺いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 現在、緊急雇用で対応しているのは、先ほども言いましたように、5事業ございます。関係するところでは、直接ということで2課、そして3団体、これで8名ということであります。事業内容でおただしであれば、担当課のほうから説明させたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

現在5事業でございますが、先ほど町長申し上げましたように、直接実施事業が2つ、あとは委託事業ということで3団体行っておりまして、まず一つ目ですが、健康がいちばん、食運動検診推進事業、健康福祉課のほうで実施しているものでございます。あと有害鳥獣対策事業、こちらのほうは農林振興課のほうで直接でやっております。続きまして3つ目でございますが、地域資源を使つての交流人口拡大で元気な町になろう事業ということで、これは委託事業でございまして、こちらのほうは西会津町振興公社のほうに委託しております。あとは西会津まちなか観光PR事業ということで、こちら委託事業でございまして、西会津町商工会のほうに委託しております。あとは西会津観光物産復興PR事業ということで、これも委託事業でございまして、NPO法人超機密プロジェクトのほうに委託する全部で5事業でございます。

また今後、継続する部分はどういうようなものかということでございますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、やはり直接町に影響の及ぼすもの、あるいは町経済の活性化になるものという部分、現在の事業の進捗状況とか、そういうものを判断いたしまして、今後はっきりさせていきたいなどは考えております。まだ始まって2カ月ばかりでございますので、まだ具体的な成果というものは、どこまでというまでは、まだ追っておりませんので、その結果をみながら、踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 商工観光課長から5つの事業、今お示しいただきましたけれども、これ今年初めて始まったものばかりではないと思います。中身を見ると、すべてやっぱり重要な事業だなと私は感じております。だから、今、来年度も引き続きやるよとはっきりは言いづらいのかもしれませんが、それは早期に、その事業者ばかりではなく、関連、周辺、委託しているのであれば、その委託先においてでも、早く明確にしていくことが必要だと思います。当事者は、来年以降本当に心配に、不安に思っているというのが事実でありますから、ぜひそれは早期に、はっきり明らかにしていただきたいと思います。

それでは質問を変えまして、まずICTを活用した行政サービスの推進についてということであります。先ほど企画情報課長からはメリット、デメリット、よその自治体でやっている話をうかがわせていただきました。確かにこれはメリットばかりではないのかなという思いがありますが、私はやることによって、これはデメリットも多少あるけれども、メリットは随分あるなという思いがあります。そして、本町のように、いわゆるエリアが300キロ平米も、広いエリアの中で集落が点在している。今まではご答弁でありましたように、問題箇所があれば自治区長さんを通して提案書をあげる、要望をあげる、そういうのが当たり前でありましたけれども、いろんな情報を集めるには、やっぱりツールは多ければ多いほどいいと私は思っております。

そんな中で、私はいろんな今までご提案をしてきましたけれども、中にはお金も時間も暇もかかるやつ、周りを調整しながらやっていかなければならないやつというのがありますけれども、この件に関しては、本当にお金もかからない、経費もかからずできるシステムであります。ですから、ぜひこれ早く導入してもらいたいなという思いであります。今まで若い人がなかなか、区長さん、こういう問題箇所があるよと、これなんとか町に要望してくださいよということが言えなかった方が、意外とこの、いわゆるタブレットなり、スマホなんかのツールを使えば、簡単に、簡単にといいますか、いろんな情報が役場に届きやすくなるという思いがありますので、その辺もう一度ご答弁いただけませんか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 導入についてのご質問でございますけれども、先ほども申しましたように、最近こういった情報ツールを使って、いろいろな情報のやり取りをしておりますし、これだけ進展をしているわけですから、そういった情報手段を使っての行政のいろいろな公共手段に使うというのは、必要かなというふうには認識しております。

ただ、今回おただしのシステムにしましても、まだ導入している団体が、まだ1団体か2団体程度ということで、まだちょっと普及していないのかなという状況でありますし、先ほども言いましたように、プライバシーの問題もありますし、また、まだセキュリティ関係も、これもまだ十分検証されていないのかなというふうなお話も聞いております。まだまだちょっと、今導入するには、もう少し調査検討が必要かなというふうに考えているところでありますし、今後の費用対効果も考えて、今後十分、調査検討させていただきたいなと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 今後検討するということでありますから、あまり突っ込んでもしようがないでしょうけれども、費用対効果の面、言いますれば、これあんまりお金かからないです。ネット環境につながったパソコン一つあれば、役場は。その発信側のツールというのは、自分の携帯電話なり、タブレットなり、スマホで情報を集めてくれるわけですから、それで今、電話、タブレット、スマホには全部カメラが付いていて、そのカメラも年々機能がよくなって、画素数もすばらしく鮮明な映像が撮れるようになっていきます。だから、いわゆる費用対効果、費用なんかあまりかからないのでできるのかなと。私、心配するのは、こんなことをやって、いろんなその要望が行政に集まってきたならば、その対応に苦慮するのではないかなという心配はしておるんです。

そんな中で、町長、ひとつ提案なんですけど、これは先ほど言ったように、いろんな問題箇所があれば、情報が職員に全部共有できれば本当は一番いいわけです。そういうツールを使って大きな問題から小さな問題まで、いろんな問題あるかと思っておりますけれども、そんな中で、今現在で、例えば建設水道課にそういう、ここ穴あいていますよなんていう情報があれば、何かやっかいごとが来たような感じに取られかねない。あるいはちょっと中途半端な問題箇所であれば、各課、うちの課の担当ではない、たらい回しにされる懸念も私は、実は心配しております。

そんな中で、実は議会報告会の中でもありましたけれども、やっぱり将来的にはこうい

うことを推進するには、機動力のある担当課が必要だろうと、いわゆるいろんな自治体でやっている、すぐやる課というようなもの。町民から道路の陥没があれば、いわゆる写真を見て、ああ、これは早急にやらなければいけないな、もし詳しいことを聞きたいのならば、投稿者と連絡を取りながらでも、車に修繕道具を積んで行って、そこで行って仮設でも本復旧でもいいですけれども、修繕ができるというような、そういう機動力のある部隊が、部署ができれば、私は大変町民にとってはいいことではないかという思いがあります。

将来的に、これは職員の適正化計画、まだお示しされておりませんが、人員の問題もあるでしょうから、町長、そんなことを、これは将来的には私は必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今のメール等で要望なり、あるいは提案というものについて、今回、提案制度の中で初めて動画を掲載して、町長、これを見ていただきたいというようなことがありました。これはもう一般的に、これ全部本人にも回答しておりますから、実はこの散歩をしていたならば、流れて来た水に少し泡が混ざっている。これは何だろうということで、ちょっとその状況を動画で添付して、これを調査していただけないかというようなことだと。実際にその動画を見たならば、これはある意味では洗剤なのかなということもありますけれども、しかしこれはすぐ調べるべきだということで、担当課が行って、水質検査、あるいはその状況を確認したらば、もう今、雨が降っていないので、水が流れていなくて、その状況に判断少しできなかったということでもあります。専門の見地からいくと、たまたまこういう自然的なもので、こうした現象が現れる可能性もあるというようなことが専門家に言われたと。もう一回、今度、雨等が降って水が流れていれば、この水質検査はしっかり対応しますというようなことで、答弁をしてあげました。

やっぱりそういうことが、これからメール等を出して提案をしたり、ある意味では現場の写真を添付して、担当課のほうに送るというようなことも、これから流れとしては出てきても何らおかしくはないんじゃないかなというふうには思っています。

ですから、今後行うにしても、例えばこれ個人的に、今度どんどんどんどんそういうのをエスカレートしていってしまえば、個人的なものが、名前まで出されて、いろいろなこう出てくるということについては、これはある意味では一定程度のセキュリティをかけなければならないし、そして、さらにはどういうものだったら受け付けてもいいけれども、あまりにも個人情報的なものについては、やはりそこは制限をしなければならないということも含めながら、検討していかなければならないというふうには思っています。

今、建設課でもそうでありますけれども、そういう情報を得られれば、1週間も2週間も経って行くというようなことは、現在しておりません。ですから、道路の陥没があった、あるいはここに溜まりがあって自転車通学で、こうした場合どうなんだというようなことを言われれば、すぐに今対応しているというのが実態であります。しかしこれは、職員にも限度がありますので、実際、実行するそうした作業ということになりますと、今度は別な作業班で対応しなければならないというようなこともありますので、そうしたシステムがこれから即実行できる体制づくりというのは、今後どうすべきなのかということも含めて、十分即効性のある取り組みはしていきたいというふうには思っています。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。私は、私自身もアナログの世代でありますから、いわゆるITに精通しているわけではありませんが、これからやっぱりそういうツールをどんどん利用して、セキュリティ、個人情報、いろいろな問題がある等々、話がありましたけれども、これからはどんどんそういう情報ツールを使いながら行政サービスをやっていくべきだなと私は思っておりますので、その辺もひとつ町長にはお願いしておきたいと思えます。

質問変わりますけれども、タブレット端末について、企画情報課長からは各課に配備して、ある程度使い方はこう使っているという説明がありました。私、このタブレット、各課に配備したタブレットも、中にはいわゆるSIMカードが入っていないくて、Wi-Fiの環境でしか使えないものもあるというようなことをうかがったんですが、それは事実でしょうか。全部同じ状況、環境で使えるものでしょうか、お尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 タブレットについてのご質問でありますけれども、9台、先ほど配置したということですが、いわゆるセルラー方式、庁外でも携帯電話なんかにつながって、庁外からやり取りできるもの、これについては3台ということで導入しております。Wi-Fi方式については、庁内で利用するというので6台、導入しております。以上、9台でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 3台しか、いわゆる庁舎、庁外では使えないということでありまして。私、それ聞いたとき、何か中途半端な使い方だなという思いをしております。先ほど町民税務課長、空き家等のあれで使っていると、一昨日は商工観光課で写真を撮りながらタブレットを利用しているのを拝見しました。この庁内でワイファイの環境下じゃないと使えないものというのは、本当に私、いったい何に使うのかなと、この議場でも実は使えないですよ、そのタブレットは。だから、やるならば、いわゆる同じ環境で使えるようにして、できればこれ実際庁内LANにはつながらないですよ。これはセキュリティの問題があつてなかなか難しいんでしょうけれども、私はこの、これからの行政サービスというのは、いわゆるタブレット一つでいろんなワンストップサービスができる、窓口で相談を受ければ各課をまわらなくてもそこで全部手続きができる、そういうふうな時代にこれからはなっていくと思っておりますので、これ将来的には、今のSIMカードが入っていない6台、そのままでしょうか、これ使って、やっぱり庁舎外でも使えるようにすべきと思うんですが、そんなことは考えてないですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 タブレットについてですけれども、確かに、先ほど言ったように庁外で使えるもの3台、それからWi-Fiで使える環境のものを6台ということですが、これ自体も試行的に入れてみて、それでいろいろ各課で利用してみて、こういった利用道があるとか、そういったものがまた各課からあがってくれば、そういった使い道に応じたようなシステムに変更していきたいなというふうに思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 試行的にということでもありますから、これも深く追求しませんが、つい最近までもあったんですね、あるNPO法人がタブレット端末を高齢者の方に相当数お配りして、買い物に使っていただくということだったんですが、まったくと言ったら失礼かもしれませんが、ほとんど機能することなく廃止になってしまったと、本当に無駄な、私もったいないなという思いでタブレットを使ったケースがありますので、まさか役場ではそんなことはないと思いますが、試行的に使うということでもありますから、ぜひこれは有効に使えるようなシステムのベースになるような形で、これから発展させていただきたいと思います。

質問を変えます。学校教育課長にご答弁いただきました通学路の問題についてです。私この質問を考えているときに、通学路というのは、この通学路の維持管理というのはいったいどの所管なのかなと、学校教育なのか、あるいは建設水道なのか、横断歩道、白線等は町民税務なのかなということなんですが、この通学路の所管というのはどこになりますか、お尋ねをいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

通学路の所管と申しますよりも、通学路を利用します児童生徒の安全の確保を図るところでお答えしたいと思うんですが、まず、これまで学校及び教育委員会が定期通学路点検、あとそこに建設事業、あと警察及び道路管理者などを含めた合同点検などを実施してまいりました。ただ、これから計画的に事業を進めていく、また定期的に進めていくためには、こういったばらばらな時点で点検を行うというよりも、組織立った点検業務を定期的に行う必要があると、それに対しては取り組みの方針等をしっかりと構築しまして進めるということで、今年度におきまして、教育委員会、あと町、あとPTA、警察、あと道路の管理者、あとは自治区等の関係者等を含めた組織を立ち上げまして、通学路に關します安全管理、安全確保、そういったものを進めてまいる考えであります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 今の組織はこれからつくるということですね。わかりました。私が心配していたのは、何かその所管がよくはっきりしないので、連携はどうなっているのかなということでもあります。横断歩道は町民税務、町税で担当するのかなと、それで道路脇の草、実際今見ていると白線の内側を歩きなさいよと言っても、実際その路肩からの草が生い茂っていて、もう道路、白線の内側は歩けない、そんな状況。それ草刈ってくれといったときに、これは建設水道の話なのかな。いろんなことがありましたから、今言った団体、これ早急に立ち上げていただいて、その通学の維持管理、安全対策というのは進めていただきたいと思います。

私、実際に線とか何か、8月までにはある程度はっきりするということではありましたが、実際この通告書を出す前にいろんな通学路を歩いてみて、どうもこの町長がよくおっしゃるスピード感です。4月にはもう新しい学校が開校して、季節的な要因で、春先は濡れていたり、積雪等の状況でなかなかできなかったという状況もあるでしょうけれども、何でこれ6月になってもやらないのかなと、そういうことを大変心配しておりましたので、それは8月までに線は引いていただくということでもあります。

あともう1つは、横断歩道、これもはなから通学路なんて予想、決まっているわけですから、これは交通安全団体、警察ばかりではなくて、これは強く、これは町長にお願いしたほうがいいのかな、横断歩道なんかは、子どもたちに横断歩道、手を挙げて渡りなさいよと言ったって、実際、違反とは言いませんが、横断歩道のないところを、今、渡らせている状況です。これは信号機だって、あれだけ暇かかると言ったのに、これだけ早くできた経緯もありますから、信号機に比べれば横断歩道の線を引くなんていうのは、私はそんなに難しいことではないなという思いがあります。これは警察署関係に町長のほうから強く申し入れていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 当然、言われるとおりであります。新しい学校をつくって、横断歩道とか、安全管理を徹底しないなんていうのは、これはあり得ないわけですから、当然この指摘をされても当然のことだというふうに思います。

したがって、その関係課たらい回しではなくて、やっぱりつくるべきところはしっかりつくると、例えば事故が起きると、すぐその箇所を直すなんていうことが多々あるわけです。そんなことのないようにしっかり徹底してやってくださいということで、担当課のほうには町長名で要望書を、仮にどこに、交通安全とかうんぬんそういうところに出せばいいのか、警察だとやってくれるのか、しっかりそこは点検して、早急にやりなさいという指示、今、出しているところでありますので、近々しっかり対応したいというふうに思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ町長よろしくお願ひ申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと議員控室、第1会議室において、総務常任委員会を開催してください。

本日はこれで延会します。(14時24分)

平成27年第5回西会津町議会定例会会議録

平成27年6月9日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	会計管理者兼出納室長	長谷川浩一
副町長	伊藤要一郎	教育委員長	五十嵐長孝
総務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
企画情報課長	大竹享	学校教育課長	会田秋広
町民税務課長	上野善弘	生涯学習課長	石川藤一郎
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	佐藤泰
商工観光課長	伊藤善文	農業委員長	佐藤忠正
農林振興課長	玉木周司	農業委員会事務局長	玉木周司
建設水道課長	成田信幸		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡部峰明	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第5号）

平成27年6月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 鈴木 満子 | 2. 荒海 清隆 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 清野 佐一 | 5. 長谷沼清吉 | |

○議長 平成 27 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 07 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 7 番、日本共産党の鈴木です。3 点ほど通告いたしましたので順次質問いたします。

まず 1 点目は、透析治療をなさっている人から、治療体制について若干質問がありますということになりましたので、私が代弁して質問いたします。血液透析では、患者さんの血管から血液の有害物を出し、浄化した血液を体に戻すという方法で、1 回 4 時間から 5 時間、週 2、3 回行うものです。

そこで本町の透析患者の人数を地区ごとに教えていただきます。

2 番目は、透析の病院が何箇所になっているのか、分かれているのか伺います。

それで、現在の治療体制について、患者さんや家族から要望が出ていないかどうかお尋ねいたします。

私のところへ一通の手紙が来ました。内容は家で寝たきりの母親がいます。夫は透析で 1 日おきに病院へ行かなければならないと、奥さんが運転して病院に行くと、今年の冬は雪が多かったので、若松の病院に行くのに命懸けだ。家に母を残して、一人おいて行くわけです。ここで私がお尋ねすることは、国保診療所で機械等を整備し治療を受けられたら大変助かるのですが、できないものか伺います。たぶん高額な費用はかかると私は思っております。でも、前向きで、やはり応えいかなければならないと思います。

2 点目は、高齢者からの声です。ごみを出す場所が遠くて、高齢者は出すに出せないという状態があるという、これは大きな問題ではありませんが、その辺が高齢者からの声が私のところに届きました。

調査して対応すべきではないかと伺います。

クリーン推進委員の本来の仕事はどんな内容なのか、この人たちが何かできないものか、私自身思っております。

3 点目は教育問題について、保護者からの声です。

新しい小学校の後ろの整備は全然しておりません。進んでいないのではないかと伺います。線路側にフェンスをつくらないととても危険です。線路と校庭、空き地がちょうど高さが同じですので危ないというわけです。あそこに小さな踏切があると思います。あれは給食センターからずつと行く、5 メートルかそこらの問題ですが、非常に危険性が多いと思います。これは 4 月当初、開校されたときに、すでにできていなければならない問題ではないかと私は思います。そういうことで、きちんと早く、早急にこれを実施してほしいなという考えがあります。

それから 2 つ目には、旧尾野本小学校の講堂を音楽ホールとして使用したいと、こういう芸術家が大変多いんです。これは同僚の議員からもあったと思います。これをやっぱり

残すべきではないかと私は思います。これをぜひとも残していただいて、芸術家が来ると同時に、そこを使うという。芸術家の言葉には、東北一の音響があるというんですよ、東北一ですよ。演奏をしていくときに、東北でたった1つ、2つ、ここが音響がいいところだと、こういうふうに断言しているんですよ。これは西会津は宝物です。それでひとつこの辺を考えていただいて残すべきではないかと思しますので、そこをお伺いいたします。

以上、3点が私の質問です。よろしく、最後の質問ですので、よろしくをお願いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 7番、鈴木満子議員の教育問題に係るご質問のうち、小学校後ろの線路側へのフェンスの設置についてお答えいたします。

西会津小学校も現在の地に移転してから2カ月が過ぎ、児童も環境に慣れて生き生きと活動しております。また、行動範囲も徐々に広がってきていることから、学校周辺の危険箇所の点検等は随時実施しているところであります。

この結果、事故につながる可能性があるかと判断された場所といたしまして学校裏手の踏切がございます。この踏切には遮断機及び警報機が設置されておりません。児童が何らかの事情によりこの踏切に近づくことも考えられます。踏切事故を防止する策といたしましては議員からご提案のありました線路側の敷地をフェンスで囲うということも一案であります。

このような内容も含め、児童が簡単に踏切に立ち入れない対策を早急に講じたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、鈴木満子議員の透析患者の治療体制についてのご質問にお答えします。

人工透析は、腎不全などで衰退した腎機能を補うため、人工的に血液中の毒素をろ過し、取り除く治療であり、本町で把握している患者数は、現在14名であります。その内、透析治療を通院により行っている方の地区ごとの人数であります。野沢地区が4名、尾野本地区が1名、新郷地区が2名、奥川地区が5名となっております。その治療を行っている病院であります。会津若松市内が2カ所、喜多方市内が1カ所、会津坂下町内が1カ所となっております。患者さんの家族等からの要望ではありますが、現在は特に出しておりません。

町の診療所で人工透析治療ができないかのご質問ですが、町内の患者さん全員を治療するためには、透析装置が最低でも5台必要となるほか、衛生面からも専用の施設整備が必要となります。また、人工透析は生命維持のための治療であり、治療にあたっては、専門知識を持った医師、看護師、臨床工学士などのスタッフを配置することが必要であるほか、単なる透析治療だけでなく一年中患者の管理が必要であることから、入院施設のない診療所では極めて困難であります。

そのため、町では、重度心身障がい者医療制度や特定疾病療養受療証の利用による医療費自己負担の全額助成や、通院に要した交通費に対する補助を県の基準より手厚くするなどの支援を行っておりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、高齢者のゴミ出しについてのご質

間にお答えいたします。

ゴミの収集につきましては、各自治区において収集場所を定めていただき、町が指定した収集計画に基づき、町の委託業者により収集しているところであります。

おただしのゴミの収集場所が遠いなど、不便をきたしている自治区があるのであれば、自治区長やクリーン推進員、委託業者と実態について把握するとともに、新設が可能であるかどうか、協議してまいりたいと考えております。

次に、クリーン推進員の仕事に関するご質問にお答えいたします。

現在、クリーン推進員につきましては、119名を委嘱しております。職務といたしましては、ゴミの適正な分別方法の指導をはじめ、廃棄物の減量に関する指導、ゴミの収集場所の整理のほか、環境美化の指導など生活環境の向上を図ることを目的としております。また、自治区内における不法投棄の監視としても活動をいただき、不法投棄を発見した場合には、町や県産業廃棄物不法投棄監視員に情報提供していただくなど、連携した対応をしていただいておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 7番、鈴木満子議員の教育問題のご質問のうち、旧尾野本小学校の講堂についてのご質問にお答えいたします。

旧尾野本小学校につきましては、平成24年度に策定した廃校施設等利活用計画では、校舎及び講堂は、解体し跡地の有効活用を図るとの方針が決定されているところであります。こうした中で、講堂につきましては、昨年音楽コンサートが2回開催されるなど、木造の雰囲気や音響効果を活かしたコンサート会場として保存してほしいとの要望が出されておりました。

こうしたことから、町では本施設の利活用方法を検討するため、歴史的価値や文化的価値、構造的な課題等を調査することとし、県内で歴史的建造物の保存、活用の取組みを支援している福島県歴史的建造物活用保全促進協議会に専門的知識を有する建築士等5人を派遣していただき、4月に現地調査を実施いたしました。

調査後の意見交換では、建物は、オーソドックスな造りで、地域の方々の想いが込められている建物として価値を否定するものではないが、歴史的建造物としての視点から保存すべき建物とは言い難い。コンサートなどを行うには消防法や建築基準法に基づく設備、構造とする必要がある。修繕するにも相当な費用がかかるのでは、との意見が出されました。このように、専門家の皆さんによる本施設への評価や、音楽ホールとして使用するには、消防法や建築基準法に適合させなければならず、多額の改修費用が必要であるなどの意見を踏まえ、町としましては、音楽ホールとしての保存は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 再質問いたします。国保診療所で治療をできないものかと私が言ったのは、実際に治療しているところがあるんです、数は少ないけれども。そこはどのようなふうな条件なのかというと、無医村、医師がいない。無医村で、とにかく透析の患者が多いので、その先生をお頼みしてやっているということなんです。だからやっぱり、患者数が14名いるとなると、やはり通院は無理なところが出てくるのではないかと私思いますので、

やはりこの辺は前向きで、3年くらいかかってもいいからやってもらいたいなというのが実際の要望でございますが、いかがなものでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

答弁の中でもお話をしましたが、本当に患者さんにとっては週3回通院をしなければならぬということ、通院に対する苦痛というのは本当に大変あるのかなというふうに私も考えております。ただ、先ほど申しましたように、現在西会津にいる患者さん14名すべての方を町の診療所で対応するということにつきましては、大変こう、施設の改修等、あとは先生の問題、それから入院施設なんかも当然必要になってくるのかなという部分もありますので、なかなかすぐ簡単にできる問題ではないというふうに考えておりますので、今後、さらに検討は進めてまいります。なかなか困難なのかなというように感じているところでございます。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 お金がかかるわけですね、これは私自身知っています。医師と臨床工学士と看護師、それと機械、ベッド並びに洗血の水を流すところ、それから建物、それから水の洗浄と、これひっくるめるとだいたい1億はかかると思いますよ。それでも私は、やはり考えなければならぬところっております。患者の家族からの一通の手紙によって、私はやるべきではないかと、時間がかかっても、おそらく5年くらいはかかると思いますよ。これでもやるべきではないかと私は思っております。

それで、その家族の奥さんが運転するわけですね、そして運転が冬、運転していくと死にも狂いだ、私がここで事故を起こしたら家はアウトだと。そういうぎりぎりの線にいるという患者も中にはいます。それから患者の中には、下宿している人も、アパート借りている人もいますよね。この人たちはやっぱり男性ですので、この透析は必ず食べ物を注意しなければなりません。そういうところでいっても、受けても、そういうようなことができないでいる患者もいます。それから1日おきで奥さんの通院で、1日おきでやったら自分の仕事ができないという人もいます。だけれども、お金がずっとありますので、それを言うのはまずいかなというような気持ちでいるようなんですよ。だからその辺は、やっぱり考えていただいて、この治療をできるように、できるように考えてほしいということをお願いいたします。

だから、検討するという事は実施をするということの前提でもって取り扱っていただきたい、こう要望します。

質問を変えます。高齢者からの声ですが、確かに遠くというのはどの辺かと言うと、野沢だったら、かわちやのところありますよね。あそこからずっとこうまわって、下の高校のところ、高校の登り口、いわゆる猪野石屋さんのところ、あそこまで行かなければならない。これはとてもできないという声が出ておりますので、その対策、やっぱり全部が町でやるということは私は望みません。集落でひとつ考えてほしいという、そういうようなお話を集落でしていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的な場所を明示していただきましたので、お話しはしやすいかと思います。これまでも自治区においては、かなり遠い場所に集積場所があり、ここ2年ほど、新規に自治区のほうから設置していただきたいと、そういう要望もあって、これまでやった経緯もごございます。当然、今の場所につきましてもお話を聞けば、かなり場所的にも遠いということでもありますので、これらについては、やはり自治区、それからまたクリーン推進員の皆さんと、その辺を十分ご協議させていただいて、また委託業者と、どの辺が適地なのか、またその新設の可能性についてお話をさせていただければなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 奥川も、私のいるところも遠いです。私も今75歳なので、80になれば出せなくなるのではないのかなとこう思っているんですが、やはり、そこで優しい、差し伸べるような、そういうようなものができるように、村にこう援助するということが本当に大事じゃないかこう思います。それで、年寄りの人がいる中で、本当に困難、燃えるごみは出さないで野焼きしますとはっきり言う人もいますよ。一生懸命放送で野焼きはだめだ、だめだなんて言っても、その方法しかない、こういうような現状でございます。野焼きにならないように、やっぱり考えていかなければならないのではないかなと私は思っております。よろしくをお願いします。

それから、3点目の教育問題。やはり子どもの危険性が一番だと私が前に言ったことあります。ああいうところをほったらかしにして、ほったらかしにしたわけではないと私は思っておりますが、行ってみたら、全然手がかかっていない。こういうようなことでは、やっぱり4月のうちにきちっとその辺をやっていかないとだめじゃないか、今6月で事故が起きないですが、本当に先ほど教育長が言ったとおりに踏切があるんです、あそこ。踏切がありますので、あれをやっぱりどうにか、あそこを通っている人、通っている人もいるのかな。その辺がやっぱり心配でしかたがありませんので、そこからずっとこっち、今度保育所ができるというんです、そっちのほうまで平らに、線路と同じ高さでするので危ない。中学校のほうは線路のほうが高くなってこう落ちているんですよ、あそこは心配ないと思います。だからその辺を早急に取り組んでほしいなと私自身思っておりますが、いかがですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

あの踏切の危険性に関する認識は議員とまったく同じでございます。それで、あその踏切で万が一にも事故が起こったりしたら、本当にこれは大変なことでございますので、何らかの対策を講じていかなければならないというふうに思っています。

その一つの方法として、議員さんがご指摘されましたようにフェンスをつくるということがあると思います。これは校地の中に、例えば桜並木がありますけれども、植樹した。あそこにフェンスをつくと、そうすると今学校で畑をつくっている部分がありますけれども、あの辺りまで。それから給食センターの入り口は門扉をつくらなければいけないだろうと思います。そうすることによって、あそこから踏切に入ることは避けられる。ただこの場合でも、校地全体にフェンスをまわさない限り、子どもたちは町道を通って踏切に

行くという可能性が残ります。

ですからもう一つの対策としては、踏切そのものに入れないようにする対策、これが考えられます。ただこの場合は、あそこの踏切を通して、さらに先に耕作しておられる方、畑があってですね、おられますので、その方の了解を得ながら、話し合いをしながら進めていかなければならないというふうに思います。

それからもう一つは、踏切そのものに近づいたときに、例えば音とかそういうもので危険を知らせるといような対策も考えられるのではないかと。あるいはこういうことを複合的に対策として実施していくということも考えられるのではないかなと思います。

それと同時に進めなければならないのは、子どもたちの安全教育です。例えば踏切では具体的にどういう危険があるのかということ子どもたち自らに考えさせると。それから、それを避けるためにはどういうことを考えなければならないのか。それから、具体的にどういう行動をとればいいのかということをしかりと子どもたちに考えさせ、自ら考えて行動がとれるようにしていくということ、これが非常に大事なのではないかなと。

これは、実はこの教育は、安全教育の中で非常に大事な視点で、身を守るための基本的な部分だと思えます。通学する場合も、昨日ご指摘いただきましたように、さまざまな危険な箇所もありますけれども、ハード面できちんと整備していくと同時に、そういうような安全教育ですね、これを実施していく。そして、自らの身は自ら守ることができるように、行動ができるように、それぞれの発達段階に応じて指導していかなければならないというふうに思っております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 これ考えればきりがありませんが、やはり命を落としては、やっぱり始まらないので、早くフェンスを付けていただきたいと、こう思います。

あとは尾野本の講堂、何かを残すというと、消防法に引っかかるとか、建物のこの基準に達していないとか、それはそういうこと言われますが、それやっていたら何もできない。例えば、寄宿舎だって、宿舎だって消防法がないとだめだとか、こういうふうになるんですが、それをやるようにして、やっぱり考えてほしいなとこう思います。控室とトイレがあればいいんだと芸術家は言っています。あそこの講堂に、控室とトイレがあれば大丈夫ですよ、下手にいじってしまうと、その木の反響が悪くなってくるんだと、教室の。だからなるべくいじらないようにとこう言うわけですよ。だからその辺は判断が難しいと思いますよ。判断が難しいと思いますが、やはり、そしてもう一つは、芸術村の職員も多くなったので、職員さんたち、自分たちでやりますと言っているんですよ。だから、そこを、じゃあお願いしますとなんていうわけにはいかないから、そのところをやらせていただければいいなと思うんですが、どうですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 尾野本小学校の講堂の保存についてのおただしでありますけれども、確かに音響とか、そういった面で木造の効果というのがあるのかなということでもありますけれども、ただ、やはりホールとして利用するとなれば、不特定多数の方が利用することでもありますので、そういった方々が、利用する方のやはり安全性というものを、公共施設として残すとすれば、やはりそういうのを考えなければいけないのかなということ

あります。

ですから今回、専門の方にお話を聞きますと、あの建物自体、基礎のコンクリートも劣化していて、基礎からもう直さなければいけない。屋根にしても雨漏りしていて、天井が歪んでいるような状況だとか。また、あとそういった不特定多数の方が入るとすれば、そういう消防法とか、そういうのに適合したものでないと認められないのではないかというようなことをございます。

そういったことで、そういったものを修繕なり設備を導入するとなると、多額の費用がかかるんじゃないかということで、新しい施設をつくったのと同じくらいではないかというようなお話もありましたので、そういうことで、財政的な面も考えまして、なかなかそういう保存は難しいのではないかということで判断させていただきました。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 この件については、やはり慎重、慎重、慎重に考えています。だけど慎重では何もできないから、やはり一歩進んで、ぜひともこれを残してほしいなど、使うのはみんな使われます。歌も歌えます。合唱も使えます。そういうふうにしたいなこう思っておりますので、何とか前向きに検討実施のために、ひとつ骨を折ってもらいたい。そういうことをお願いして、私の最後の質問といたします。終わります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。10番、荒海清隆でございます。私は、ただ1点のみでございます。地方創生の実現について、町長にお伺いをするものです。

昨年の9月の第2次安倍内閣、改造内閣がありまして、総理大臣を本部長として、全閣僚で構成される、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。これを受けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。各都道府県から各市町村に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を努力義務として課してきたのが地方創生戦略と考えております。私は3月議会においても一般質問をしましたが、その後の経緯を踏まえて、再度質問をさせていただきます。

3月議会では町での策定方法をお伺いしたところですが、改めて町長にお伺いをいたします。町長はこの地方創生をどのようにとらえ、実現しようとしているのかお伺いをいたします。

2つ目は、人口減少をどのように考えておられるか、人口減少に歯止めをかける施策はあるのでしょうか、お伺いいたします。

3番目は、今こそ協働のまちづくりが問われるときだと考えておりますが、町長の所信をお伺いいたします。

地方創生の大きなテーマは、人口減少の抑制と東京一極集中の是正にあるというふうにいわれております。その点も含めてご答弁をお願いいたします。

これで私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、荒海清隆議員のご質問にお答えをしたいと思います。その前に、答弁前に申し上げますが、このたび特別功労者表彰及び自治功労者表彰を受章されました議員の皆さんに心からお祝いを申し上げます。これからも地方自治発展のために、一層のご活躍

のほど、ご期待を申し上げます。

それでは、改めて荒海議員の地方創生のご質問等にお答えをいたしますが、国では、人口減少への歯止めや地方への人の流れをつくり、地方での雇用の創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、時代に合った地域をつくり、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的に、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に制定いたしました。

これを受けて、本町におきましても、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び西会津町人口ビジョンを本年度策定することといたしました。総合戦略の策定にあたりましては、町の現状を踏まえ、町の特色が盛り込まれた将来ビジョンを示していくことが重要であると考えております。その基本的な考え方ではありますが、1つ目としては、町の資源を活かすことでもあります。本町には、歴史、史跡文化、山岳、河川などさまざまな資源が豊富にあり、これを有効に活用することでもあります。

2つ目は、地域力を活かすことでもあります。現在、町では活力ある地域づくり事業を推進しており、町内各地域で、町民の皆さんが地域の特性を活かした地域づくりに参画しております。地域を活かし、若者から高齢者まで地域づくりに参画することにより、元気なまちづくりにつながるものと考えております。

3つ目としては、人材の活用であります。町民一人ひとりが持つ知恵や能力を活かすことで、町民の皆さんのまちづくりへの参画の機会を設け、多くのアイデアを取り上げていきたいと考えております。

以上の点を踏まえるとともに、最後に、継続性であり、これまで取り組んでまいりました少子化対策や産業振興対策、観光振興や交流・定住人口の拡大のための取り組み等を一過性のものでなく、継続して取り組んでいくことでもあります。活力ある西会津町が、こうしたことから実現するものと考えているところであります。

次に、人口減少についてのご質問であります。人口減少は本町だけの問題に留まらず、日本全体の大きな課題となっております。何もしなければ、地方が消滅してしまうという事態もありえます。先ほど述べました基本的な考え方を踏まえ、本町の課題解決に向け、西会津町の将来ビジョンを策定していきたいと考えております。

次に、協働のまちづくりについてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、今回の総合戦略の策定は町民・議会・行政が認識を共有し、三者が一体となって取り組むことが重要であると考えております。

そのため、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略町民会議には町内各分野から21名の委員に参加いただくほか、策定作業の節目においては議員の皆さまのご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えているところであります。さらに、素案が完成しましたら町内各地区での町民懇談会やパブリックコメントを行い、まちづくりの基本原則であります協働のまちづくりの考え方に基づき、総合戦略を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは再度質問をさせていただきます。先日、全員協議会において、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての説明がありました。その中では、町としては庁内にまち・ひと・しごとの分科会をつくり、また町民の皆さんから公募して、総合

戦略策定町民会議を開きまして、5月の28日、第1回目の会議を開かれたというようなことでございます。

そこでお尋ねするわけなんです、今、人口減少は避けられないと、町長申されました。確かに今のままでは人口の減少は避けられないわけでありまして、2060年、この時期を境にして国では、1億程度の人口の規模を予測しておるようでございます。そうしないと生産人口、そういうのがなくなってしまうというようなことで、地方に人口のビジョン、それを課したことはそういう意味もあって課したことだと思います。

それで、人口減少してくれば、なぜいけないかというようなことなんです、私はある程度の人口減少はやむを得ないと思っております。逆に減少しても、それに対応できる行政の仕組みづくり、これが必要だというようなことがいわれておりますが、その辺なんです、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この人口減少というのは、これからますます私は加速するであろうというふうに思っています。同時にそれは、その原因の一つには、やはり高齢化が急速に進むということと、やっぱりもう一つの大きな問題は、出生率の問題だろうということでもあります。こうした中で、特に今回、人口ビジョンで示されているのは、やっぱり地方に人をいかに増やしていくかと。こういう大きな課題の中で人口ビジョンになりうる地方への雇用、産業形態、こういったことをこの素案に盛り込みながら、人口動態がどのように変化をしているのかということをしっかり、ある意味では数字的に表しながら、このビジョンを策定しなさいと、こういう一つの方針であります。ですから、これからの日本の人口の動向というのは、私、専門家ではありませんから詳しくはわかりませんが、一定程度のところにいったならば、それは平均的に推移していくのではないかなというふうに思っています。

ですから、そうしたところがどの辺まで落ち込むのか、あるいはどの辺から水平的に推移していくのかということについては、これは私の口から今その人数とか、あるいは時期とかというようなことは申し上げることはできませんけれども、そうした現象は必ず来るのではないかなというふうに思っています。

特に人口が急激に増えたというのは、議員ご承知のとおり、戦後間もなく、あの戦争が終わって、そして日本経済が向上しはじめた時点から、人口が急激に増えていったわけがあります。それが今、団塊の世代となって膨らんでいるということでもありますので、この辺が一番大きなピークになっておりまして、やはりそこから人口の平準的な姿というのは、これから出てくるのではないかなというふうに思っております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私もそのように思っております。それで、そのとき人口減少は避けられないんでありますが、平準化したそのとき、いかにその行政が機能させていくかということが問題だと思います。そのとき、そういうときの危機感を持って、議会と行政と、また町民の皆さんと一緒に考えていかなければならないというようなことでございます。行政の、町が縮小するというんですか、これはこれでコンパクトシティというようなことも考えられます。そういうことにこれから、町、すべての人たちが取り組んでいかなければ

ならないのではないかというふうに思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからどんどんと人口が、ある意味では高齢化人口が進み、その町全体で行政のあり方というものも、これからやっぱり大きく転換してくる時代が必ず来るというふうに思います。そこで、やはりはじめてコンパクトシティということが、やはり現実化してくるのではないかなというふうに思います。これから西会津町もどのくらい先かはまだ判断しかねますが、いずれ、やはり小さいところの集落というのは、やはりもう少し統合した形を取ってくるであろうし、そして高齢化が過ぎ、その維持することすら困難なところについては、その集落そのものが廃村ということになる可能性も、これは出てくるのではないかと、そうした場合に、やはり全体的な、西会津の全体的な構造改革というものも進めていかなければならないし、そういった次元でこれからも考えていかざるを得ないということが一つの大きな課題ではないかなというふうには思っています。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かに、今、人口減少になって、都市部でさえ消滅可能性の都市部があるんだというようなことが一部報道でいわれております。わが町では特に、そういうことも顕著に出てくるのではないかなというふうに思っております。

それじゃあどうするんだというようなことなんですが、人口が減る減るとばかり言っていたんでは何なりませんので、その方法なんです。人を集める方法、私まず考えられることは、今も活躍しておられる地域おこし協力隊、この人たちをもう少し拡充していってはどうかなというふうに考えておりますが、町長、どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員から具体的に、これから西会津町の中での課題の一つと、あるいは定住するためのいろんな問題点から、地域おこし協力隊の件が出されました。私は新しい取り組みの一つで、この地域おこし協力隊というのは、非常に大きな効果を発揮しているのではないかなというふうに思っています。それは、やはり地域に若い人や、ほかから西会津をみた場合に、課題等しっかり持っていらっしゃる方がこの町に訪れれば、どういうところにまず自分は何をしなければいけないのかという、そうした責任感を持ちながら、この地域おこし協力隊、期間は3年間でありましてけれども、しっかり自分たちのやるべきことをもって努力をしているなという姿が映っておりますので、私はそうした方々が、ぜひ期間の3年間だけではなくて、それがイコール、本当の意味で西会津町に定住していただけるような、そんな姿を考えておりますが、大きな、私は、この力だというふうに思っています。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 地域おこし協力隊の各都道府県の受け入れをちょっと調べてみたんですが、福島県は30人程度のような感じです。そして一番多いのは北海道は、確か200人以上だったかなと思いますが、北海道は大きい道ですから、それも当然かなと思います。それであと多いのは長野県で150人、島根、高知がそれに次いで結構、地域おこし協力隊を引き受けております。私はそういう、今の協力隊に4割が女性だそうです。そして8割が20代から30代、そのうち任期が終わって、地元に着定する割合が6割というような報告もされているようでございます。これは人を呼べば仕事ができる、仕事がまた人を呼ぶというような循

環でいけば、かなりの若い人たちが集まり、定住していくのではないかというふうに考えておりますので、今後の協力隊員の受け入れ態勢を再度お伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先般、地域おこし協力隊の受け入れている町村の集まりと申しますか、その会議がございました。これは柳津町、阿賀川の只見線沿線と、そして西会津町が参画した会議であります。ここに参画した町村の、いろんな町村長のコメントも出ましたけれども、いろいろ地域おこし協力隊の役割を、それぞれの町村でいろいろ活用も違うわけでありまして、ある意味ではその職員の課に配置をしているというようなところもありましたし、あるいはまったく町の支援をあまり受けていないので、その農業のほうに従事をしていますという方もございました。あるいは西会津町と同じように、特定の仕事というものを対応しながら対応しているというところもあります。

特にその中で、やはりなぜ西会津町が呼びがかかったのかなとこう思いましたならば、西会津町はこの会津方面でも相当この地域おこし協力隊の役割と申しますか、その活動が模範であるというような意味から、ぜひ西会津町協力隊の皆さんの意見を聞きたいというようなことで、声がかかったそうであります。私も参加してまいりましたけれども、非常にそういった意味では、西会津町の協力隊員というのは、各地域の中でそれぞれの分担の中、そして特定の自分の仕事の役割をしっかりと対応しているなというふうに思っています。

これからのことではあります、こうした仕事が評価をし、評価検証しながら、もっと受け入れて、これから西会津町のいろんなところの分野にそうした配置をしたならば、もっとこの地域的な盛り上がりも出てくるのかなというふうに考えてございます。ただしこれは、いくら受け入れるかというか、そういったことも国との、総務省の事業でありますので、これは十分協議しなければなりませんので、これ以上受け入れることが可能かどうか、あるいは3年の任期が切れる方もありますので、この任期が切れたあと、じゃあどうするのかという課題もございまして、そういったことも含めながら、今後の地域おこし協力隊は、できるならば継続していきたい事業だなというふうには思っています。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長からご答弁いただきましたが、確かに今の協力隊員の方は、28年の3月に期限があるようです。期限が切れてしまって、それではどうしようかという対応の仕方では、それこそ継続性がなくなってしまうと思いますので、切れないうちに総務省のほうにお願いして、何人くらいできるのか。結構、長野県では150人ほども受けているということは、それなりにできる要素があるのではないかと考えておりますので、今後ともそういうことに努力していただきたいというふうに思っております。

それで、私、まだ勉強中でちょっと申し訳ないんですが、この地方創生の進み具合、策定の仕方によっては新型交付税というのができまして、その交付税に差が付くというようなことを聞いておりますが、そういう点は、町長、どんなふうにお考えですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 新型交付金についてのおただしでありますけれども、昨年度、平成26年度にこのまち・むら・しごと創生法ができて、その際に補正予算というようなことで、それぞれの市町村に配分されたわけですが、町では5,200万というような配分

を受けたわけですけれども、これが昨年度、地方消費型のプレミアム商品券の交付金と、それから今、26年度の補正予算を3,300万、それが今、27年度に繰り越して、今年度事業をしているわけですけれども、新型交付金については、来年度以降のそういった町で、これからそういったまち・しごと・ひとの総合戦略、それに基づいていろいろな基本計画をつくるわけですけれども、それに基づく事業費として新たに配分するというようなことで、そういった予算を総務省では考えているということでありまして、金額的には、まだいくらかというのは示していない状況でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほど企画情報課長が言われました、その昨年度の補正予算できた金額はわかりませんが、これからこの仕事をやることによって来るというように私考えておるんですが、その金額もまだわからないのは当然なんです、やる気によって差が付くというような、新型交付金、それがあるといようなことですので、これからはやっぱり本気度、地方の本気度が試されるというようにもいわれております。そういうわけですから、今後、一層、行政と議会と、それから町民の皆さんと一緒に英知を出してやっていかないと、交付金が少なくなる。それではどうするんだというようにになれば、自分たちで生きていくのか、それだけの覚悟を持ってやらなければならないというようにことだと思います。

私もまだまだこのことについて勉強しなければならないと思っております。今後、行政の皆さんの活動をみながら、私もいろいろ勉強したいと思いますので、このことを踏まえて、町当局で一生懸命考えていただければなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 9番、青木照夫でございます。今次の質問項目2点であります。1つ目、建設予定の保育施設と空き保育所利用について。2つ目、高齢者問題と健康づくりについてであります。

質問に先立ち、今、少子高齢化が叫ばれ久しい年月が経っておりますが、2000年に地方の力を強くしようとする地方分権一括法が施行され、以降、平成の大合併が始まりました。国は合併することによって、職員の削減、公共施設の統廃合で、自治体の財政が強化されることをうたわれました。その結果、当時、全国3,232の自治体が、現在1,730自治体に縮小される大改革となりました。当時、わが町は合併をしない自立の道を選択したことから、町民、議会、行政、3者の協働のまちづくりが必要とする、まちづくり基本条例が2年4カ月を経て施行されたことは周知のとおりであります。

しかし、2040年後には、さらに896の自治体、47パーセントが消滅されるとの報道があります。それは町や村がなくなることであり、何千年、何百年もの祖先や先人から受け継いだ歴史、文化、伝統が消滅する意味です。

一方、政府は現在の一極集中の都市を、地方に向けることを重要課題とし、地方創生改正法案が成立されました。そのことから、わが町でも西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略町民会議がスタートしたようであります。西会津町の資源は豊かにあります。残されている歴史遺産など、活用できるのも多くあります。特に87パーセントを占める林業は

生産性を高めると同時に、環境保全につながる最大事業の一つであります。いまや国は、地方自治体の政策立案の事業内容によって交付金が充てられる時代であります。つまり、努力しない自治体にはお金を出せない、出さないとする政府の方針であり、まさしく地方主権の時代を示されているものであります。

そうした中で、今次の定例会に取り上げました項目は、まず地域住民の抱えている優先的課題と、地方創生につながることを期待し、ただしたいと思えます。

それでは一般質問に入ります。

一つ目、建設予定の保育施設と今後の空き保育所の利用についてお尋ねをいたします。平成29年度に開所される200人規模の保育施設であります。施設建築には西会津小学校同様に、木のぬくもりのある建築物とされておりますが、地元の木材を多く使用することによって、地産地消につながると思われそうですが、どのような計画で進められておりますかお伺いいたします。

次、また保育所が統合されたあと、空き保育所となる施設利用についてであります。この質問は12月の定例会で質問をしたところでありますが、明快な答弁はいただいております。同時に、地域住民の方には保育施設が統合され、残される空き保育所施設利用には、非常に関心を示されております。残された期間は29年4月に開所とするなら、あと2年を切っております。町民の声として、施設利用についてももう一度お尋ねいたします。

2つ目、次に、高齢者問題と健康づくりについてお伺いいたします。

その前にご訂正をお願い申し上げます。①の要支援1、2とありますが、要介護1、2でありますので、訂正をいただきたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

それでは①、介護保険法の改正後で、要介護1、2に認定された方が、施設介護から在宅介護に移行されることになりましたが、当町の取り組み状況についてお伺いいたします。

2つ目、次に、2025年問題であります。10年後には団塊の世代の人が75歳になる後期高齢者を迎えることになり、全国の高齢者人口が2,200万人になり、現役世代15歳から64歳が減少するため、4人に1人が75歳以上の超高齢化社会が到来します。特に首都圏には大きな問題として取り上げられ報道されておりますが、今後、共通課題として関わりが出ることも予想されることから、避けて通れない重要問題であります。わが町の総合計画の中には、25年問題が取り込まれていないようではありますが、町の今後の取り組みなどあればお伺いいたします。

③、次に、高齢者の健康と生きがいづくりについてであります。高齢者が健康で生きがいを求め、生活を送られる環境は医療費削減に大きく影響を及ぼします。高齢者社会が進む中、生活環境を整え、支援が必要であります。町の具体的な取り組みをお伺いいたします。

④、次に、社会福祉協議会が現在推進しているサロン教室であります。集落ではサロンを楽しみにされている方が増えてきているようであります。ある集落では、積極的にボランティアに取り組み、趣味をとおしてふれあうことが楽しみにしており、お互いが役割分担をして支え合い、活動しているサロンがあります。サロンは、基本的には地域住民の自主活動です。しかし、地区、集落によって活動内容がさまざまなようです。社会福祉協議会の関わりは重要であると同時に、さらに行政が関わり支援することによって、サロン

が生き活きとして明るく、安全な生活ができるのではないのでしょうか。

私の一般質問でございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、私からは、建設予定の保育施設についてお答えをいたします。

保育施設の整備につきましては、次世代を担う子どもたちが、幼児期の重要な時期を過ごす施設であることから、健やかに成長できる環境と子育て支援の拠点を兼ね備えた魅力ある施設として整備することとしております。

昨年、保育施設整備等審議会よりいただきました、新たな保育施設整備の基本方針の答申の中でも、木のぬくもりを重視した、温かみのある施設とすることとあることから、現在それに基づいて進めているところであります。認定子ども園新築基本設計では、建物は木造建築とし、その材料も地元産材を利活用するとの方針で進めてございます。また、その木材につきましては、各学校で育ててきた学校林を活用できないか、調査をしているところでありますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、空き施設となる保育所の利用についてのご質問にお答えいたします。

空き施設となる保育所の利用についてであります。すでに空き施設となっている旧新郷保育所は、選挙の際の投票所、総合検診の会場、冬期間は除雪作業員の詰所として活用されているところであります。また、旧奥川保育所については、奥川健康マラソン大会の休憩所として利用されている状況であります。

おただしの統合によって空き施設となる保育所の跡地利用については、現在、具体的な計画はありませんが、今後、すでに空き施設となっている保育所を含め、その活用について、町民からのアイデアや地域の方々からのご意見、要望などをお聞きするとともに、施設の状況を調査するなど、総合的判断のもと、活用が可能と判断された施設については、有効に活用していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、高齢者問題と健康づくりについてのご質問にお答えします。

全国的にも高齢化率が25パーセントを超え、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という時代をすでに迎えております。さらに団塊の世代が後期高齢者となっていく2025年には高齢化率が30パーセントを超えるともいわれており、高齢者を取り巻く環境は益々厳しさを増していくことが予想されています。

そのような中、本町における高齢化率はさらに顕著で、平成27年6月1日現在で42.1パーセントと国の十数年先をいく高水準となっているところであり、このような状況に対応するため、早くから保健・医療・福祉を連携したまちづくりにより、介護老人保健施設の整備や在宅福祉サービスの充実、健康寿命延伸事業などに取り組んできたところであります。

ご質問の、要介護1・2の方が施設介護から在宅介護に移行される状況についてであります。介護保険法の改正により、平成27年4月から特別養護老人ホームへの入所は、原則として要介護3以上の方となりました。しかし、平成27年3月以前にすでに入所されている方、また、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難であると、認められた要介護1・2の方については、特例的に入所できることとされております。そのため、現在、特別養護老人ホームさゆりの園には、要介護1・2の入所者が3人おります。また、4月から現在まで、新たな特例入所の申込みの方はおりませんが、今後入所申込みがあった際には、施設と町が連携し、入所の必要性を個別具体的に判断し、適切に対応してまいります。

次に、2025年問題における町の対策についてと、高齢者の健康と生きがいづくりの具体的な取り組みについてであります。年齢階層別人口の推移によりますと、本町の高齢者人口は今がピークであり、国がいうような団塊の世代による大きな増加は見込まれません。そのため、本町では現在進めている健康がいちばん！をキャッチフレーズとした、食・運動・健診を3つの柱に、総合的な健康づくりを引き続き推進することにより、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

具体的には、本年3月に策定いたしました第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画で、老人クラブ活動やサロンなど集いの場による生きがいづくり、また、高齢者水泳教室や週いち貯金運動教室、ゲートボールや輪投げ、グラウンドゴルフなどでの健康づくり、さらには、機能訓練やミニデイサービスなどにより介護予防事業に取り組んでまいります。

また、健康増進計画では、全ての町民のみなさんが高齢になっても元気で長生きしていただくため、スローガン健康づくりは、朝がいちばんとして、朝食での野菜の積極的な摂取や適塩による食事、朝の散歩や運動、血圧測定、体重管理の習慣化といった、朝をキーポイントにした生活習慣病の予防を積極的に推進し、町民の健康づくりを総合的に進めていくこととしております。

次に、社会福祉協議会が推進しているサロン活動の、さらなる効果と町の支援策等につきましてであります。現在町内には、37カ所のサロンが開設され、約580人が活動に参加しています。実施主体は老人クラブや民生委員、自治区や保健指導員・健康運動推進員などさまざま、実施内容は健康体操やレクリエーション、お茶飲みしながらの会話など、その地域の実情に応じた活動を自主的に実施しています。このサロン活動は、高齢者の閉じこもり予防や生きがい対策に大変有意義であり、町といたしましても、実施主体と話し合いの場を持ちながら、支援を行っております。

今後は、高齢者の健康づくりや生きがいづくりのほかに、定期的な運動を加えることで介護予防の場としても普及を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。まず保育所の建築の材料使用の問題についてあります。町長から言われました地元の木材を使うと、また学校林を考えているということですが、そういったことを考えたら、期間的にはどうなのか。木材を伐採して使用できる期間的には、乾燥して、加工して建築するという期間的な余裕は、それで十

分なのか、それを1点お伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 具体的な内容でありますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

現在、設計会社の設計士の方といろいろ話し合いを進めながら基本設計をやっているところではありますが、木材の使用につきましても、今年9月、10月に伐採をして、それから乾燥、自然乾燥では当然難しい部分がありますので、人工乾燥なんかをしながら使っていけば、これからの伐採でも十分間に合うというようなことでお話をいただいております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 小学校建設には、町民の寄附による木材提供で使用されたということですが、実態的にはなかなか地元木材が使用が少なかったというお話も聞いており、また学校を見させていただいたら、すばらしい板材とか、そういう建築物がありますが、地元の学校林の木材で、本当にそういうことが利用できるのか、できないのか、その辺。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

小学校の際は、板材に引いてしまったために、その節があったりとか、節が抜けてしまったりとかというようなことで、こうなかなか使用範囲が狭まってしまったという部分がございますが、保育所建築につきましては、柱ですとか、そういう厚い材料も使っていくということで、今、計画をしております。そうしますと、その節があってもそのままの状態で見えるというようなことで、地元産材でも十分使っていけるというようなことで、今、話し合いを進めているところでもあります。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 次に、保育所の空き教室についての利活用についてであります。課長が説明されました野沢、芝草分所、また尾野本、群岡、またすでに空き施設になっている新郷とか奥川、それぞれの使用内容説明がありました。その中で、やはりこれから検討して町民の皆さんの意見をいただいてから、アイデアをいただいてから、これから進めるという、そういう内容をうかがいました。私は、やはりこれから空き保育所となると同時に、その空いた保育所施設も同時に、やっぱり計画を町民の皆さんに示す、それが大事なのではないかと。先だっの報告会の中で、これからの空き保育所をどうするんだという意見もいただきました。具体的にはいろんな問題が確かにあるようです。例えば、芝草に対しては、共有地であり、これからなくなった場合はどうするんだというような問題もあります。それから、群岡保育所、これは借用地のようではありますが、耐用年数も30年経っているようではありますが、その辺の中身についてのお考えをもう一度お伺いします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 保育所の跡地利用ということでございますけれども、先ほども答弁で申し上げましたように、まだ具体的に地域の方々との話し合いというか、そういったもの、場を町としてまだもっておりませんので、今後はそういった話し合いの場を設けて、今、議員おっしゃられたような具体的な内容などもお聞きしながら、今後の利活用計画を立てていきたいなというふうに思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これから考えていくということではありますが、個人的な考えであります、やはり野沢保育所の場合には、せっかく仮設道路というか、新設された道路があるわけです。やはり町民の皆さんは、なぜあれをもっとはっきりしたことで利活用が説明できないのかということもありますので、その辺の中身については、やはり早めに説明、計画をしていただきたいと思います。

例えば、利活用については、若者がよそから来て、安価で泊まれる施設ということも、シェアハウスというようなアイデアも出ております。もちろん町内のサロンのような活用もあります。そういうことについてのお考えというか、まったく白紙であればご答弁はいりませんが、今言ったことの中での検討など、お考えはいかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 保育所の跡地利用についてですけれども、先ほども申しあげましたように、まだそういった皆さんのご意見を聞く場とか、設けていないものですので、今後そういった場を設けて、多くの意見を参考にさせていただきたいなと思っております。

今、議員おっしゃられた内容等についても、今後の跡地利用の中で検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 9番、青木照夫君

○青木照夫 要介護が1、2が保険法の改正後では変わるということでもあります。人数的には課長が示されたように、そんな問題ではないと受け取ります。そんな中での対処法、いろんな活用法など、健康的なそういう取り組みなども聞かせていただきましたが、その分、これからやはりそういう方々が多くなると予測されるということもありますので、もしそういう方が、ここ2、3年増えないというような状況のようではありますが、また25年にわが町の後期高齢者はそんなに心配するような人数には達しないということではありますが、その点の兼ね合い、要介護の1、2の、その割合は、その辺はどう判断されますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

2025年になりますと、西会津も高齢者の数は変わらないという状況ではありますが、後期高齢者とか、やっぱりそういった高齢の方が増えてくることは間違いないと思います。そのために、要介護の方なんかについては、全体の人数が減っていても、要介護とかそういった方の人数はそんなに変わらないのかなというようなことで、今回つくった介護保険事業計画の中でも見越しているところであります。それで、要介護1、2の方の数の見込みといわれてもなかなかちょっと難しい部分がありますが、そういったようにならないためにいろんな健康づくり、あるいは介護予防、そういった事業にしっかりと取り組んでいきたいということで考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 サロン活動ではありますが、これは福祉協議会が推進されている活動であります。また自主的な活動であることは認識しております。その中で、いろんなそういう効果、またいろんな面で成果があることはわかります。その中で、私が心配して取り上げたのは、やっぱり地区、集落によっては、なかなか浸透できない、そういう問題があります。私は

以前、サロンの立ち上げについていろいろ取り組んだ経緯があります。それで、地区集落で立ち上げられない原因があるわけですが、今、課長が各集落で成果をあげて、グループの数も増えているということでもあります。その中で、町内の活動の内容についてはどう把握されておりますか、野沢町内。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 野沢町内のサロンの活動状況ということではありますが、議員がいろいろご苦労したという部分も話を聞いております。やはり野沢町内にはサロンをする場所がなかなか見つからなかったということで、なかなか浸透してこなかったということがございますが、昨年度になりまして、本町地区、1町内のほうには、今のテレワークセンターを使いながら始まりまして、原町の老人クラブは公民館を使って、現在、開始したということで、そういう形で少しずつですが広がりをみせてきているというような状況でありまして、今後もまだ活動されていない地域については、いろいろな面で支援をしながら、活動していただけるような対策を取っていききたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 野沢町内においては、集まる場所がなかなかないと、本町さん、原町さん、一部でそれはやっておられますが、やはり定期的な活動であって、サロン活動はもちろん無理のない、集まりやすい気軽な場所としておりますが、例えば今言われた公民館、あれはやっぱり2階で、なかなかわれわれもそこだといっても行かれないという状況であります。やはりそういう設置場所、いろんな私調べてみましたら、サロンの設置については、どこが主体でやっているのかなと調べましたら、やはり行政、やはりそういう公的、そういう施設が多いと。今進めようとしているのは、やはり自主活動であるから、皆さんがやってくださいよというようなことがあると、なかなか実施できないと、そういうことではありますが、そういう点では、設置するその行政の考え、健康でいたいということであれば、私はそういうことをもっとはっきり町で面倒をみるというようなお考えはいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほど37地区でサロンを実施していると申しましたが、ほとんどが集会所、地区の集会所を使ってやっております。集会所のない地域については、空き家を利用したり、あとは自治区の区長さんだったり、民生委員さんのお宅を使って実施をしたりというような集落も、サロンも何箇所かございます。ですので、そのサロンを立ち上げたいといった声が出たときには、町としましても、場所がなければ、じゃあどういものがいいとか、そういった相談を受けながら、社会福祉協議会中心にやっていますが、町としても、やっぱりそういった相談にはしっかり対応しながら、じゃあこういったところはどうかかなというようなことを話し合いをしながら、なるべくもっとこうサロンが広がっていくようなことで支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 設置に対しての町の姿勢をうかがいました。それと、今サロンを年4回やれば、福祉協議会のほうから補助というか、が出ますよというような内容で実施されているサロンもあります。そういう中で、これも調べたら、やっぱりそれは各行政の、その取り

組みの補助の内容があるんでしょうが、今言った社会福祉協議会の中での補助、私はお願いしたいのは、やはり健康で医療費削減になるなら、町が、じゃあその分、福祉以外にも、福祉協議会以外にもカバーしてあげよう、補助してあげようというようなことであれば、またその運営、内容についても変わるんじゃないかなど。例えばほかの自治体では、調べた中では、1回につき3千円、年間上限6万、これは対象にはなりません、そういうところも中にはあるということでもありますので、決して金額を指定するものではありませんが、さっき言った健康で長生きで、そして医者にかからなくていいと、サロンに行けば楽しいんだ、みんなの見守りができるんだということであれば、私は町が少し応援するというお考えがあってもいいのではないかと思います、その点は町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 社会福祉協議会には直接、私、会長でありますので、このサロン活動についても十分把握してございます。そこで、今、これまでサロン活動で、直接的にお金を補助金をいただきたいというような強い要望のあるところというのは、そうはございません。しかしながら、その一番、この対応してほしいのはどうなのかと私考えたときに、やっぱり今、足が悪いとか、膝が痛いとかという人が結構いらっしゃるんです。そういう方々が集まってきたときには、座椅子のほうがいいんじゃないかということで、110 でしたか、これを社会福祉協議会で購入しまして、必要なところについて、それぞれ応分に貸出しをいたしました。今、非常にそれはありがたいということでもありますので、そんな対応を取っているところであります。

そして、社会福祉協議会のほうとしまして、今まで補助金というと、どうしても補助をしたならば、それに対してどう使ったかとかうんぬんとかという、そういう非常に難しいものもございますので、あまりそういうのにこだわらずに、その領収書はいただきますけれども、内容まで求めようとはしておりませんというようなことから、そんなに大きな金額ではありませんけれども、お茶菓子代とか、お茶代とか、こういった程度の中で対応しておりますので、その状況をみながら、これは町から出すのもそれはよろしいでしょうけれども、社会福祉協議会で対応できる部分については、社会福祉協議会でそれは、これからやっつけていこうじゃないかという方針でございますので、状況を十分把握させていただきたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 補助の内容についてであります、確かに補助を出せばすべていいものではないと思います。ただこれから、本当にサロン活動を拡大して推進していくということが大事だとするならば、それで今、確かに自主的に各ボランティアの方が頑張っているということでもあります。私はその中で、そういう方がどんどんどんどん増えるというところであれば、そういう方々のせめての交通費ぐらいな、準じたそういう頑張る補助みたいなものがあるとしても、私はいいのではないかと。今町長が言われたように、物的、そういう補助も、それは物資的な補助も確かに有効だと思います。そういうことの中で、やはりこれからの健康で長生きで、明るく、安心安全なまちづくりをするに、イコール医療費が削減されるということであれば、ぜひ社会福祉協議会の会長でありますので、今後のそういう内容について、前向きに考えていただきたいと思います。今の私の言われた中で、そう

いう補助的な方々の、ボランティアの方々のそういうことに対しての御礼みたいな形にみたいなことは、お考えはあるかないか、その点お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、サロンの具体的な中身というのは、それぞれの地域でいろんな取り組みをしているわけですが、中には健康増進運動とか、それは町の保健師さんが行って、健康の話を聞きましょうとか、貯金運動をやりましょうかということでもありますし、また、いろんなゲームをしたりするのもございます。ですから、そこには確かに健康者も行ってございますけれども、そんなにその方々に対して旅費を支払わなければならないというようなところの問題は発生していないのではないかなというふうに私は思っています。やはり民生委員さんであったり、あるいはそれをサポートしていただけるような方というのは、地域の中で対応しておりますので、そういったことでもありますから、そんなに車代とか、あるいはそういった費用に対して、何かしら差上げなければという状況では、今の段階ではないなというふうに判断しているところでありますので、もしそうしたことが発生しているというようなことで、サロンの状況によっては十分調査検討をしなければなりませんけれども、現状のところを申し上げればそういうことでもあります。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 私も、そういう誰も要求している人は、周りにはいらっしやいません。私のそういう考えで申し上げたつもりであります。これから本当にそういう活動に対して、いろんな町がサロン以外に、いろんな元気づくり、いろんな貯金運動もそうです。元気高齢者に対するいろんな運動をやっておられるのはわかります。しかしその中で、限定された、回数が限定されている、または人数が限定されていると、そこに行きたいんだけど、参加できないという高齢者の方もおられます。それはこの間の募集内容をみて、私はずれちゃったみたいな方もいらっしやいます。それは内容のいろんな運動の内容の中でありましたので、それについてサロン活動というのは、とにかく身近なものであります。いろいろ何かそこでやっていらっしやいます。私は直接その方から聞いた悩み、町民の代表としてのお話でありますので、そういうことがあったということをまず理解していただきたいと思います。

以上でもって私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時58分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。11番、清野佐一でございます。私は、任期満了を控えたこの6月定例会に、マイマイガ防除対策についてと地方創生への取り組みについて、町政への取り組みについての3点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

その前に、今期4年間を振り返りますと、6月の改選前の平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、同時に東京電力第1原子力発電所の事故により放射能が拡散し、福島県の姿は一変してしまいました。当時、本町においては、地震による直接的な大きな被害はなかったものの、南相馬市などから避難をされてきた人たちの受け入れなど、慌ただしい日々でありました。あれから4年が過ぎた現在でも、原発事故による風評被害は完全に払

拭かれたとはいえ、大きな問題となっております。

また、議会においては、平成 25 年 3 月に議会基本条例を制定し、25 年 4 月 1 日より施行されました。協働のまちづくりを進めるための議会の役割、責務を明確にしたところがございます。そして今日まで 4 回の議会報告会を行い、町民の声を聞き、町へ届けて町政に反映するなど、成果として出てきているところであります。そのほか、町民憲章の制定やごみのポイ捨てを禁止する快適環境づくり条例が制定されました。

このように、一步一步よりよいまちづくりへと進んできていると思っております。今後ともさらに前進させていきたいと考えております。

それでは一般質問に移ります。

まず最初にマイマイガ防除対策についてお伺いをいたします。私は昨年 7 月から 8 月にかけて大発生したマイマイガについて一般質問で取り上げ、対策を求めてまいりました。秋に越冬する卵の除去などやってきたにも関わらず、春になっての幼虫、毛虫の大発生は驚くべき数であります。現在、対応策としてどのようにされているのか伺うものであります。

また、農林産物への被害やさゆり公園、そして観光面への影響、町民生活への不安などが心配されますが、どのように把握されているのか伺うものであります。

また今後、蛾となって飛び交うことが考えられ、具体的な対策が必要と思われませんが、どのようなお考えであるのか伺うものであります。

次に、地方創生への取り組みについてであります。町では、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の設置をし、総合戦略の策定に向け始動したとのことであります。町長が提唱する定住促進のための、「住んでみたい、行ってみたいまちづくり」が実現すれば、本当にすばらしいことだと思っております。この中に地方創生のヒントが隠されているのかなという気がするわけですが、町長の構想の具体的な内容についてお伺いするものであります。

次に、町政への取り組みについて伺います。私はこのたび議会報告会など、多くの町民の方々に会う機会があり、いろいろなご意見をいただきました。その中の一つに、デマンドバスについての要望がありました。デマンドバスについては、先般、見直しが行われましたが、いまだに定時路線バス運行への要望があつとを絶ちません。さらに見直しをし、再考する考えはあるか否か伺うものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしく願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11 番、清野佐一議員のご質問のうち、私からは地方創生の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

町では、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の町民検討組織として、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略町民会議を設置し、町内各分野から委嘱した 21 名の委員と町職員で構成する総合戦略策定部会員の出席のもと、去る 5 月 28 日に第 1 回目の会議を開催したところであります。

また、本会議のアドバイザーとして、現在東京大学で講師を務めております若者の地域離れの解決等に取り組んでいる団体 i . c l u b 代表の小川悠先生をお願いし、指導・助言をいただきながら総合戦略の素案の策定を進めてまいります。

総合戦略の具体的な内容につきましては、今後町民会議の中で具体的に検討してまいります。その基本的な考え方としては、町の自然や歴史文化、公共施設など、町の資源を活かすことや、地域の特性を活かし、地域づくりなどへの町民の参加を促す地域力を活かすこと、また町民一人ひとりの知恵や能力を活かす人材の活用などを踏まえながら、さらに継続性をもって、次世代につながる総合戦略にしていくことが大切であると考えております。

総合戦略では、人口減少対策や雇用対策、交流・定住人口の拡大など、本町の課題解決に向けての検討を行うこととしており、これらの検討内容を踏まえながら、「住んでみたい行ってみたいまちへ」の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 11番、清野佐一議員のマイマイガ防止対策についてのご質問にお答えいたします。

これまで町では、全世帯にマイマイガ対策のチラシを配布し、町民の皆さんにマイマイガの卵塊の除去をお願いしてきたところであります。さらに、本年度はマイマイガ対策として、薬剤噴霧器2台と薬剤を購入し、4月16日より防除を希望する自治区や企業に対して、機器の貸出しを行い、これまで30自治区と5事業所のほか、学校やにしあいづ福祉会などにおいて駆除を実施してきたところであります。また、観光施設であるさゆり公園やロータスインにおいても、卵塊の撤去や薬剤噴霧器による防除対策を実施し、マイマイガの駆除に努めてきたところであります。

次に、農林産物への被害や影響につきましては、一部ブルーベリーの葉や、柿の葉が食べられるなどの被害がありますが、農林産物全体への被害にはいたっていない状況であります。

今後は、県喜多方農業普及所や農業関係団体と連携を密にしながら、町民の皆さんに適時、適切な情報を提供しながら、農作物等への被害防止に努めてまいる考えであります。なお、マイマイガの成虫の特性として、照明を好むことから、紫外線の発生が少ないLED灯やナトリウム灯に交換する方法などがありますが、成虫における薬剤による駆除については、羽の鱗粉の影響により薬剤の効果が薄れることから、幼虫、毛虫ですけれども、の時期に駆除することが大変有効であります。

町といたしましては、さらに自治区等に対し、薬剤噴霧器の貸出しについて、ケーブルテレビや広報紙等により周知を図りながら、マイマイガの駆除について、依頼をしてまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、町民バスの運行に関するご質問にお答えいたします。

町民バスにつきましては、現在、野沢・坂下線及びまちなか循環線の定時定路線バスとデマンドバスの2つの運行体系となっております。このうち、デマンドバスについては、小学校統合に伴い、スクールバスが単独運行になったことから、高齢者などの交通弱者の交通手段、町内全ての集落へのバス運行、効率的で安全・安心な運行などを考慮し、平成24年4月より運行してきたところでございます。

デマンド方式にしたことによって、まず1つに、バスが小型化になり集落の中まで入れるようになり停留所が近くになった。2つ目に、週1回しか利用できなかった集落が毎日利用できるようになった。3つ目でありますが、1日の利用本数が増えた。など利便性の向上が図られたところであります。

町といたしましては、限られた財源の中で最大の効果が発揮できる現行のデマンドバス運行体系が最善の方策であると考えており、定時定路線バスの運行につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。なお、引き続き、利用者のご意見等をお聞きしながら、さらなる利便性の向上を図り、よりよい交通体系を構築してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 まず地方創生についてお伺いをしたいと思います。私、町長が先ほども質問で申し上げましたように、町長が言うておられる住んでみたい、行ってみたいまちづくりだと、それらの具体的な、これをこうしてこうやるんだと、そういう町長の方針といいですか、それに枝葉を付けた形の、こういう政策をもってこうするんだと、そういうのを伺いたいわけです。それが今の、この地方創生につながって、それがちゃんと形になれば、それがすでにもう町の戦略としてできるのではないかということで、大変期待をして質問させていただいたわけです。ですから、それらについてお伺いをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 住んでみたい、行ってみたいまちづくりの中には、この3月の議会の中でも、西会津町の長期総合計画、こういった具体的な中身まで含めて、いろいろとご提案させていただいた経緯もございます。まず何と言っても、西会津町のこれから進める中に、私は大きな3つの柱を立てているわけでありまして。

1つは、地域経済の活性化。これにはやっぱり地域の経済が具体的にどんなところであっても活性化していかなければ、やはりその基本というのはなされないだろうということで、地域経済の活性化に結び付く、農林業をはじめ、あるいは商工業の関係、さらにはこれから進めようとしておりますけれども、工場誘致などについても、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

もっと具体的に、今その中で一番のポイントは何かということについては、今ここに資料がございませんので、ちょっと省かせていただきたいと思っておりますけれども、2つ目には、何といたっても教育の振興と人材の育成ということの基本理念を掲げてございます。ですから、教育の振興については、まず現在の教育環境のあり方、さらには西会津町の教育が、やはりこれから子育て、そして教育と連携のできるような、そんな方針に基づいた教育環境を整備していくことだろうと、ようやく大きなハードルでありましたけれども、統合という一つの課題は解決できましたので、これからいよいよ、その内容について充実した教育環境を進めていかなければならないと、教育行政を進めていかなければならないということで、今後、町民会議などを含めながら、町長の方針、大綱、こういったものについて教育委員会と協議をしながら、しっかり策定してまいりたいというふうに思いますが、また、人材育成については、やっぱり西会津町にいる方も当然でありますけれども、これまでいろいろと知恵を出していただいた方々に対して、もっと昔の、あるいはこれまでの

歴史や文化、そういったものについてもしっかりと、今の後世に伝えていくような、そんな人づくりというものも必要でありましょうし、さらには、荒海議員とも議論いたしましたけれども、新しい人が西会津町に入って来るといふことの受け皿というものもしっかりつくっていくことも必要ではないかということでもあります。

さらには、若い人がこの町に残るにはどうすべきかという、まさにそうしたところから若い人の考え方とか、さらには魅力あるまちづくりというのはいったいどういうことなんだということをしかり私たちも認識する必要があるだろうということで、そんな人づくりを進めていきたいと。

あとは、最後は健康づくりと安心安全であります。これは言うに及ばずでありますけれども、高齢化社会の中において、西会津町に住んでよかったと、こう言われるような健康管理、それから、やっぱり長生きのできる、それも単なる、いわゆる生命、長生きさえすればいいんだということではなくて、しっかりとした健康であることが、健康寿命に結び付くような、そんな制度をもって、しっかりと対応していきたいし、また、安心して住めるようなまちづくりを進めていきたいということから、やっぱりそのポイントになるものは、しっかりとこの確実につかんでいかなければならないだろうというふうに思っておりますし、今、新しく地域創生の中で出されるときに、私はこれとこれとこれをやりなさいということについては、極力避けていきたいなど、自ずとそうした中から真剣に、そしていろいろと知恵を出し合って、結果的にわれわれが考えている方向付けと同じようなことも生まれてくるのではないかなと期待しているところであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長のお話を伺いまして、今の創生の会議というか、町民会議というようなものをできて、それには口をはさむようなこと、そういうことは控えたいというようなことではありますが、その前段で、一つの条件整備として、私はこの地方創生では、以前、質問、私がしたときに、ハード面はだめなんだということになっています。となると、前、私が申し上げたときは、ライスセンターをつくって、そこに指定管理というか、そういう形で入って雇用を生むということ。それから、先般、町が企業誘致に関する一つの計画と申しますか、そういうことも含めて調査をしてもらったと。

あとはまた、その前にやったいろんな森林資源の活用の方法、これもいろいろ調査をしながら今後の見通しというか、そういうのをつくったわけですよ。ですから、そういうものを今度、ちゃんとバイオマス関係のそういうチップ工場をつくるとか、あるいは工場誘致をして、工場があの中でも土地なり、いろんなのを、建屋なりを貸与というか、リース的なことであれば来ますよみたいなことも条件としてあるのかなというようなことがうたわれておりました。だから、そういういろんな条件を整備した中で、雇用の場を条件、そういうお膳立てしましたと、ぜひおいでくださいというようなこと。あと合わせて来てもらう方には、いろんな住む場所というか、そういうことも考えたときに、今のその空き家関係とうまく調整というかしながら、そこに住んでもらうとか、一石二鳥なり、三鳥なりなんてできれば一番いいことだとは思いますが、そのようなことの取り組みの考えはいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　これから具体的に、これが進められてくるのではないかなというふうに思います。やっぱり一つは、議員がおっしゃるとおり、雇用を拡大しようといったときに、ソフト事業だけで拡大できるものではないかなというふうには思います。ですから、例えばここに雇用を増やすためには、こういう事業があって、こういった整備をしなければなりませんというようなことも、やはり連動してくるのではないかなというふうには思っています。ですから、素案ができて、じゃあ具体的に、町としてこれに対して具体的に、現在既存の、例えば今進めようとしているものとドッキングしていくと、リンクしていくということも、私は必要ではないかなというふうに思っています。

ですから今後、そうした具体的な、例えば雇用の問題が出てきたならば、そういったリンクできるものはしっかりリンクして、そしてそれは当然町の長期計画に載ったり、あるいは今後の計画に載っている部分については、予算付けをしっかりと対応して、その雇用に結び付く、そんな取り組みは必要かなというふうに思います。

それからもう一つ、今、地方創生の中で、新たに取組もうとしているものも町の中でございます。それは私はかねがね言っているんですが、町民の新たな西会津町を応援する、そうした都会からの町民を別枠でやっぱりいろいろと検討したらどうかと、西会津のファンクラブのような、そうした組織をつくって、町民制度を設けていったならば、これは交流人口の拡大にもつながるし、そして西会津町の住民と仮に同じような取り組みで来ていただいたならば、それに対するいろんな利点というものをもって、そして安く泊まれる、あるいはいろんなところに案内していただける。こういう町民提案制度などを取り入れていくということも、人口の増大につながってくるだろうというふうに思っております。

いろいろこれ、人口増に関していえば、まだまだ子育て環境とか、居住の問題とかというのはありますけれども、今、居住、仮に進めようといっても、本当に西会津町に来て何かやりたいといったら、ざっくばらんなところ、住むところもないんですね。やっぱりそういうところもしっかり、これからハード面でそれを対応していかなければ、いくら来てみたい、ここにある一定期間住んでみたいなどといっても、なかなかそういうことが実現できないということであれば、町としてもやっぱりこれに対して対応していくことも必要ではないかなというふうに思っていますので、当然ハード面も含めて検討していかなければならないと思います。

○議長　11番、清野佐一君。

○清野佐一　私は町長の「住んでみたい、行ってみたい町」の一番の、私は基本というか原点は、やっぱりこの町に住んでいる人が、この町に住んでよかったといえるようなまちづくりをすることが、まず一番最初かなと、一番大事なことじゃないかなというふうに思っています。そんなことで、いろいろな政策についても、町民の方々に隅々まで思いやりのあるような政治をしていただければなというふうに思っています。

ちょっと質問を変えまして、マイマイガについてお伺いをします。去年からマイマイガが発生、今までもいたんでしょうけれども、あのよう目立って発生をし、また卵も大変なほど越冬してしまつたと、その結果、今の毛虫の騒動になっているわけですが、これに対してどの程度のことの重大さというか、これがこれから2年3年、続くであろうといわれているわけですよ。それが毛虫1匹が200、300の卵、蛾になって産み付ける。そしたら

もうネズミ算なんていけば大変な増えることの代名詞のようになってはいますが、それ以上、とんでもないほどの数になるということなんです。だから、そのことの重大さといえますか、この現状を、町長どのようにとらえておられるかと、それをまずお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今年の予算等々を決めるときに、早くから、今年の事業の一つに、昨年異常発生したマイマイガ、こういった対策も早めに取り組んでいかなければ大変なことになるんじゃないかなというふうなことで、それぞれ各課の課長会議や、あるいは予算の審議の過程の中で、そういった話をしてまいりました。ですから、早くかどうかは、それはいろいろ問題のあるところではありますが、そうしたことに沿って、担当課では、いち早く薬剤とか、さらには散布する噴霧器、これも準備して、そして、できるところについては、まず庁内については、まず自らもやってみようというようなことと、あるいはさゆり公園周辺であれば、これは振興公社も含めて貸出ししますので、いち早くそういった対応はとってまいりました。

しかし、なかなか限度がありますから、そうしたことによって重大性を認識していた関係上、各それぞれの地域の皆さんにも貸出ししますので、今、まず身の回りの近辺でできるところについてはお願いできませんかというようなことで取り組んできた経過があるわけでありまして、今も行っておりますけれども。

それともう一つ、実はこれも言われましたが、先日、安座のおとめゆりがありまして、そこに行った方々が異口同音に、いや、毛虫が大変だと、こういう話がされておりました。これも本当にそういったことを考えれば、非常に重大なものなんだなというふうな、相当拡散しているなというふうな思っているところでございます。ただ、これも初めての経験でありますから、いろいろなところから聞きますと、こういう現象はそんなに5年も6年もではなくて、せいぜい3年くらいの周期で、またばたっといなくなるというようなことも聞いてございます。

ですから、そういうところにも、ある意味では期待するしかないのかなというふうには思っておりますので、空中散布とか、そんなことができれば一番いいわけですが、今、なかなか環境問題でそこまでできないということでもありますので、できる範囲内でやるしかないのかなというふうに思っています。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今の現状をちゃんと受け止めて、今までのことは、こうだった、ああだったと言ったってしょうがないわけですから、これからどうするかということなんです。先日、区長さん宛に消毒機械の貸し出しますよと、またチラシも入りました。私思いますのは、今、毛虫だとそんなに遠くに行っていないと、飛ぶものとは違うということもあって、まず近く、各集落、公共施設の周辺なり、道路の近くなり、まず手の届くところに、やっぱり各集落一斉防除というような形のをやってもらって、これだけの広い森林というか山を持っているこの西会津、完全になんていうことは当然不可能でありますから、やはりいかに密度を下げるかということが大切だと思うんです。毛虫1匹駆除すれば、来年の2、300を駆除したと同じだということでもありますので、とにかく一斉にやっていただくと、

それにはやはり区長さん方にちゃんとした形でお伝えをし、現状をちゃんとお伝えをして協力をお願いするというようなことが大切ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、ちょっと担当課に、何回くらいそういう文書等々出したのかと、3回くらいは区長宛に文書を出して、できれば共同で、あるいは一斉的にやってほしいのかなと、ほしいということで、お願い文書を出していったということでございました。そんな取り組みを進めてきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 文書は今までもそういう配布をし、またケーブルテレビでも貸し出ししますよなんていうことはわかっているんです。だけど本当にそれを、ことの重大さを区長さんたちにお話をして、ぜひ協力してくださいよというようなことを口頭で伝えたほうが、まだ効果が出るんじゃないかという思いがあるんです。だからやはりそういうこともやっていただいて、そして一斉に自分の集落だけでもやっただけの効果はあるんですよ。そして、例えば機械、町の貸し出し2台だといった場合に、今、農家ではそういう消毒機械、それぞれ持っていますので、一時借上げるなり、そういう形を取りながらやるというようなことで、やっぱり一斉防除じゃないと、たぶん効果というのはいらないのかなと、そんな感じて、やっぱり密度を下げるという意味からも、共同で一斉にとか、例えば何日から何日くらいの間にごってくださいとか、自治区によってはいろいろ都合もあるんでしょうけれども、土曜、日曜とか、そんなことに限られるかもわかりませんが、それぞれにやっただくというようなことが大切なのかと思います。今後のお考えはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでも機器貸し出しの中で、どうしてもかぶる自治区がございます。その際は、やっぱり今議員おっしゃったとおり、機器があるので薬だけいただけないかといった対応もありました。今後もそういうつもりでもございますし、さらに今の時期、いわゆる蛹になる前が非常に大切でございます。この時期に防除をしておかないと、蛹になり、やがては成虫になるということで、成虫になりますと、先ほど申し上げましたように、羽に粉が付いてございますので、なかなか殺虫能力も弱まってしまうというようなことでありますので、さらに各区長さん方に、今の時期に防除をしていただくような周知は図ってまいりたいというふうにご考えてございますので、ご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今の時期は今の時期で、できることをやっぱりやっていただきたいというふうに思います。

あと、このあと蛹から、今度は羽化というんですか、蛾になって、今度は飛ぶわけですよ。そういうときの対策といいますか、どのようなことをお考えでしょう。ただチラシによりますと、あまり電気は点けないとか、LEDとか何かにはよってこないから大丈夫だみたいな話はあるんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょう。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 議員おっしゃったとおり、そういった方法もあるわけですが、現在のと

ころ、その成虫に対して特効薬というのはございません。アメリカでは。そうですね、マイマイガの特性をちょっと申し上げますが、10年スパンで発生すると、その中で、やっぱり2、3年は連続するであろうといわれてございます。その2、3年後、ずっとあるかといえ、いわゆる自然的なウイルスが発生し、自然的に消滅するというような、これの繰り返しだそうでございます。それで、アメリカではそのウイルスを使った薬剤というのを開発し散布しているという現状がありますが、日本国内においては、やはりそういった部分については、農薬の認可といいますか、下りない。たぶん、環境に絡む部分もあるでしょうし、なかなかそこは難しいと。それで、先ほど申し上げましたように、成虫になっての具体的な特効薬は、現在のところ見当たらないと。

ただ、いろいろ調べてみますと、これは誘蛾といいますか、いわゆる本当に原始的ではあるんですが、桶に水を張って、洗剤をある程度の割合で入れて、それから、よく工事用の現場で使うような投光器がございませよ、それをあえて点けると。いわゆる水の中に落とすというような原始的な対応というようなことになってしまうんですが、現在のところそんな方法でしかないというような実態でございますので、ご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 あの町長、さっきのちょっと苦笑いみたいな表情されましたけれども、やっぱり本当は大変な状態なんです。テニスコートの裏の木、見たことあります。上、葉っぱがないです。今の状態で葉っぱがないんです。それがまた増えて来年になったら、まだまだ拡散するんです。だから、やはりことの重大さというのはちゃんと認識していただいて、真剣に取り組んでいただきたい。

それで私、提案したいんですが、今、課長のほうから誘蛾という話出ました。それで、誘蛾灯があるんです。紫色というか、電気、そこに接触すると蛾が死ぬやつがあるんです。さゆり公園はナイター設備で夜、寄ってきますよ、それで、ナイターを消したあとに、その誘蛾灯で、そこに呼び寄せれば、かなり効果が出ると思っています。俗いう、飛んで火にいる夏の虫というやつですよ。そういうところに入るわけ、明かりを好んで。

それでこれもちょっと調べましたら、千葉県の方で、かつて2、3年前、マイマイガが発生をしたと、そのときに農水省だかの補助事業だか何かで、100台くらい、それは補助があったからそれだけ買ったんでしょけれども、使ってやったというようなこと、その専門のメーカーさんにもちょっと電話したら、そういう話もありました。だから、対策もやる気があるのであれば、とりあえずさゆり公園の照明で集まってきたのを、電気を消したときに別なほうに誘導して、捕殺というか、駆除するというようなこともできないわけではないですから、なおそれは調べて、私がいろいろやると私の勝手な宣伝になってしまうので、あまり深入りしませんけれども、それは調べてください。そういうことありますから。それはお願いしておきたいと思えます。

あと、最後になりますけれども、デマンドバス、これについては、やはりいまだに路線バス、定時路線でお願いをしたいと、その予約だなんだというのが、やはり煩わしいと、それ以来乗っていないんだという方もおられるんですよ。だからこのままだと、あとバスに乗らないでというような、その先まではあまり言いたくありませんから、そういうような話もあるんですね。実際、今でも、そういう煩わしさとか、手続き関係とか何かで。あ

と、今までは、昔、定時路線バス のときに、枝線に前は入らなかったときに、1週間に1回とか何かと、今度は入って、大変皆さんに喜ばれたわけです。今は、デマンドで今度は隅々に入るから、本当に隅々に入っていくには皆さん喜ばれているんですけども、やっぱりどうしても幹線の方が、特にそのどういうわけか煩わしさを感じているというか、そんな話がありました。ですから、やはり試行的にやってみてはどうかというふうに思うんです。以前、私がこの質問をしたときに、3路線、車買うのに2,800万、それからいろんな委託料、維持管理費、燃料代なんだで2,700万もかかるんだという話でありました。だから、それをまず町民の方が、いろんなことで不便を感じていることであれば、とりあえずその誠心誠意、手を差し伸べるといような思いから、施行的にやってみるかとか、いような前向きな回答というか、言葉をいただきたいんですが、いかがですか町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このデマンドバスに移行した経緯から、やはり語らざるを得ないというふうに思っています。これは、やっぱり50人の大型バスが、定時された中で、ぐるぐるぐるぐるまわって、乗っている方々が、本当に2、3人だということから、これから各、それぞれ小型化をして、いろんな、どんな部落でも、集落でも入って行けるような方法はないかということから、このデマンド化に切り替えてきたわけでありまして。これを取り組むにあたっては、もう言うまでもございませぬけれども、約1年くらいかけて各町民の皆さんにもしっかりと説明を果たしてまいりました。そして施行して今年で4年目になるわけでありまして。この質問をいただいたときに、各課長から、いろいろ具体的な答弁を、やはり誠意を持って対応しなければなりませんので、町のほうにこれまで、この質問にある内容について問い合わせがどのくらいあったかということ率直に出してくださいと言ったら、まったくありませんでした。こういうことなんでありまして。

ですから私としては、それはデマンド化によって利点もあるし、欠点もありましょう。じゃあその利点や欠点を、具体的に仮に欠点だったらば、どういうところで補っていかねばならないのかと、こういったことを、これを制度をまるつきり180度変えてしまうということであれば、これまた政策的な問題になってくるわけです。ですから、例えば、確かにそうですよ、電話をかけるのは煩わしいというのはみんなそう思っているのでしょうか。しかし、そういうことでなければ、このデマンドバスの運行はできないというところでもありますので、そういったことのいろんな地域的や、あるいは個人的な、いわゆる問題もありましょうけれども、なんとかこのデマンドバスに、ある意味では慣れていただくということで、有効に活用していただくしかないのかなというふうに思っているところでもありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 こういういろんな政策面については、自分がこうやったものについては変えたくないというか、そういう気持ちもなきにしもあらずで、その気持ちはわからないわけでもありません。しかし、先ほど私が申し上げました「住んでみたい、行ってみたいまち」よりも、ここに住んでいた人がよかったというまちづくりにするには、いろんな方の声を聞きながら、そしていろんなことやってみてね、いやここやってみました、でもだめでしたとかという、相手にやっぱり誠心誠意伝わるようなことも必要ではないんですかという

ことで、あえてまた、何回もこういうこと今までも定時路線バスの話は出ています。お金の問題、いろんな問題でやむを得ないのかなと思いつつも、やはりこう話してみると、町にそういう連絡とか問い合わせがなくても、個人的にはそういう話が出るんですよ、だからそういうことにも耳を傾けて、それがはじめて、「みんなの声が響くまち」になるんじゃないんですか。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 個人的な意見も確かに聞いてみなければなりませんし、聞くことも大切です。しかし、これは自分の言ったことだから決して曲げてやれないとかうんぬんの問題ではなくて、やっぱり制度化したものについては、それはある一定程度、これは継続してやってみて、その中での、制度の中での課題というものをしっかりこれを認識しながら変えていこうと、こういうことであります。これが定時制に戻すというならば、一つの区間だけではないというふうに思っています。それは誰しものがそうですよ、時間になれば、バスは定時的に来る。これは本当にいいことで、どんなところでも定時的にバスが来る。乗る乗らないにかかわらずバスが定時で来るということは、これは誰しものが一番いい制度であるはずですよ。

しかし、現状そうではなくて、やっぱり利点もあるけれども、欠点もあるけれども、こういうことをお互いに、これを認めながら運行しようと、こういうことで出発したわけでありますから、その課題というものは、私はやっぱり協力をしていかなければならないのかという基本的な考え方のもとに、これをやはりしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 そういうことで、町民の方どう思うかわかりませんが、やはり納得はされないと。これはまた時間もかけたり、そういうまた時期も必要なのかなということも思いますけれども、やはり町長が言われる、本当に言葉だけではなくて、ちゃんとした形にしていくには、町民の声をちゃんと聞く、言葉どおりの、額面どおりの行政を行ってほしいと思います。

いろいろご丁寧にご答弁いただきました。ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14番、長谷沼であります。今朝、議員の控室に入りましたら、4番、渡部議員が申すわけでありまして。ゲートボールの大会に行ったら、怒られてきたと。何だと聞いたら、プレミアム商品券が行きわたらなかつた、片手落ちだと、そういうふうに行われてきたというわけでありまして。私もこれ、50万、最高限度が50万ということですから、8,500万を50万で割れば170世帯にしか行きわたらない。今月の広報を見れば、2,754世帯ですから、はるかに及ばない。25万にしても340世帯、10万で850世帯、やっぱり並んで買えなかつたというの、これまた仕方がないのかなと。夕べ電話もいただきました、こういうことで。私もこれを見た場合、50万ではたしていいのかなと思いました。そして高齢者に配慮をしたのか、高齢者なかなか、高齢者世帯だけでは商品券買に来ることもできない。特別枠を設けてやる必要があつたのではないかなというふうに思いました。

これ商工会の仕事ということではありますが、予算は町で組んだわけでありますから、これ町の取り組みが問われているわけでありますから、通告はしておりませんから答弁は求めませんが、やはりこの件に関しては検証して、次のこういう事業に活かしていかなければならないだろうと。また議員の皆さん方も調べて、9月の議会では町の姿勢を、やっぱりこれは追及していかなければならない、そういう事案だと思っております。

そこで一般質問ということになるわけですが、その前に、皆さんご承知ではありますが、4年前に私は議員を辞める決意をいたしました。そうしたならば、言ったその次の日から、辞めるなど電話がたくさん来ました。来宅された方もおられました。その中で、ぐさりと心に刺さったといいますか、本当にそうかなと重く受け止めたのは、心動かされたのは、先輩議員がやってこられて、伊藤町長は暴走するぞ、わかっているだろう。これは黒塗り乗用車の廃止、あるいは創作和太鼓とを指しておられると思うんですが、暴走するぞ。それを誰が止めるんだ、言うんだ。議員でしょう、議会でしょう、お前が今一番古くなってしまったんだから、それはお前がやるべきだと、その責任はお前が果たせ。というわけでありまして、私も逃げるわけにいかないなと思ひまして、これまで育てていただいた皆さんにも報いるためにも、これは覚悟しなければならぬなと、じゃあこの4年間は、当選したならば、町長の憎まれ役、悪役にやっぱり私は徹しなければならぬと、それが町民の皆さんに私のできることであるということで、この4年間、大変厳しいことを言ってきましたが、やはりそれは、それが私の役目だということでお許しをいただきたいと思うわけであります。

そこで質問に入るわけではありますが、町長の報酬であります。今皆さん、町民の方々と対話をなされております。その中で、少なからずの方々が、町長はまだ50パーセントのカットのままでと、そうおっしゃられる方が少なくないと聞いております。それは50パーセントカットやめますよと一回も言っていない。本当は言って選挙するべきであったわけですが、言わなかった。きちっと説明をしていないからであります。この報酬50パーセントカット、それから黒塗り乗用車も廃止、これは1期目当選したときの姿勢を180度転換するわけであります。今まで北に行くといっていたものを南に行くわけでありませんから。そういう180度転換する場合には、きちっと町長自らの言葉で説明しなければならぬわけでありまして、いまだにその説明がなされていないからこういうことになっておると。なぜ2期目は満額をもらうようにしたのか、なったのか。その点について説明をしていただきたいわけであります。

私がかねてから言っているように、報酬は満額いただくべきだと、やっぱり報酬に見合った仕事というふうになるわけですから、いろんな機械を買うときに、値段の安いのは安いなりに、高いのは高いなりに性能が違いますし、長持ちをするわけでありますから、私は満額で当然だと思っております。

それと、私は満額になったならば、その報酬をどう町政に活かされてきたか、職員の方々は給料、これは生活給であります。町長も議員のわれわれも給料ではありません。生活給ではありません。議員としての、町長としての活動費であります。これをどのように活動に活かしておられるのか、いくのか。そこで私はもっとも大切なのは人脈づくりだと、いわゆる外交、役場にいないで、町にいないで、県に行って、国に行って、西会津の課題を解

決していくためには、どうしても県の援助が、力添えが必要なんだと、国に行っては動かすと。それがなされているかなされていないか、首長の最大の仕事は、私は県とのパイプ、国とのパイプ、人脈づくりだと思っています。この2期目に入って2年間でおられますが、人脈づくりにどう実績をあげられましたか、お尋ねをしたいわけであります。

次、高級黒塗り乗用車であります。これも1期目の選挙のときに、私は町長が掲げた政策、それも評価されたでしょうが、最大のポイントは50パーセントカット、黒塗り乗用車の廃止だと思っています。その自ら黒塗り乗用車を廃止して、普通の車でいいですよという町長が、なぜ今の車ではだめなんですか。これも町民に自らの言葉で説明をしていただかなければならないわけであります。私は今年予算の説明を聞いていまして、27年度の予算の総括表が出ました。650万も使う町長の車、毎年替えているわけではありませんから、その総括表に載っておると思っておりましたら、載っておりませんでした。100万未満の予算でも10件程度ですか、載っておりました。なぜ町長車、総括表に載せないのかと、自ら説明する気がないからではないのかなと、勘ぐれば、そっとして町長車を、買ったかったのかなと疑りたくなるわけでありますが、なぜ今の車ではだめなのか。町長としての方針が180度転換するわけでありますから、きちっと説明をしていただきたいと。

次は、職員の懲戒処分に関してであります。3月の一般質問で取り上げました。どうしてもあの3月議会のやり取りも振り返って議事録を見ますと理解できないわけであります。町長は、今回は職員が勤務時間外の個人的な飲酒に起因する事件であり、このように職員の個人的な行動や私生活のすべてにわたるまで町長の権限や責任の範疇に及ぶものではないと考えておると、職務以外ですから責任はありませんと、及ばないと、こう答弁しておられるわけでありますが、ここが私は理解できないわけであります。地方公務員法第29条第1項第3号、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、懲戒処分をしてもいいですよ、しなさいよと、勤務時間なんて書いてありませんよ。全体の奉仕者、公務員としての奉仕者にふさわしくない非行のあった場合、ですから、上司の課長も処分を受けたんでしょう、これがなぜ町長にその責任が及ばないのか、私にはどうしても理解ができませんので、お答えをいただきたいと思います。

これで私の一般質問といたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　14番、長谷沼清吉議員のご質問にお答えいたします。

議員から縷々ご質問をいただきました。一つ一つお聞きしていると、はじめてのような質問ではないかと、こう考えられますので、端的にお答えをしたいと思います。

まず、町長報酬の減額につきましては、1期目の選挙におけるマニフェスト、いわゆる選挙公約に掲げ実行したものでありまして、今期2期目の報酬については、減額をするということについては掲げてございません。このことは、町政の基本政策・理念的なものではなく、自らの政治姿勢として判断したことでございます。

次に、国や県との人脈づくりについてでございますが、政策の実現を図る中で、国や県などの機関と密接に連携することは、必要不可欠なことであると思っております。私がこれまで、国や県などの機関へ出張した際や、本町に国や県等の機関の代表者や職員がお出でになった際には、良好な協力関係を築けるよう極力努めてきたところであります。今後そうした

意味から、もさらなる人脈づくりには努めてまいる考えでございます。

次に、町長車についてのご質問がございました。本年3月議会定例会でも同様な問題がございましたが、現在使用している町長車は、老朽化が進み、故障も多くなってきたことから、今年度新たな車を購入することで、当初予算に計上させていただいたところであります。

このたび購入する町長車は、安全性や長時間の移動等を考慮し、また、環境にも配慮したハイブリット車として購入することといたしたところであります。車体の色について、いろいろとございましたが、今回は黒色としております。これも県や国の機関への陳情、あるいは要望等、乗って行った場合に、指定された駐車場に駐車する際に、町長車と、こうわかりやすいと、そういうようなことなどから判断をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員の懲戒処分についての質問に、お答えしたいと思います。

昨年12月にありました職員の道路交通法違反等にかかる懲戒免職処分につきましても、3月議会定例会でも、また同じような問題ございまして、そのときも申し上げてまいりました。本件については、地方公務員法に基づく重大な義務違反と判断したものであります。地方公務員法第29条第1項では、職員に対する懲戒処分事由として、第1号は、同法や同法に基づく条例・規則等に違反した場合、第2号は、職務上の義務に違反し、又は職務を行った場合、第3号は、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為のあった場合と規定しております。

このご質問の第3号、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合とは、客観的にみて、社会通念上明らかに公務員としての信用を失墜させる行為であり、汚職や収賄といった職務上の非行のほか、飲酒運転や暴力行為など、直接職務とは関連しない非行も含まれると認識しているところであります。今回の事件につきましては、勤務時間外の個人的な飲酒に起因するものであり、町長は職員の個人的、いわゆるプライバシー的な行動や私生活にまでに、その権限や責任を及ぶものではないと考えておりますが、私としては、町職員としてモラルや行動規範を守らせることができなかつたことに対し、今でも町長として、誠に申し訳なく、責任を痛感しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは、まず報酬に入るわけですが、先ほど言ったように、私は報酬は、これが西会津の町長として適正な報酬だということですから、これは満額もらうべきだと、これは一貫しております。それをあえて伊藤町長は、最初は30パーセントカット、これがいつのまにか50パーセントカットということで、これは基本政策でも何でもないと、政治姿勢だということで、見事当選されたわけですよ、私はこの50パーセントカットと黒塗り乗用車、これが町長勝利の原因だと私はみているんです。

そこで、1期目、2期目まで町長、時限立法ですか、2期目まで及ぶような町長報酬のカットというのは条例上できませんよ。わかっているの、われわれは。一般の町民の方々はそこまでわからないわけです。ですから2期目、きちっと私は前に戻しますよと、はっきり本来ならば言わなければならない。それが町長としての責任だ。それをあえて言わな

かった、逃げているから、避けているから。それで、マニフェストといいますか、選挙、後援会の広報といいますか、それにはカットまで触れているんですよ。そういう点で、ではなぜ、なぜもとに戻したのか、やっぱりこの際ですから町民の皆さんに説明をさせていただきたいということでもあります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が1期目で選挙に勝ったというのは、いろんなとらえ方もあるかと思いますが、けれども、しかし私は、この給料50パーセントにカットした。あるいは黒塗りの車をやめたとか、そういうことが私が一番の大きな勝因の一つではないというふうに思います。それは、やっぱりしっかりした自分は何をやりたいのか、町長になってどうしたいのかと、こういう政策が理解をさせていただいたということで、私は町長に当選したのではないかと、こう思っているところでもありますので、その点の違いを、なぜなぜとこう言われても、いまさらそれ以上の答弁をできるものではございません。

それから、1期目は確かに50パーセントカットいたしました。それは1期目で、それは今までのいろんな事柄や時限というものについては、私はそれで終わるということは、町民の皆さんでも十分知っているというふうに思っています。ですから、2期目に対しては、新しい公約をもって皆さんにいろいろと説明をするなり、あるいはときあるごとに政策の、いわゆる町民の皆さんに理解をしてもらおう場を設けていただいたりしながら、その中で、改めて言うまでもなくて、あなたは2期目に対して今までの報酬はどうしますか、こういうことも聞かれましたよ、私はその中で、2期目は50パーセントカットはいたしません。こういう話し方をしながら、2期目当選をさせていただいたと、こう思っているところがあります。

ただ、黒塗りの車うんぬんというものについては、私は、それはある意味では皆さんの声もあるだろうし、そして今回、改めて車を購入する場合に助言をいただきました。町長、どうしても黒塗りにこだわるのかと、そういうことでもありますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 水掛け論をしたくありませんが、私は伊藤勝町長が誕生した要因は2つだとみているんです。1つはやはり、前の町長が長くて、私も言ったんですよ、博續さんに。あなたは対話と思いやりと言っているけれども、町民の心は離れているよと、本当の対話と思いやりしなければだめですよと、そういう、それが1つの要因だと。町民の心が離れてしまった。そして、報酬のカットと黒塗りですよ、今、重大なことをおっしゃいましたよ、議論できなくなってしまうよ。以前は一昨年9月ですか、私みな調べているんですから、そのとき、今のようなこと質問されたときには、私からは一言も報酬に触れていません。町民の方々からも、町長報酬どうするんだと、そんなこと一遍も言われていませんよと、それで、50パーセントカットうんぬんで当選したんだろうと、荒海議員が言ったならば、あなたは、それは町民を愚弄することだと、愚弄しているんじゃないんですか、9月の答弁と今の答弁、どちらが本当なんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9月の答弁で、具体的に一問一答でどう言ったか、ちょっと今思い出せませんけ

れども、基本的に、説明したのかどうなのかということを知りたいわけですから、私は2期目の政策の、いわゆる政策説明のところで、いろんな支持者や、いろんな方々と話しました。2期目にわたってはどのような姿勢で臨みますかと、こういうことは議会の皆さんではなくて、多くの町民の皆さんにはそういう説明をしてもらったということは事実であります。ですから、50パーセントカットなんていうことは一度も言うてはおりません。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これだけが議論ではありませんから、本来これからなんです。本来の報酬をいただいて、西会津の人脈づくりにどう貢献したか。それで、これ1つのバロメーターと私はみているわけですが、1年間の町の週、行事の日程表を全部見ました。そこで浮かび上がってきた1つは、前の私が議長をしていたころは、年間に西会津で研修が250から270も来ていたと、議会もその対応にかなりの時間を割いてきましたよ。それで、26年度の1年間を見ましたならば、町に研修においでになったのが6月3日、山形もがみJAの農業振興方策研修、これミネラル野菜でしょうね。これお相手したのが農林振興課。次は11月5日、韓国江原道遠隔医療視察団研修、これは町長がお相手しておられます。この2つしかないですね。それだけ、じゃあ西会津が何をしていたのか、全国にアピールするものがないと、普通の自治体だと、普通の町、だから西会津に行って、あと研修しなくてもいいと、そういうふうに私はみたわけですよ。基本政策、理念的、立派なものをお持ちですが、実際はじゃあなんだと、2つしか来ていません。これは人脈とは関係ありませんが、そこでもう1つ、はてなと思ったのが、いわゆる政治家とのお付き合いであります。

4月6日、杉山自民党県連幹事長の就任祝賀会。4月29日、県議長の平山さんの父親のお葬式にご参列なされた。3月7日、菅家一郎連合後援会の新春交観会。3月21日は会輝会、増子輝彦さんだそうではありますが、その国会報告会の新春の集い。あと、書いてないわけですよ。週の行事日程以外にもそれはあるんでしょうが、これでは少なすぎる。

そして、これも1回取り上げましたが、10月9日、知事選の告示日かどうか、知事が西会津へ、今の知事の内堀さんが西会津選挙遊説においでになったときには、西会津の町長お相手をしませんでした。人間ドックだそうあります。それから、5月10日、喜多方の広域議長をしておった物江和市長さんのお葬式がありました。4月いっぱい広域の議長職にあった方です、そのお葬式、町長は行かれませんでした。副管理者の北塩原の村長はおいでです。副町長も教育長も行っていない。この5月10日の行事の日程表を見ると、空白です。公的なものはなかったはずなんです。こういうことでは、私は人脈づくりが順調にはいかないなと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 よく根掘り葉掘り調べているなというふうに思います。ただ、いろんな政治家のつながりというのは、公務と政務と、個人的なお付き合いとして行かなければならないと、いろいろあるわけでありまして。そして、私だって公人であり私的でも、どうしても他に行かなければならない用事もあるわけでありまして。だったら誰かを出せということでもありましようけれども、そういったお葬式に出ないから、あなたの人脈はだめだとか、これが行ったからだめだとか、こういういろんな私の出ているところの一つ一つに対してチェックをして、だから人脈がだめだなんていうところ自体に、私は一般質問の質問の内容の中で

はないなとこういうふうに思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そんな、まだまだカッカしないで、まだありますから。それで、町長の週の予定を見ていると、町内のほとんどのあいさつ、ほとんどの反省会、慰労会等に出ておいでです。これは課長で間に合うのたくさんあります。月16回も17回も、それで会津の喜多方、若松関係もそれにつれて多いです。それで、県や国にはどうかと、月に平均すると3.3回なんです。3.3回。県や国、仙台も含まれますが。その主なものは、主なものって、ほとんど日程にあがってきているのは会総協の陳情だとか、喜多方部会のどうのこうのと、ほとんど首長さんたち、議長さんとの一緒になっての要望活動なんです。それ以外には出てこないんですよ。私は最も大切な県の課長との接点、これが人脈の基本たるものだと私は思っているんです。そういうのは出てこないんですよ。県選出議員との懇談会、あるいは県部局長へのあいさつ等しておられますが、これはこれで当然であって、私は私的にも、公的にも、西会津というものをもっと売り出して、それこそ全国から研修が来るような、立派なその政策というものを、もう打ち出していかなければならない。そういうところに来ているんであろうと。ところが、これを見る限りは、そうではない。

それで副町長が誕生しましたから、これは町のことは副町長に任せて、県、国への出張が多いのかなと思ったならば、逆なんですね。4月、5月とも町内への会合への出席が、副町長がいて、増えていますよ。国、県は3回ですから平均くらいですよ。ここなんです。町長に期待しているんですからみんな、やっぱり今、荒海議員、それから清野議員から地方創生いろいろ出ましたね、ソフト、ハード、こういうものを事業していくときに、国の示した事業じゃなくて、西会津はこれをしたい、国の計画にないけれども西会津はこうするんだといった場合に、どうしてそれを実現していくんだと、やっぱり県とのパイプ、国とのパイプでしょう。そういうとき一番大事なものは、私は課長だと聞いているんです、県の課長。その課長さんと私的に付き合えるようになればしめたものだと。

この前、柳津へ安倍総理大臣がおいでになりましたね。やっぱりあれは柳津の町長の人脈ですよ。私の聞いているのは、県にしょっちゅう行っているお一人なんです。柳津の町長は暇をつくって行っていると、そういう成果が、私は安倍総理大臣の柳津へおいでになったことにつながっているとそうみています。これからでも遅くありませんよ、報酬は町長としての活動費なんです。その活動の際たるものは、やっぱり国、県に行って西会津のパイプを広げることなんだと、町のあいさつ、町長が当然出なければならぬことは町長がしてくださいよ。副町長で十分だと、あるいは課長のほうがかえって話し合いがうまくいくというようなこともあるわけですから、私は遅くありません、これからそういう県とのパイプつくり、意を用いて努力をしますと、頑張りますと、そういう声をお聞きしたいわけでありまして、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もまだまだ勉強不足でありますから、いろんな人脈をもって、一生懸命になって頑張りたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一般質問のことをおっしゃいましたが、これいろいろ360度一般質問して

いいわけですから、特にどういう足跡を残してきているか、どういうことを発言しているか、今の安倍さんなんかあれでしょう、ポツダム宣言のことまで言われておられるわけですから、わがの耳の痛いことを質問されて、こんな一般質問になじまないなんて言い方は言わないほうがいいですよ。

それから黒塗り乗用車です。これも私も必要なんだと、これはやっぱりそのとおりなんです。だが、あなたは、私は政治姿勢として、それは乗らない、180度転換するわけですよ。だからそういう場合はきちっと説明をすべきだと。議会報告会で、野沢の会場でも出たそうですよ。何で今の車、替えるんだと。もう一回そのなぜ、今の時点で黒塗り乗用車ということを説明してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 車はもうそろそろ替えどきにきておりました。ですから、これもどのような車種にするかとか、あるいは今回、3月議会でもいろいろ値段のこともいろいろ質問出まして、ご承認いただいたのかなとこう思っていたところでもあります。今回、私はあえて色が黒とか白とかということについては、あまりこういってはなんですけれども、そんなにこだわってはおりませんでした。しかし、購入する際に、町長、どうしても白でなければならぬのかということでありましたから、やっぱり町として、黒の町長車らしいということで切り替えていただけませんかというご助言がありましたので、よしわかったと、そういうことでもありますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まったくそのとおりで、黒塗り乗用車なんですよ。やっぱり一般社会が、黒塗り乗用車、高級な黒塗り乗用車ときちっとわかっていて、はいこっち駐車場、入りなさいと、白塗りですと、待ちなさいということですから、それはやっぱり黒塗りにすることが正解ですよ。しかし、なぜ高級車か、あなたは一般車というのは300万くらいであろうと、私は高級車に乗りませんと、そのとき私ら乗るべきだと言っているんですよ。ある自治体の町長さんが追突事故を起こされて、頑丈な車で車体が長かったから、命に関わるような事故にはならなかったと。今、乗っているような車ですと、事故にこれ結び付くわけですから、ですから、私はやっぱりそういう高級車の。だけれども、それをわかっていて、私は一般車でいいですよと、ですから、今の替えどきだから、替えどきだから替えるんでしょうが、やっぱり何で、その一般車から高級車にするんだと、そこら辺はやっぱり説明がなされなかったわけです。する気がないのかなと思ったんです。

本当に誰がどう思っておられるか知りませんが、当初予算の資料で、これね650万がここに出てこないんですよ。隠す気かと。そんな気はない、そんな気はないといったって隠しているんですから。だから、こういうのは正々堂々と出すところは出して、やっぱり議員の方々と議論をして理解をしてもらおうと。どうも町側は、これちょっとなんて言うと、出さないような勘繰りしたくなるくらいなんです。これ町長車だからこういうことをしたんだか何だか知りませんが、もう一回、なぜ高級な乗用車でなければならないのか、今までの車で何が不都合であったかということをお尋ねいたします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 14番議員と町長の一問一答の中で、私が補足的にお答えさせていただくのは恐

縮でございますが、私から若干捕捉を、説明をさせていただければというふうに思います。

まず1点目でございますけれども、3月議会で予算の説明の項目の中に、まず町長車の項目がなかったということで、この点につきましては、3月議会でもご答弁申し上げたところでございますけれども、これは決して意図的に落としたりとか、そういうことは一切ございませんので、計上漏れということで、大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今回、町長車を、いわゆる高級といいますか、黒塗りの、色は黒、それからある程度しっかりした車にしたいということは、これは事務方のほうからも町長に申し上げてきたところでございます。それで、3月議会の中でも、14番議員、それから11番、清野議員、8番の多賀議員からも、いろいろとご意見をいただきました。その中で、それらのしっかりした車に乗ったほうがいいよというようなことをいただいておりますので、それらを参考にさせていただきながら、今回の町長車の選定にあたったということでございます。

その選定にあたっての基本的な考え方でございますけれども、言うまでもなく、町長車は町の代表である首長を乗せる車であります。ですから、一番は、先ほど14番議員も申されましたように、安全性がしっかり保たれていると、万が一の事故の際に、その身を守ってくれる車であるということが、まず第1点。それから、第2点目は、首長でありますので、いろんなところに出張でまいります。福島、仙台はもちろんでありますけれども、そういったところで非常に長い間、車に乗っておりますので、その中でゆっくりと休めるような、そういった車であってほしいということでございます。それから3点目であります。先ほど町長も申しましたけれども、対外的に、やはりこれが町長車でありますということがわかるような車をやっぱり乗って、国、県の要望、あるいは陳情、そういったところに行ったときに、それがわかるような車であるべきだということであります。それから4点目については、今のご時世でありますので、環境に配慮した車にしたいということがございました。

そのようなことから、今回、これらの要件をいろいろと検討した中で、いわゆる高級車といいますか、金額的には、今回、入札をした結果、580万くらいの入札結果でございましたけれども、それと色は黒ということで、そういったところを勘案して町長に、私のほうから、それは進言を申し上げたということでございます。

そういったところで町長車の、今回の町長車の購入については、こういった経過がありますので、大変申し訳ありませんが、私のほうから補足的な説明ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今わかりやすく説明をしていただきました。4点目は最近ということでしょうが、今、副町長から説明のあった1点から3点目は、われわれもそう言っていたんですよ、そういう車のほうがいいですよと。それをあえて普通車でいいと、それを今切り替えるわけですから、やはりそれは町長の口からきちっと説明をして、町民の皆さんに理解をしていただくべきだということでお尋ねをしたわけでありまして。

職員の処分であります。酒気帯び運転と酒飲み運転、酒酔い運転は違うと聞いており

ます。今回は酒気帯び運転でありましたが、その事故の後始末をしなかった。やっぱり酒気帯び運転も問題ですが、その現場に残って、きちっと後始末をすれば、あるいはというところがあるわけでありますが、そういう点で、その後始末の責任も果たさなかったということもあるわけであります。それで、何だかんだ言っただって、町のトップは町長でありますし、町の責任は全部町長までいくわけですよ、それをどういう形で取るか、取らないかは別ですよ。すべて責任は町長のところにいく、これはどういう形で取るか、取らないかは別問題ですよ。

それで、課長のところを処分をしたのに、町長に責任が及ばないなんていうことはあり得ない。あり得ない。そんなこといっていると職員の信頼を失いますよ。そこなんです。これは責任の所在を明らかにしてやっていく、常々私が言っていますね、いい仕事をしていくためにはどうするんだと、責任の所在を1つ明らかにすること、1つは係長、課長補佐、課長の職責を全うすること。それをきちっとしていれば、いい仕事、もっといい仕事はできますよ。いい仕事する、しないは、私は町長の姿勢にかかっていると。今度は安心して任せられる副町長ができたわけですから、そういう点はきちっと内部のこと、副町長に任せて、町長は前に戻りますが、やっぱり時間を見つけて、県、次、国。玄関の前で放射能汚染がこれですよなんていうケーブルテレビに映るようなことをやっていてはだめだ。こんなのは職員でいいんだから、私は、雪国まつりだろうと、ふるさとまつりであろうと、それは毎年、町長、行くことないと思いますよ。観光交流協会ができていますから。もう課長に任せるところは任せる、副町長に任せるところは任せる。そして時間をつくって、県庁では西会津の町長ってあまり見ないぞ、そういう人もおられるそうです。そんなこと言われぬように、これから2年間あるわけだから、その県との人脈づくり、国との人脈づくりに関して、もう一回、その町長の決意をお話していただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いろんな各方面から、町を思っただご指摘だというふうに思っています。私もできる限りそうした場の中で、これは県のほうに行く、あるいは必要等々であれば、これは今国との連携も、新たな49号線の道路や、さらには防災トンネルの問題もありますので、いろんな関係で、さらには今の道の駅の増設等々についても、こういった関係もしっかり対応してきたということが、ひとつの実現的に私はなっているんじゃないかなというふうに思っています。見た目で、まだまだ努力が足りないといえばそれまででありますけれども、今後ともそういったことを1つの教訓にしながら、やっぱりしっかりとした西会津町をリードしていく、そんな首長になっていかなければならないと、決意を新たにしているところであります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これまで質問をやめにしますが、過去4年間、県から副町長、来ていただきまして、仕事に携わっていただきました。今の副町長は西会津が育てた、育った副町長でありますから、そこら辺はよく町の状況、職員の状況等も知っているはずでありますから、ぜひその町長の尻を叩いて、県、国に、あと町のことは、事務的なことは、あいさつなのは、酒飲みは出てくださいよと、あいさつなのは俺やるからと、そういうふうにしてやってほしいなど、そういう願いを込めて、これで私の一般質問を終わります。どうも

ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時45分)

平成27年第5回西会津町議会定例会会議録

平成27年6月10日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	会計管理者兼出納室長	長谷川浩一
副町長	伊藤要一郎	教育委員長	五十嵐長孝
総務課長	新田新也	教育長	新井田大
企画情報課長	大竹享	学校教育課長	会田秋広
町民税務課長	上野善弘	生涯学習課長	石川藤一郎
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	佐藤泰
商工観光課長	伊藤善文	農業委員長	佐藤忠正
農林振興課長	玉木周司	農業委員会事務局長	玉木周司
建設水道課長	成田信幸		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡部峰明	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第6号）

平成27年6月10日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町都市公園条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第7号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第11 報告第1号 平成26年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第12 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第13 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第14 請願第1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書

日程第15 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議員互助会総会)

○議長 おはようございます。

平成27年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町都市公園条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第1号、西会津町都市公園条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案につきましては、町長が提案理由で説明申し上げましたように、さゆり公園の各施設の改修につきましては、国の社会資本整備総合交付金により実施するため、本年度、長寿命化計画を策定し総合的に施設の改修を進めるものであります。その交付金を受けるにあたり、都市公園法に基づく都市公園であることが要件のため、現行の西会津町さゆり公園条例を廃止し、都市公園として新たに条例を制定するものであります。

それでは議案書をご覧ください。

まず目次でございますが、本条例は第1章総則から第5章罰則まで、都合37条により構成されております。

第1章は総則です。

第1条は目的であります。都市公園法に基づき、都市公園の設置及び管理に関して必要な事項について定めることを目的としています。

第2条は本条例において使用する用語の意義について規定しています。第1号は都市公園について、第2号は公園施設について、第3号は建築物について用語の意義を定めています。

第2章は都市公園及び公園施設の設置の基準です。

第3条から第5条までは都市公園法施行令により基準等を定められており、第3条は都市公園の設置、区域の変更、廃止をするときなどは公告することとしています。

第4条は町民1人当たりの公園の敷地面積を定めています。町では、これを10平方メートルとしております。

第5条は都市公園の設置基準について規定しています。第1項第1号から第4号まで、公園の種別に応じて設置基準を定めております。

第6条は有料公園施設を規定しており、町ではさゆり公園の野球場、体育館などを有料公園施設とするものであります。

第7条は都市公園内の建築面積の割合について定めています。

第8条は都市公園内の建築面積の割合について特別な場合を定めております。

第3章は都市公園の管理でございます。

第9条は都市公園において興業や競技会などの行為を行うものは、町長の許可を得なければならないことを定めております。

第10条は許可の特例について規定し、第11条では禁止される行為を規定しております。第1号から第11号までの行為を禁止するものであります。

第12条は都市公園の利用を禁止又は制限できる場合を規定しております。

第 13 条から第 17 条までは公園施設を管理するもの以外が公園施設の設置または占有する場合の内容を規定しています。

第 13 条は公園施設の設置または占有する場合の申請書の記載事項を、第 14 条では軽微な変更について、第 15 条では申請書の添付資料を規定しております。

第 16 条は本条例に基づき、公園施設の設置及び占有を許可されたものは使用料を納付することを規定しております。

第 17 条は本条例に基づき占有を許可したものを取り消すことなどを命ずることができることを規定しております。

第 18 条から第 23 条までは都市公園内に所有者の確認できない工作物等、例えば電柱とかポスト、標識などの取り扱いについて規定をしております。

第 18 条は工作物等を保管した場合、公示事項、第 19 条は保管した工作物の公示方法、第 20 条は価格の評価方法、第 21 条は工作物等を売却する方法、第 22 条はその売却の手続き、第 23 条は返還する場合の手続きをそれぞれ規定しております。

第 4 章は雑則です。

第 24 条は公園施設の設置または占有に関する工事等が完了した場合など、町長に届出しなければならないことを定めております。

第 25 条は公園施設の設置や占有など、使用料の徴収について規定しています。

第 26 条は使用料の免除の基準を規定しております。

第 27 条は都市公園予定区域及び予定施設について、本条例第 3 条から第 26 条までの規定を準用することを規定しております。

第 28 条から第 33 条までは指定管理者による管理について規定しています。

第 28 条は指定管理者により都市公園の管理を行わせることができることを規定しております。

第 29 条は指定管理者が行う業務について、第 30 条は利用の承認、第 31 条は利用承認の取り消しなど、第 32 条では利用料の支払いなどを、第 33 条では利用料の免除について、それぞれ規定しております。

第 34 条ではこの条例に定めているもののほか、必要な事項につきましては規則で定めることを規定しています。

第 5 章は罰則でございます。

第 35 条は本条例の規定に違反した行為について、過料を科することを規定しております。

第 36 条は両罰規定です。現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人または個人に対しても同条の過料を科すことを規定しております。

第 37 条は権限の代行ですが公園の管理者以外に代わって権限を代行する者が管理を行う公園施設に対する前条、2 条、罰則の適用につきましては、町長とみなすことを規定しています。

続きまして附則ですが、第 1 項は本条例の施行期日でありましたが、公布の日から施行するものであります。

第 2 項はさゆり公園条例を廃止するものであります。

同第 3 項は本条例の施行の前になされた使用許可に係る使用料については、従前のお

りであることを規定しています。

別表1は都市公園名、位置及び有料公園施設を定めております。

別表2は公園施設を設け、管理する場合や公園を占用する場合、興業や競技会等を行う場合の額を規定しています。

別表3につきましては野球場などの公園施設の額を規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねします。まずこの、いわゆる都市公園条例をつくるのは、いわゆるさゆり公園周辺施設の長寿命化計画をする上で、国の補助金、交付金を活用するためだというふうに理解いたしました。このさゆり公園、いろんな施設あるんですが、いわゆる長寿命化計画をつくる上で優先順位等あるんですが、私もちょっとイメージしづらいので、優先順位とか、あるいは大枠、概要等がわかればお示ししていただきたいというのと。

あと使用料規定、最後に載っておりましたが、あの周辺施設、年間だいたいどのくらい使用料いただいていたのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　それではお答えいたします。

さゆり公園の長寿命化対策の優先順位と、まずご質問でございますが、今現在、やはり昭和55年当時から設備を整備しはじめまして、一番古いもので昭和55年の設置というのがございます。それがトイレ、あとは電気設備の更新という部分で、一番古いものの順から、順序、計画を立てまして整備を進めてまいりたいと考えております。なお、これまで、一般財源によりまして、さゆり公園施設、細かに整備してきたわけなんですけど、これではやっぱり経年劣化によります部分とか、あと突如として壊れてしまうという部分が多々あるものですから、今回、国の補助を使いまして、こういう形で優先順位を付けながら整備をしていきたいと考えております。

具体的には、3月議会定例会におきまして、重要施策の審議等でご説明したとおりでございますが、その形で順序よく、国の交付金の状況をみながら整備を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、その全体で利用料どのくらいなのかということでございますが、さゆり公園につきましては、全部で利用料収入につきましては、26年度におきまして、だいたい355万円程度と、すべてでございますが、プールも含め、施設関係含めまして、その程度で、なお利用者数につきましては、4万5千人強ということとなっております。

以上です。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　そうすると、この長寿命化計画というのは、もちろん単年度でできる事業ではないと、これ何年かに及ぶものだと私理解しているんですが、そのような形でいいのか、それを1つと。

あと、補正予算なんかでも出てきますけれども、実は6日の日に、先日言いました福島

ホープスとの公式戦あって、その野球場の改修についていろいろ町長に要望があったようでありませけれども、そんな中で、前、ロッカールーム、シャワールーム等の話もありましたが、それは置いておいても、スコアボード、あれはプロの野球チームやるにはちょっと寂しいよねということでありましたので、それはトイレとか照明とか、いろいろなこう早急にやらなければならないものもあるでしょうけれども、それはスコアボードの改修等、まして福島ホープス西会津球場となったということでもありますから、そんなところもちょっと早めにやっていただきたいなと思うんですけれども、そういう、これからの計画でしようけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それではお答えいたします。

この長寿命化計画の計画年度でございますが、今年度から、予定では平成32年度までの6年間を計画したいと考えているところでございます。

あと2点目のスコアボードの改修でございますが、こちらのほうにつきましては、年度年度ごとに計画を立てまして、要望しながら、県と協議しながら進めていくということでございますので、基本的にはスコアボードの改修についても、長寿命化計画にはあげていきたいなということは考えておりますが、まだ計画をこれから策定するものですから、今後そういう形を踏まえながら、計画に盛り込んでいきたいと考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私は1点だけお伺いしたいと思います。今までは西会津町さゆり公園条例によって管理をされてきたということで、今の長寿命化ということに、そのためにまた都市公園条例を制定するということですが、根本的に、今までの条例と今の条例、これから制定する条例で、どこがどう変わったのか、内容的なことでお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

基本的に、都市公園条例と今までのさゆり公園条例と、特に何が違うのかという部分でございますが、特に今までどおり指定管理者が行うこともできずまし、あと利用料についても特段変わりはございませんが、基本的には参照する条例といえますか、上位の法律と申しますか、地方自治法に基づくさゆり公園設置条例と、都市公園法に基づく都市公園条例という形で、ちょっと上位の法令が違うという部分ですが、内容にいたしましてはほとんど変わらないような内容となっております。特に根拠とする法令が若干違うという部分になってくると、そこだけでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1点ちょっと申し遅れた部分がございますが、やはり第5章のさゆり公園条例と違う点は、罰則規定がありますということで、いろいろな許可した行為が違反した場合に対しては、一応過料をあげる部分ということが大きな違いでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、罰則が違うんだということでありましたから、ということは、この条例が制定されても、今までどおり利用される方は、今までどおりのままで利用できるということですのでよろしいですね。はい、わかりました。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 今までどおり利用できるということでございますので、特に何の申請手続きも変わりませんので、そのまま利用できるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何年経っても法律用語、議事用語というのは難しいなと思っています。そういうことありましてお尋ねをしていきますが、第4条で、1人当たりの標準が10平方メートルということですが、これはなぜかなと思ったわけです。例えば、西会津のようなこういう山村の都市公園と中くらいな都市の都市公園、大都市の都市公園、これらによって10という数字が変わるのか変わらないのか、素朴な疑問であります。なぜこれが10平方メートルか。西会津町はさゆり公園一つしかありませんが、これが例えばもう1カ所、尾野本の学校の近くに公園をつくるなんていう場合は、この数字はどうなるのか。

それから第5条で設置の基準をうたっておりますが、そうすると西会津のさゆり公園は、第5条の(1)から(4)までありますが、どれに該当するのか、これすべて該当するのか。

次、18条にいきますが、18条で工作物とでてきます。これは電柱等とおっしゃられましたので、ただ、保管した場合、電柱は立てるものだと、保管というのはどういう場合を指して、この保管ということになるのかなと、どういうことが想像されるのかなということ、この工作物等々、この保管についてももう少し詳しく説明をしていただきたいと思ます。

それから37条であります。権限の代行であります。町長とみなすと、これも具体的には規定で定められるわけでありましょうが、どういう場合を想定して第37条を行わなければならないのか、どういう場合を想定なされておるか。

別表に移りますが、(2)の、いわゆる占用の金額であります。これは町に有している土地に東北電力なり、NTTなりも占有している、われわれも使っているわけですが、それと同じ基準でこれが定められてあるのかどうか、ということについてお答えをしていただきたいと思ます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それではお答えいたします。

まず第4条の都市公園の1人当たりの10平方メートル以上とするということでございますが、こちらのほうなんです。この都市公園法の施行令第1条の2によりまして、住民当たりの都市公園面積については10平方メートル以上としなさいということで、この法令に基づく根拠のもとに設定したものでございます。

続きまして第5条、さゆり公園はどこ施設に該当するのかということでございますが、こちらのほうは第3号の、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配慮し、ということで、敷地面積は4ヘクタールを標準と、標準といいますか、以上ということでございますが、一応こちらのほうに該当するということで、いわゆる地区公園という、直線距離にして、昔でいうと、だいたい半径1キロ程度の圏内にあるところがこういう形で、私どものさゆり公園は、この第3号という形になるということでございます。

続きまして18条の工作物の保管という部分でございますが、先ほど申し上げましたように、工作物、ポストとか、電柱、確かにそのとおりでございます、その分、あとは、それが都市公園に設置した場合に対して、都市公園、すべて施設、造成するわけではございませんで、公共的な緑地、空き地という部分もあります。その線引きしたところに、もし工作物があった場合に、所有者が不明な場合は、ある程度その所有者の財産保護の観点から、一旦保管しなければならないということで、これも法の27条第5項の部分で規定されておりまして、保護した場合、保管した場合は、18条から19条とか、あと20条関係で、その手続きを踏まえながら処分しなさいよということを決められております。ですので、万が一、だいぶ前に立てられた看板とかが、その区域内にあったとすれば、それを一旦保管してくださいというような形でございます。

あと第37条の権限の代行でございますが、都市公園管理者、一応管理者は町というふうな形になるんですが、管理者以外ということで、都市公園内にもし、仮に振興公社のほうで売店をつくりたいといった場合については、占用部分で申請いたしまして許可を受けるわけなんです、その部分の施設の建物に対して、もし破損があったとか、そういう場合に対しては、そこの権限の代行を受けている公社ではなくて、町長のほうで行うということができるということをみなすということで、それでみなし規定ということで、町長がその過料の処分を行うというような形を規定しているものでございます。

続きまして別表の2の都市公園の部分の中で、財産使用条例につきましては、電柱等につきましては財産の部分では変わりませんが、その他の施設につきましては、協議会、展示会、博覧会等をした場合とか、興行用の施設、露店等というような部分については、特段、近隣の市町村を参考にして付けさせていただきました。

以上でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうする4条の10平方メートルというのは、そういう都市の規模に関わらず定められておるといふふうにしてこう理解をしましたが、それでいいですか。

そうすると5条ですが、これは西会津では(3)でしか該当していない、だったら(1)から(2)、(4)もこの条例に記載しなくても実際は役に立つわけでありましたが、やはりこの条例の体裁というのかな、性格上、やはりそういうふうに関国の基準が定まっているからこれを載せるのか、そこら辺をお答えをさせていただきたいと思っております。

権限の代行ですが、町長に代わってその権限を行う者は、第2条の規定の適用については町長とみなすと、これまだ私理解できないわけでありましたが、じゃあどうする場合、もう少し具体的に、どうする場合、誰が町長に代わってその権限を行使するんだと。そのやり方等は規則で定められておるわけでしょうが、町長とみなすというわけですから、ここら辺、いまいち理解できませんので、少し第37条については詳しく説明をしてください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

第4条の基準面積の標準の面積につきましては、やはり法令を参考にしてということで決められておりますので、させていただきます。

第5条の、私どもの公園は第3号ということでございますが、一応第1号については、

昔でいいますと、かつて街区公園と申しまして、児童公園的な部分を指しております。あと第2号につきましては、近隣公園と申しまして、だいたい徒歩圏内500メートルくらいのところにつくる部分は近隣公園とさせていただきますというふうな形になっておりますが、一応、今後ある程度想定もされるのかなという部分もありまして、こういう形で条例上には明記させていただきました。今後、想定されるかどうかはちょっとあれなんですけど、想定されるものということでやっております。

続きまして第37条の権限の部分でございますが、確かにわかりづらい点はございますが、本来公園の管理者につきましては、都市公園を設置しております地方自治体の長というものが行うものなんですけど、こちら法第5条の2項と申しまして、こちら、そういう施設公園管理者が設置する公園施設以外、例えば先ほど申しましたが、公社のほうでもし売店をつくりたいんですけども、それを許可した場合、本来であればその方々が管理しなければいけないわけなんですけど、それに対して、もし何か条例の違反ということで器物を破損したりとか、もしガラスを割ったりとか、そうした場合に対して、本来であればその権限を代行するものが行わなければいけないんですけど、その場合、条例違反のものを罰する場合は、本来の管理者である市町村、自治体、いろいろここでいいますと町長が行うということで、権限を代行して過料を課することができるというような規定でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうしますと、37条でありますけど、これはもう規定によって代行できる、町長とみなす職籍とか、人とかというのは規定をしていくということになると思いますが、それで結構ですか。

それとするならば、どういう職籍とかが、人が代行とみなすことができるわけですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 代行者の職籍ということでよろしいですか。代行者の部分については、もし仮に振興公社であれば、社長というふうになりますと町長という部分になりますが、一応、町で権利を代行する部分に対しては、職務代理という部分になるかと思われまして。

また、この条例につきましては、県関係ともちょっと協議を行いまして、こういう形であれば問題はないだろうということで、県からもある程度のご理解をいただいたというような条例でございます。

以上です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 商工観光課長にお聞きします。このさゆり公園の修理や改修、新設工事などは、何条の何項で行うのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

この条例上で修理を行うとか、そういう部分はまったく規定しておりませんので、この事業、国の交付金を使って事業を進めるために、まず都市公園じゃないと事業が該当にならないということがございますので、まずこれを制定いたしまして、その後いろんな計画をつくりまして、それを踏まえながらあとは事業を実施していくという部分で、条例自体、

修繕とかという部分に対してはうたっておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 これはまだ実施するというのが、まだこの公園法が決まっていないんだ、これから決めるんだということですね。だからこの修理とか何かというのは、そのあとの話であって、これ決まってからやるんだということですね。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 そのとおりでございます。この公園条例が制定になった暁に、これから長寿命化計画というものを策定いたしまして、それに基づきまして順次施設の修繕を行っていくということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町都市公園条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町都市公園条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第2号、西会津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例案につきましては、先ほどご議決いただきました都市公園条例においても申し上げましたが、さゆり公園の各施設の改修につきまして、国の交付金を活用し総合的な改修を進めるものであります。都市公園の施設を改修するためには、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に基づきまして、高齢者や障がい者が利用しやすいよう特定公園施設、いわゆる公園の出入口、園路、駐車場、トイレなどについて、その設置基準を定めなければならないということにされておりますので、新たに条例を制定するものであります。なお、この条例が制定されたといたしましても、直ちにそれをすべて基準に直すという部分ではございませんで、新たにつくるものからそういう形で、基準に合わせた形で設置するという内容でございます。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、第1条は趣旨でございます。高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、町が管理する都市公園のバリアフリー化に関する基準を定めることを趣旨としております。

第2条はこの条例において使用する用語の意義を規定しています。第1号は高齢者、障害者等を、第2号は移動等円滑化を、第3号は特定公園施設を、第4号は点字ブロック等を、第5号は線状ブロック等を、第6号は建築物について、それぞれ用語の意義を定めています。

第3条は災害等で一時的に整備する特定公園施設ではなく、常設となる特定公園施設が対象となることを規定しております。

第4条は園路及び広場を設置する場合の出入口や通路、階段等の基準を規定しています。

第5条は休憩所及び管理事務所を設置する場合の出入口やカウンターなどの基準を設定しております。

第6条は駐車場を設置する場合、車椅子利用者用駐車施設の基準を規定しております。

第7条から第9条までは便所の基準です。

第7条は便所の一般的な基準と多機能便房、いわゆるこちら仕切りで区切られた空間のことをさします。の設置基準を定めております。

第8条は多機能便房の出入口の幅や広さ、設備について規定しております。

第9条は第7条の多機能便房を多機能便所として読み替える規定でございます。こちらのほうは、いわゆる多機能トイレが独立した形で残っている部分について読み替える規定でございます。

第10条は水飲場及び手洗場を設置する場合の基準を定めております。

第11条及び第12条は掲示板及び標識を設置する場合の基準を規定しております。高齢者や障がい者にわかりやすく見やすいよう配慮するほか、園路などの出入口付近に設置することなどを定めております。

附則であります。第1項は本条例の施行期日であります。公布の日から施行するものであります。

第2項は経過措置で、本条例の施行の際に現存する特定公園施設又は新築や増築された特定公園施設は、従前のおりであることを規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　この条例は、平成18年度の高齢者、障がい者等の法律の施行によってということですが、そうすると、これに示された基準と、現在、さゆり公園に設置されている基準と違いますか、それにはどのような違いがありますか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

今回の条例の制定によりまして、私ども先ほど申し上げました長寿命化計画の中で、トイレを改修したいと考えております。したがって、現在のトイレは、若干トレイの入り口の幅とか狭いものですから、その部分を、こちらのほうの基準によりまして整備したいということから、今回の条例をご提案申し上げた次第でございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 では」、トイレだけがこれの基準と差があるのか、そのほかの、例えば階段だとか、スロープだとか、そういう点ではないのかと。もしあったならば、この最初の条例を制定しましたから、それに基づいて、今の長寿命化の中で工事もしなければならないのか、そこら辺は町の考えで、してもしなくてもいいのかというところにもつながりますので、そこを聞いておるわけでありませう。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

大変失礼いたしました。一応、今のさゆり公園施設でございますが、まず園路及び出入口、通路関係につきましては、基準を超していると、広さを十分取られているということでございます。あとスロープ付きの階段、スロープ付きの車椅子でも降りられるような部分については、管理棟から体育館前の広場まで降りる部分についても基準を満たしているということでございます。一応、今後、現在トイレが全部和式でございますので、その方々に対応するため、洋式化にするために、今回こういう基準を設定いたしまして、その基準に合わせたトイレを設置したいということから、こういう条例をご提案申し上げた次第でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、そういうふうにして改善、改築していくわけですが、それには当然、増築も可能であるし、あるいはまた撤去も、この事業によってできるというふうにしてこう理解をしていいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに申されているとおおり、ある程度基準に合わない部分については、新たに障がい者の方とか利用がしにくいという部分があれば、改修を前提とした事業でございますので、ある程度撤去という部分もあり得るということでございます。

増築につきましては、トイレ、施設自体を全部新たにリニューアルという部分ではございませんので、ある程度面積はちょっと限られてはしまうんですが、ある程度利用しやすいような形で大きく取るとか、そういう形は、限られた範囲内では可能かと考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この条例が制定されて、いつごろからこのバリアフリーとか、工事はかかる予定というのはありますか、いつごろからやるんだという。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちら、一応この条例がご議決いただきましたならば、あと予算の部分についてご議決いただきましたならば、早急にまず計画を策定いたしまして、それからあと設計という部分をやりますので、トイレにつきましては、一応今年度には完了したいなという部分での計画では盛り込みたいなということで、今考えているところでございます。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、または、不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、改正するものであります。この省令の一部改正が、本年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税の課税免除の適用期間を延長するため、町税特別措置条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、議案書と併せて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

西会津町税特別措置条例の一部を、次のように改正する。

第3条は、過疎地域における固定資産税の課税免除についての規定であります。適用期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日まで、延長するものであります。

次に、附則であります。施行期日を公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 この上位法令が変わって、本町の条例も変えなければいけないというのは結構あるわけなんです。その際、毎回聞いておりますけれども、本町でこの特別措置によって、いわゆる恩恵を得られたケースは、今まであったのかなかったのか。あれば、いわゆる影響額はどのくらいの金額があったのかということをお尋ねします。

それとあと、このいわゆる新規の設備投資、あるいは増設等々ということでもありますので、ある意味経済対策という一因もあるのかなという思いでおりますけれども、いわゆる

過疎地域はまだまだ景気が回復基調に乗っていないという、この上位法令が変わった背景はそういうことがあるのかどうなのか。今朝の新聞なんか見ますと、いわゆる国の税収、2兆円を超える規模で上振れをしていると、法人税だけでも1兆円を超える上振れだと、一般会計の税収はもう54兆円というような新聞にも載っております。全国的には景気の回復基調にあるんだけど、まだまだ過疎地域においてはそこまでいっていないので、こういうこと2年間延長になったのかなと、その背景もわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず背景からご説明いたします。過疎地域におきましては、なかなか著しい人口の減少であるとか、地域社会における活力が低下しているというようなこともございます。そういったことの観点から、総合的かつ計画的な対策を、今回、新たに実施するものでありまして、これまで2年、2年、こう継続して延長してきました。今回もさらに、このような雇用の増大でありますとか、それから地域格差の是正、そういったことに寄与するために延長されるというようなことがございます。

それから、これまでの本町においての状況でございます。まず昨年26年、今年度課税分でありますけれども、2社該当がございまして、いずれも償却資産ということであります。償却資産につきましては、2,700万を超えるような、そういった設備投資をした場合には該当するようになってございまして、免除でいえば約300万ほど、2社でございまして。過去の状況を見ますと、とりあえず3年のデータで申し訳ないんですが、25年においてもやはり2社ということで360万ほど。これも償却資産というようなことでございます。24年においては3社ございました。金額では、やっぱり320万ほどで、いずれも3社というようなことでもあります。平均しますとだいたい330万くらいの、3年間では免除した実績がございまして。

以上でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 平均で年間330万ぐらい、この特別措置によって、いわゆる事業者にとっては恩恵を受けられて、町としてはそれだけ税収が少なくなったということではあります。この少なくなった分に関しては補てんというか、そういうのをされるんでしょうか、お尋ねします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

当然、税収が少なくなるということで、町にとっては大変なことになるわけですが、ただ、地方交付税のほうで算入されるということで、ただし、これ満額ではございません。75パーセント、国のほうでみていただけるというような補てんがございまして。

以上でございます。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中で、ご説明申し上げましたとおり、地方税法の改正及び平成27年度に係る税率の改正であります。はじめに、地方税法の改正に伴う、国民健康保険税条例の改正についてご説明申し上げます。関係資料としてお配りしました、このA4の横、この資料によってご説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、このA4資料の最後、税の関係からちょっとお話したいと思っております。15ページ、一番最後でございます。最後のページ、15ページをご覧くださいと思っております。

まず、国民健康保険料、税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険料、税の軽減判定所得の見直しをご覧くださいと思っております。

1つ目の改正は、課税限度の見直しでありまして、資料の中ほどにあります課税限度額について、医療分の基礎賦課額は、現行51万円から52万円に、後期高齢者支援金分が、現行16万円から17万円に、また介護納付金分が、現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げされることとなります。

次に、2つ目の改正は、保険税軽減の拡充でありまして、資料の下段にありますとおり、7割軽減の基準額は現行の33万円に変更はございませんが、5割軽減の基準額については、現行では基礎控除額33万円、そこに24万5千円に被保険者数等を掛けた額を合算し、軽減判定基準額を算定することとなっております。この1人当たりの額が、1万5千円引き上げられ、26万円に変更されることとなります。

次に、2割軽減の基準につきましては、現行は基準控除額33万円、そこに45万円に被保険者数等を掛けた額を合算し、軽減基準額を算定することとなっております。この1人当たりの額が2万円引き上げられ、47万円に変更されることとなります。

続きまして、3つ目の改正であります。今般、国の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法、及び地方税法の特例に関する法律の改正により、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める箇所について、施行期日が、平成28年1月1日となりますことから、所要の改正をするものでございます。

続きまして、2点目の平成27年度の税率案についてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、保険給付費などの1年間に必要な経費から国、県の負担金等を差し引いた額を被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定して課税される税でありますことから、毎年、税率の改正が必要となります。

はじめに税率の算定の基礎となります、平成26年度の国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込みと、平成27年度予算の医療費などの所要見込額の考え方などについてご説明をしたいと思います。

先ほどのA4の資料の1ページをご覧くださいと思います。すみません、あちこちとんでしましまして、申し訳ございませんが、1ページをご覧くださいと思います。

これは、国民健康保険特別会計事業勘定の平成26年度と平成25年度の決算の比較表でございます。平成26年度の決算見込みにおける歳入合計は9億7,352万8,338円、歳出合計は9億2,550万715円であり、歳入歳出の差引額は、4,802万7,623円の黒字となる見込みでございます。このうち、介護分の繰越金が14万407円であり、また、平成26年度の精算により、1,200万円を国庫等へ返還しなければならないため、残り3,588万7,216円が平成27年度に減税財源として、充当できる最高限度額となります。

右の表は、基金の最低保有額であります。平成26年度末の支払準備基金保有額は、9,912万5,792円であり、最低保有額の7,667万3,947円より2,245万1,845円上回っておりますので、第5期国保財政3カ年計画による2千万円の減税財源は繰り入れできる見通しでございます。

なお国民健康保険は、平成30年度に都道府県が財政運営の責任主体となる改正法律が国会で可決され、保険給付に必要な費用は県が全額を支払うこととなりますことから、保険給付費に不足が生じた際の支払いのために積み立てをしております当基金につきましては不要となるところでございます。そのため本年度中に第6期国保財政計画とあわせて、給付費支払準備基金の今後の活用方法についても、検討していくこととさせていただきます。

次に2ページをご覧くださいと思います。

2ページの右端の表であります。平成26年度一般被保険者に係る保険給付費であります。月平均が3,602万7,707円と、平成25年度の3,693万8,883円と比較して減少してございます。被保険者数の減少などがありますことから、1人当たりの月平均では、平成25年度の1万8,041円に対して、平成26年度では1万8,213円と微増であります。引き続き低額で推移してございます。平成26年度の給付の見込は、過去3年間における1人当たりの平均額1万8,619円であることから、1人当たりの給付費を1万8,800円と見込み、月平均の被保険者数の見込人数1,900人を乗じて、月額を3,572万円、年額では4億2,864万円と見込んだところでございます。

なおこの額は、平成26年度と比較して1カ月当たりで、131万6千円、年間で1,579万2千円の減額となっております。

次に、3ページをご覧くださいと思います。この3ページは一般医療分の税率改正に係る資料でございます。

はじめに、表の下段の歳出、保険給付費の項目の中の療養給付費については、2ページでご説明いたしましたとおり、平成27年度の療養給付費を4億2,864万円と見込んだとこ

ろでございます。

次に、表の上段の歳入であります。国、県支出金はルールや実績等に基づき算定したもので、年間の歳出見込額からこれらの額を差し引き、不足する額が国民健康保険税として必要な額となります。

歳入の下から13段目になりますが、保険財政共同安定化事業交付金が2億168万7,069円で、その下の高額医療費共同事業交付金、これが2,211万8,710円ありますが、これは県内の市町村間の保険料の平準化と、財政安定化を目的に国保連合会より交付されるものでございます。

なお、この保険財政共同安定化事業交付金につきましては、昨年より1億1,791万6,447円と大幅に増額しておりますが、これまで30万円以上の高額な医療費、レセプトであります。を対象としておりましたが、本年度より全ての医療費に対象が拡大されたことによるものでございます。

それに伴い、下段の歳出の欄、下から7段目になります。保険財政共同安定化事業拠出金につきましても1億1,831万4,551円の増額となっております。

次に、上の段の歳入欄、下から11段目にあります。前期高齢者交付金1億5,517万3,663円ありますが、これは65歳から74歳の割合等により概算交付され、翌々年度に実績により精算をされるものでございます。今回、平成25年度の医療費等の伸びが、全国平均より大幅に下回ったことから、昨年度よりも精算返還額が多額となり、4,939万3,694円の減額となったところでございます。

次に、下から7段目の国保支払準備基金繰入金であります。第5期国保財政3カ年計画に基づき2千万円を繰り入れするとともに、前期高齢者交付金が大幅に減額したことから、特殊要因分といたしまして、さらに1千万円を繰り入れするものでございます。

次に、その下の繰入金から2千万円を減税分に充当し、合計で5千万円を減税財源としたところでございます。

その結果、歳入の1番上の欄にあります。国民健康保険税の現年課税分は9,416万5,168円となったところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページは後期高齢者支援分の税率改正に係る資料であります。

平成20年度から、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているものでございます。その負担額は、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の負担額は1億960万778円であり、この額から国、県支出金等を差し引き、不足する4,276万6,393円が国民健康保険税となります。

次に5ページをご覧ください。5ページにつきましては、介護分の税率改正に係る資料でございます。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために必要な、介護納付金の財源として、40歳から64歳までの第2号被保険者から納付していただくもので、一定の割合、ルールにより国、県等からの補助金や国保税によって賄われております。その額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の必要額は、4,103

万 4,313 円であります。この額から国、県支出金等を差し引き、不足する 2,378 万 8,465 円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に、6 ページから 13 ページまでの資料につきましては、平成 27 年度の税率案の概要であります。まず 6 ページをご覧くださいと思います。

6 ページにつきましては、医療分の基本方針であります。①として国民健康保険税として必要な額は先ほどご説明申し上げましたとおり、一般医療分で 9,416 万 5,168 円であります。昨年度より約 230 万円減少してございます。また、収納率は平成 26 年度の実績等を勘案し、昨年度と同じく 95 パーセントを見込んだところでございます。

次に 2 番目として、国保税算定の基礎数値であります。本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数及び基準総所得金額等を確定するための基準日として、5 月 11 日に設定したところであります。

次に、3 番目の応能・応益の賦課割合につきましては、平成 30 年度に予定されております国民健康保険の広域化移行を見据え、資産割を段階的に引き下げることにし、昨年度の 6 パーセントから 2 パーセント引き下げ 4 パーセントとしたところであります。なお、この 2 パーセントの引き下げ分につきましては、所得割で負担するようにし、応能・応益割は、昨年度と同じく 50 対 50 となるよう調整したところでございます。

次に、4 番目でございますが、低所得者に対する軽減措置の適用であります。引き続き、7 割、5 割、2 割の税負担を軽減することといたし、先ほどご説明いたしましたとおり、地方税法の改正により、5 割、2 割の軽減世帯の拡充が図られたところでございます。また、後期高齢者医療制度創設に伴う激減緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととしております。

以上のことを勘案し税率を計算した結果が、右の表の 2、医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

はじめに、税率であります。所得割が 5.79 パーセント、資産割が 10.40 パーセント、均等割が 2 万 700 円、平等割が 1 万 6,200 円となりました。

次に、賦課割合につきましては応能割が 49.68、応益割が 50.32 となり、ほぼ前年並みとなったところであります。

次に、低所得者層への軽減であります。均等割額 2 万 700 円、平等割額 1 万 6,200 円に対しまして、それぞれ 7 割、5 割、2 割を掛けた数字であります。軽減対象者数であります。平成 27 年度の該当人数は、1,048 人で、被保険者全体の 52.80 パーセント、軽減該当世帯は、654 世帯となっており、加入世帯の 55.66 パーセントが該当することになっております。なお、この軽減される額につきましては、県が 4 分の 3、残り 4 分の 1 を市町村が負担することとなります。

次に 7 ページをお開きいただきたいと思います。一般医療分に係る算定基礎表であります。

はじめに、左側の大きな表の区分 1、所得割課税標準額であります。前年度と比較しまして約 2,700 万円の減額となっております。被保険者数も減少しているため被保険者 1 人当たりの所得では前年と比較して 2,806 円の減であり、さほど大きな減少ではありませんでした。

次に右上の表をご覧願います。1人当たりの及び1世帯当たりの税負担額であります。本年度も所得割以外の税率を引き下げた結果、1人当たりの税負担額は4万9,953円で、1人当たりの税額は8万4,389円となり、いずれも前年度より減額となっております。

次に8ページをご覧願います。8ページにつきましては、後期高齢者医療制度への支援分であります。

一つ目に税として必要な額は4ページでご説明いたしましたとおり、4,276万6,393円で昨年度より約58万円の減額となっております。

2番目に基礎数値、3番目の賦課割合、4番目の軽減措置の適用については、先ほどの医療分と同様でございます。

この結果、支援分に係る税率は、所得割が2.46パーセント、資産割が4.40パーセント、均等割が8,800円、平等割が6,900円となりました。なお、応能・応益の賦課割合は医療分と同じく、おおよそ50対50となっております。

次に軽減額であります。均等割額8,800円、平等割額6,900円に対して、それぞれ7割、5割、2割を掛けた数字であります。平成27年度の軽減該当人数は、1,145人で、被保険者全体の53.03パーセント、軽減該当世帯は704世帯であり、世帯全体の56.05パーセントの世帯が該当することになります。

次に9ページをご覧いただきたいと思えます。

支援分にかかる算定基礎表であります。右上の1人当たりの税負担額は2万826円で、1世帯あたりの税額は3万5,800円となり、昨年度と同程度の税額となっております。

次に10ページをご覧願います。

10ページにつきましては、介護分の税率改正案であります。1番目に税として必要な額は5ページでご説明いたしましたとおり2,378万8,465円で、昨年度より約178万円減額となっております。2つ目に基礎数値、3つ目に賦課割合、4つ目に軽減措置につきましては、一般医療分と同じでございます。

この結果、介護分にかかる税率につきましては所得割を2.50パーセント、資産割を6.30パーセント、均等割を1万1,900円、平等割は6,400円とするものでございます。

次に、賦課割合であります。応能割と応益割の比率は、おおよそ50対50となったところでございます。

次に、軽減額であります。均等割額1万1,900円、平等割額6,400円に対して、それぞれ7割、5割、2割を掛けた数字であります。軽減該当人数は414人で、被保険者全体の47.42パーセントとなっております。また軽減該当世帯は348世帯で、全体の49.71パーセントの世帯が軽減を受けることとなります。

次に、11ページをご覧いただきたいと思えます。

介護分にかかる算定基礎表であります。右上の1人当たりの税額は2万8,624円となり、1世帯あたりの税額は3万5,699円、昨年度と同程度の税額となっております。

次に、ちょっととびまして13ページをご覧いただきたいと思えます。13ページでございます。

左上の表であります。平成26年度と平成27年度との被保険者数及び世帯数並びに国税の比較であります。本算定時では、被保険者数が47名、世帯数が28世帯といずれも

減少しております。

次に、同ページの左下の表であります、平成 26 年度と平成 27 年度との税額の比較であります。今まで説明したものをまとめたものであります、基金や繰越金を充当して被保険者の負担軽減に努めたところでありまして、合計欄の税額では、1 人当たりは 9 万 9,403 円で、1 世帯当たりでは 15 万 5,888 円となり、昨年度と同程度の税額となったところでございます。

申し訳ございません。12 ページに戻ります。

12 ページ、この資料につきましては、前年度との国保税率及び税額の比較と減税財源を充当した場合の税額等の比較を示したものでございます。左端の表が、平成 26 年度の税率でございます。それで、左から 2 番目の表は基金・繰越金を減税財源として充当しない場合、左から 3 番目の表は基金を 2 千万円充当した場合、左から 4 番目の表は基金を 2 千万円、繰越金を 2 千万円、減税財源として充当した場合の表であります。

それから右端の表であります、基金を 2 千万円、特殊要因、先ほども申し上げましたが前期高齢者交付金の精算による減額、これに対応するために、基金よりさらに 1 千万円、また、繰越金より 2 千万円減税財源として充当した場合の表でございます。

右端のその表の 3 段目に記載のあります医療分と支援分の税額では 5 千万円、先ほどの 5 千万円の充当により、減税財源を全く投入しない場合と比較しますと、1 人当たりで 2 万 3,013 円、1 世帯当たりでは 3 万 8,877 円の減額となっております。

次に、14 ページをご覧いただきたいと思えます。

14 ページのこの資料につきましては、今回の税率改正に基づき、これまでと同じ 4 つのモデルケースで、税額がどのように変わるかを比較した資料であります、ほぼ減税される結果となったところでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明を申し上げます。議案書と併せて、条例改正案新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項は、先にご説明いたしました、地方税法の改正による課税限度額の引き上げによりまして、医療分が 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援分が 16 万円から 17 万円に、介護納付金分が 14 万円から 16 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率の改正であります。

第 3 条は所得割の率を 100 分の 5.79 に、第 4 条は資産割の率を 100 分の 10.40 に、第 5 条は均等割を 2 万 700 円に改めるものであります。また、第 5 条の 2 は平等割額を規定しており、一般世帯を 1 万 6,200 円に、特定世帯を 8,100 円に、特定継続世帯を 1 万 2,150 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率の改正であります。

第 6 条は所得割率を 100 分の 2.46 に、第 7 条は資産割の率を 100 分の 4.40 に改めるものであります。また、第 7 条の 2 は均等割額を規定しており、一般世帯を 8,800 円に改めるものであります。

次に、第 7 条の 3 は平等割額を規定しており、一般世帯を 6,900 円に、特定世帯を 3,450

円に、特定継続世帯を 5,175 円に改めるものであります。

第 9 条から第 9 条の 3 までは、介護分に係る税率の改正であります。

第 9 条は資産割の率を 100 分の 6.30 に、第 9 条の 2 は均等割額を 11,900 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 6,400 円に改めるものであります。

第 23 条は、国民健康保険税の軽減額についての規定であります。地方税法の改正により課税限度額の引き上げによりまして、医療分が 51 万円から 52 万円に、後期高齢者支援分が 16 万円から 17 万円に、介護納付金分が 14 万円から 16 万円に改めるものであります。また、第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

次に、附則であります。第 1 条は施行期日、第 2 条は適用区分を定めるものであります。また、第 3 条は平成 25 年条例第 37 号の西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の附則であります。施行期日の一部を改めるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の改正案につきましては、去る 5 月 22 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当と認めるとの答申をいただいております。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　いつも思うんですが、こういう重要なときに皆さん質問しないというのは少し私から質問してくださいと。私も国保のやっていますから、それはかなり理解をして質問するわけです。なぜかという、今、説明ありましたが、30 年度でがらりと変わるわけですね。町の国保がなくなってしまうと、県一本化だと、そういうことは常に町としては皆さんに説明をしていく必要があるだろうと私は思っています。そういう関係があってもちょっと質疑じゃなくて、質問的になってしまうかもしれませんがお許しいただいて、基本的には今年の保険料の決め方はベストだなと思っているんです。説明がありましたが、今度は県、30 年は県一本化になって、県から示された金額を国民健康保険税として、今までと同様に町が徴収をしていくと。徴収の義務は町に残ると、その金額は町が決められなくて県が決めるんだと、それで、与えられたのをどう各加入者にお願ひするかというのは、これは町のやり方だと。とするならば、今までどおり国保の審議会も必要であるし、それはやっつけていかなければならない。

そこで問題に 1 つなるのは基金ですよ。今までは思いもかけない大量に支出をしてしまった、流行り病を想定していますが、あるいは高額医療の方がたくさんでてしまって、1 千万、その基金からということもかつてはありましたから、この基金を、今度はどうするんだと、予測以上に医療費がかかった場合は県が責任を負う、それはもともと、保険者が県なんがら、町ではないわけですから、それは県が責任を持って西会津の医療費も、それは必ず払わなければならないわけですから、そうすればこの基金というものがどう使うのだと。その活用方法は、これから検討するということですが、やはり、最たる活用方法は、私はこれは減税財源に向けるべきであろうと、今までの皆さんの保険料が基金とし

て残るわけですから、これは基金は減税財源にすべきだと思います。

そこで問題なのは、後期高齢者、あるいは介護納付金ですか、これの金額も西会津で決められない、町で決められない、国からの指示であります。これはほとんどとっていいくらい、毎年いくらかずつ値上がりしています。これはこれに対して町は口出しはできないと。ですから、これは町の責任でも何でもなし。そこで、かつてはこの後期高齢者の分、介護納付金の分まで減税したことがあるんですよ。私はあえてそのとき反対しませんでした、町の責任でないものは素直にそれを使っている人にいただく、そして医療費は、町の範囲でありますから減税していくと。今回、初めてこれびたりと行ったんですな、後期高齢者、負担増が、1人当たり395円増えるわけです。介護納付金は1人当たりですと21円増えて、これが416円です。今回、昨年度と比較して国民健康保険税としては1人当たり403円がプラスだと。素直に介護分がプラスになったと。これは私は町が基本方針を変えたんだと、今までに必ず後期高齢者分も介護納付金の分も減税したことあるけれども、今回からは減税しない。素直にその分はもらっていく、いただきますよと。そして、その事情によって基金から減税財源に充てていくと、そういうふうに私は、基本的に町の、基本的といいますか、がここで定まったということで、大歓迎をしているわけですが、そういう町の基本方針の変更によってこういうことになる。ただ単なるお金のやりくりでこういうふうになったのか、そこだけを聞いておきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今回の税率改正におきまして、その基金の充当、減税財源の充当方法というような部分でございますが、かつては後期高齢者支援分、あるいは介護分に減税財源を充当したことがあるというようなお話でありましたが、基本的にはその分につきましては、後期高齢者支援分、あるいは介護分で繰越金が出た際、その繰越金については、その後期高齢者支援分、あるいは介護分の減税財源に充てていたということでありまして、私の記憶ですと、基本的にその基金については、かつて、これからは基本的には一般医療分の減税財源に充てていきたいというふうに、今後もそういうふうな方針でいきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 違いますな。1回あるんですよ、その介護納付金、前期高齢者分、国から示された額があるのに、それを素直にいただかないで、ということは、この基金からやっただけですよ。それは言った、言わないはここでやる必要もありませんし、基本的には、その町の責任の及ばない後期高齢者、介護納付金の値上がり分は利用者に負担していただいて、基金は純然たる医療費の関係で減税に充てていく、そういうふうにしていくことによって、この基金が長く保たれていくと、それがまた基金を早くなくしたために、なくなつたために、一挙に利用者があつて国保税が高くなるなんていう、そういうことはできなくて、やはり平準化して国保の運営はしていかなければならない、国保の予算も単年度主義であります、前の年があつて今年があつて、来年があつて次があつて、その場合、減税する場合には基金しかないわけですから、それはやみくもにも使わないで、当然負担すべきところは負担していただく。そういうふうにして私は町が基本方針を確立したなと思っ

て、大変喜んでお尋ねしていますし、そうなるならば、これを聞いている町民の方々も、まだまだこれ減税財源はあるんだなというふうにご理解していただけるのではないかなと思っっているんですが、もう一回だけ教えてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの答弁で、大変申し訳ありませんでした。平成 23 年度に、今ちょっと事務方と確認したんですが、平成 23 年度に税率を据え置くために基金から介護分、支援分に繰り入れたことがあったということが確認されました。大変申し訳ありませんでした。

それから、今後の基金の使い方につきましては、基本的に 14 番議員が申しましたように、一般医療分としての軽減財源という形で今後は使っていきたいというふうにご考えております。

なお、平成 30 年度からは、県のほうから交付金、税額、納付金という形で示されて、この金額を納付してくださいよということでご示されます。それで、その納付金の計算方法については、まだ法律が決まった段階で、詳しくはされていないところではあります。基本的には被保険者数、あるいは所得水準に応じて、そこに市町村ごとの医療費の実績を反映して各町村に割り当てるんだというふうになっております。ですので、医療費の部分を勘案していただけるということもありますので、基本的には現在の額がベースになるのかなとは考えられますが、今後その細かい部分での詰めが出てくるので、その納付金の額がどのくらいの水準になるのかというのは、なかなかまだ読めない部分でございます。

いずれにしても、国保税額がいきなりこう上がったりとか下がったりをしないような部分で、基金については今後使っていくような方向で、今年検討させていただきたいというふうにご考えております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も運営協議会でお願いをしました。こういう制度改正については、新しい情報が入ったならば、その都度、国保の運営協議会の委員の方々に説明をしていただきたいと。それで、ここは議会でありますから、議員の皆さんにも、その都度、どういうふうに変っていくんだと説明をしていただきたいと、併せて町民の皆さま方にも、制度が変わるわけですから、わかりやすいように説明をしていただくことをお願いを申し上げて、この件は終わります。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点、お尋ねをいたします。わが町はトータルケアのまちづくりということで、過去やってきたわけなんです。この平成 30 年度から県に一本化するということに対して、これはわが町にとってのメリット、デメリットあるんじゃないかなと思うんですが、その辺、どうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

平成 30 年度、県がその事業主体というふうになるということのメリット、デメリットという部分ではあります。基本的には、今までとそう変わりはない制度として残るというふうにご考えております。ただ、県のほうでも、健康のまちづくりをしている、そういった実

績がある場合は、特別調整交付金ですとか、そういったものでも収入が入ってくるとか、そういう町の努力、徴収率の問題、そういう町が努力している部分についてはインセンティブをしっかりと保って、交付金の、納付金の額を決めるよというようなことを言うておりますので、町の取り組みが、今まで取り組んできたことが無になるというようなことはないということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 わかりました。やっぱり県に一本化されても、これからもやっぱりこういう保険の問題は重要であるというようなことでやっていかなければならないということに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私、会社退職したときに、健康保険、社会保険から健康保険に移りますよね、私、健康保険に入ります。国民健康保険、そのときに、いや退職者健康保険というものもあるんですよ。これ役場のほうとしては、やっぱり退職者健康保険のほうに入るほうを進めていたんでしょうか、何かこれメリットか何か、入る人にはどういふことがあるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 退職者医療制度に対するご質問であります。この退職者医療制度につきましては、会社を退職されて年金をもらった方、年金をもらうようになった方が加入するようになります。それは法律で定められておまして、その加入者につきましては、保険の本人に対しては国保と全く同じ給付がありますし、同じような適用になります。ただ、町のほうの財源としまして、退職者医療制度にかかる部分は、社会保険報酬支払基金のほうから、退職者医療制度のほうからくるというようなことで、その分に対しての医療費は町の支払う必要がないというような制度になっております。ただ、その制度につきましても、今年度、後期高齢者医療制度ができた段階で法改正がありまして、今年度からは新たに、その退職者医療制度に加入する方がいないということになっておまして、現在加入されている方が65歳以上になれば、退職者医療制度の対象者はいなくなるというような状況でございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ちょっと話逸れるかもしれませんが、抗がん剤治療のことでちょっと、答えられなければ、答えることできないというのであればかまいませんけれども、町で財政的にいくら余裕があるんでしたら、抗がん剤治療のほうにも少し補助的な形で保険を適用して、少し楽にできるような方法があるのかないのか、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国保、この制度、町が独自に、国民健康保険税制度につきましては、町が独自にやっている制度ではございません。町が単独でというような部分であれば、その辺についてはなかなか、基本的には高額医療制度がございまして、ある程度の額を超えた部分については、この国保の中で支払うよということですので、所得に応じて金額違いますけれども、それ以上の高額な治療になっても、基本的には1カ月当たり払う金額という

のは、もう決まっていますので、個人負担というのはそんなに多くないというふうに考えております。ただ、保険適用外というような部分であれば、それはそのちょっと高額になる部分が出てくると思いますが、その辺までの助成となると、なかなかちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 実際、課長ね、実際受けている人は本当に大変なんですよ。それで、自分の負担ができないから、その治療をやめるといふ人もおるわけですが、本当は。でも本当に働きながらそういう治療をやっておられる方もおるわけですから、もし財政的に町として援助、補助できるのであればやっていただきたい、そう思います。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成27年4月10日に、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、平成27年度分の保険料から適用されることとされたことに伴う改正であります。

改正内容であります。3月の議会でご議決いただきました介護保険料のうち、世帯全員が町県民税非課税で本人の年金収入額が80万円以下の人の段階である第1階の保険料を国、県、町等の公費を投入し軽減するもので、現行では、介護保険料基準額の50パーセントの額となっておりますが、さらに5パーセント減額し45パーセントの額とするものであります。また、消費税が10パーセントになる平成29年度には、さらに、第1段階から第3段階までの方の保険料が軽減される予定であります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の11ページもご覧いた

だきたいと思います。

西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。附則に第3項を加える改正であります。

西会津町介護保険条例第3条第1項第1号で規定しました保険料を、同号の規定に関わらず平成27年度から平成29年度の3年間については、2万9,628円とするものであります。

附則は施行期日で、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　3月に保険料決めただけにこういうこととということですが、それは国の動き、流れですからやむを得ないでしょうが、そうすると、介護保険、3月やりましたが、そのころはこういう情報というのは国から流れてはいなかったのかどうか。そして、なぜ国ではこういうふうにして減額をしようとしたのか。

もう1つは、5パーセントカットということでもありますから、西会津の保険料収入にも影響するわけですが、その補てんはどうなっていますか。

あと、これはこの議案に関係なくてすみませんが、関心のあることだから1つお尋ねしておきますが、役場裏の啓和会のしょうぶ苑ですか、今、まだ満床といますか、2ユニットのうち1ユニットが利用されていないと聞いていますが、そこら辺はいつごろの予定で利用できるのかと、町民の方々の関心が高いですので、つかんでおられればお答えをしていただきたいと思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

今回の改正の内容であります。介護保険計画を作成していた段階で、すでに情報としては入ってありました。ありましたので、国の法律が決まっていなかったために、この改正できませんでしたが、すでに見込んだ、これを見込んで税率改正を27年度から29年度のはされておりますので、今回、減額になったとしても、この計画、介護保険事業計画に影響があるものではないということでございます。

それから、しょうぶ苑の、まだ1ユニットオープンしないということですが、これにつきましては、全国的にもあります介護の職員の不足というようなことでありまして、町からも啓和会のほうに、何度か早期の開所をお願いしているところですが、やはりなかなか職員が整わないために開所ができないということですが、町からお願するたびに、なるべく早く開所したいというようなお話はありますが、今のところ、いつから開所するというような回答はないところでございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　じゃあ3月で予算、介護保険の予算を編成するときには、このマイナス5パーセント、条例上ではこの2万9,628円にプラスしたものでかかっている、ただ予算の計算は5パーセントを減で計算をしていたから、保険料に影響ないということで理解をし

ていいわけですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども申しましたが、この減税にかかる、減税分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するということでありますので、1段階の方を軽減しても、その分は国県から補てんされるということでございますので、運営には影響しないというようなことでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時53分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第6、議案第6号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第6号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第1次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次補正は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金など、昨年度末に国の補正予算の採択を受け、平成27年度から平成26年度に前倒しした各種事業の減額補正が主なものであります。このほかには、役場新庁舎移転に係る改修工事の実施設計が完了したことによる事業費の補正、上野尻自治区防犯灯のLED化事業が財団法人自治総合センターの採択を受けたことに伴うコミュニティ育成事業補助金の追加、診療所医師確保に伴う経費の国民健康保険特別会計への繰出金の追加、猟友会喜多方支部研修センターの改修に伴う工事負担金の追加などを補正計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,094万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,505万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の補正は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、第3表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款国庫支出金、2項4目農林水産業費国庫補助金9,103万2千円の減額は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が平成26年度に前倒しされたことによるものであります。5目土木費国庫補助金230万円の減額は、都市公園長寿命化対策事業補助金の確定によるものであります。

14款県支出金、2項1目総務費県補助金856万2千円の増額は、西会津国際芸術村を活用した交流拡大・地域活性化事業が、地域づくり総合支援事業に採択されたことによる新規計上であります。5目農林水産業費県補助金562万5千円の減額は、新規就農者確保事業が平成26年度に前倒しされたことによるものであります。3項5目教育費委託金110万7千円の増額は、上野尻自治区内で現在整備を進めております消雪パイプ設置工事に伴い、遺跡の発掘調査が必要となり、その経費に対する県委託金を新規計上するものであります。

7ページをご覧ください。

16款寄附金、1項2目ふるさと応援寄附金400万円の増額は、返礼品やPR方法の見直しなどにより、寄附金の増額を見込んだものであります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金574万2千円の増額は、今次補正において不足する財源を繰入れするものであります。3目庁舎整備基金繰入金4,270万円の増額は、今次補正に計上しました役場新庁舎改修に係る経費に充当するものであります。

19款諸収入、5項4目雑入210万円の増額は、上野尻自治区防犯灯LED化に伴うコミュニティ助成事業補助金などであります。

8ページをご覧ください。

20款町債、1項2目過疎対策事業債2億2,620万円の減額は、国の補正予算採択により、平成26年度に前倒しして実施することとなった、地域連携販売力強化施設整備事業の減額などであります。

9ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項1目一般管理費140万円の増額は、返礼品やPR方法の見直しなどにより、今次補正の歳入で増額計上いたしました、ふるさと応援寄附金に係る返礼記念品であります。5目財産管理費4,300万円の増額は、実施設計が完了したことによる役場新庁舎改修に係る設計監理委託料及び工事請負費の調整などであります。8目自治振興費320万円の増額は、コミュニティ育成事業補助金でありまして、上野尻自治区防犯灯LED化

事業分 220 万円及び野沢町内街路灯 LED 化事業分 100 万円の計上であります。10 目ふるさと振興費 1,526 万 3 千円の増額は、国の都市公園長寿命化対策事業の採択によるさゆり公園改修工事、県の地域づくり総合支援事業の採択による旧新郷小学校教員宿舍改修工事などであります。2 項 1 目税務総務費 27 万円の増額は、ふるさと応援寄附金に係る PR チラシの印刷費であります。

10 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 8 万 1 千円の減額は、地方創生事業の採択により平成 26 年度に前倒しした後継者対策事業に係る企画運営委託料 140 万円の減、医師確保に係る国保診療施設勘定繰出金 136 万 9 千円の増などであります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 3 億 3,008 万 4 千円の減額は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金や地方創生事業等により、平成 26 年度に前倒しした地域連携販売力強化施設整備事業などの減によるものであります。

12 ページをご覧ください。

2 項 1 目林業総務費 301 万 8 千円の増額は、猟友会喜多方支部研修センターの改修に伴う、会津北部地域鳥獣被害防止広域対策協議会負担金などであります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 250 万円の減額は、平成 26 年度に前倒しした町内企業支援補助金の減などあります。3 目観光費 118 万円の増額は、本年度に開催される、ふくしまディスティネーションキャンペーンに合わせた各種イベントの経費に対するにしあい観光交流協会への補助金の追加であります。

10 款教育費、4 項 3 目文化財保護費 438 万 8 千円の増額は、上野尻自治区内の消雪パイプ設置工事及び役場新庁舎改修工事に伴い、遺跡の発掘調査が必要となったことから、賃金や調査謝礼などの経費を計上したものであります。また、13 ページの歴史文化基本構想策定補助金 100 万円の減額は、条件緩和により、町が策定の実施主体となったことから、補助金から謝礼や旅費などに組み替えるものであります。

4 ページにお戻り願います。

第 2 表は、債務負担行為補正、追加であります。

役場新庁舎改修等整備事業の実設計画が完了し、今次補正に今年度の所要額を計上したところではありますが、工事が 2 カ年にわたることから、本年度から平成 28 年度まで債務負担行為を設定するものであります。なお、全体事業費につきましては、設計監理委託料 900 万円、工事請負費 6 億円の合計 6 億 900 万円であり、そのうち、来年度予定の設計監理委託料 630 万円、工事請負費 3 億 6 千万円の合計 3 億 6,630 万円を限度額としたところあります。

次に、第 3 表は、地方債補正、変更であります。

過疎対策事業費におきまして、地域連携販売力強化施設整備事業が平成 26 年度に前倒しとなったこと、また、都市公園長寿命化対策事業の補助金が確定したことにより、限度額を 5 億 7,800 万円から 3 億 5,180 万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　今次補正は26年度の国の補正予算が採択されて、大きな事業が減額されたのが大きな要因だというふうに理解しました。そんな中で、何点かお尋ねをいたします。

まず歳入につきまして、16款の寄附金、ふるさと応援寄附金であります。これ当初予算では100万だったのが、今回400万と増額されております。これは歳出にも当然あるわけですが、この400万とされた根拠はどうか。3月では11番議員が、これは取り組み方の姿勢の問題だというような発言もありましたので、この400万というのは私もちょっと中途半端な金額のような気がしますので、これはどうして400万、歳出も同じくこのような金額になったのかお尋ねをいたします。

それと歳出にいきまして、2款総務費のふるさと振興費、ご説明の中で、さゆり公園の施設改修工事1,249万というのがありますが、具体的にはどこをこう、どういうふうに改修される予定なのかお尋ねをいたします。

それと、これは特別会計で聞いてもいいんですが、民生費の社会福祉総務費の中の、医師確保のための繰出金ありますが、医師確保に関する取り組み状況はご説明いただきましたけれども、実際に見通しというか、そういうのはどうか、まったく白紙の状況なのか、今のところの見通しをお尋ねをいたします。

それと7款の商工費、今ほど訂正がありましたけれども、にしあいづ観光交流協会の補助金、DCに関する、いろいろイベントに関することに使うんだということですが、具体的にはどういうものに支出なさるのかお尋ねをします。

あと、教育費の文化財保護費の中で、いわゆる遺跡試掘調査、役場新庁舎となる西会津小学校の試掘されるようではありますが、これ試掘してみて、本格的に調査しなければいけないということになれば、いわゆる役場庁舎の工事に影響は出ないのかどうか、それをお尋ねします。

以上であります。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　ご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

今次補正で歳入400万の増ということで計上させていただきました。以前にもご説明いたしましたが、町としてもふるさと応援寄附金、大変な貴重な財源であるご説明したとおりでございます。4月から返礼品の見直し、今次補正でも計上いたしましたが、PRチラシの作成、さらには現在計画しております仮称西会津ふるさと町民クラブへのPR等々、積極的にPRしてまいるといことでありまして、実際、本年度、5月の20日くらい現在でございますが、昨年度より件数で倍増、それから金額で3.4倍の伸びということでございまして、今回、今次補正で100万円から400万円増額して、500万円としたわけでございますが、それに近づけるように努力もするし、実績も上がっているということで、今次補正で400万円を追加したところでございます。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

まず私のほうからは、さゆり公園の改修費並びにしあいづ観光交流協会への補助金と

ということで、具体的にということの説明させていただきたいと思います。

まずさゆり公園の施設改修工事費でございますが、1,249万7千円の内訳ということで、まず、トイレの更新ということで466万3千円ほどを見込んでおります。続きまして、もう1つございまして、高圧ケーブルを、いわゆる配線でございます。地中で埋設になっておりまして、それが下小島側のキュービクルから体育館の裏にあるキュービクルまでの地下埋設してある高圧ケーブルが、経年劣化しているということから、そちらの高圧ケーブルの改修で783万4千円と、合計1,249万7千円という形になっております。

続きまして、7款のにしあいづ観光交流協会の補助金の追加ということでございますが、こちらのほうは、やはりDCも含めまして、DC後の交流人口の拡大のために、おもてなし事業を実施したいということで、大きくは、やはり町PRのノベルティもDC期間中でほとんど使い切ってしまうというような状態でございますので、まずそちらのほうをつくりたいと、あとイベント、各種イベントの景品とか、あとおもてなしの用品等を都合全部で、だいたい100万円程度という部分で、それを製作したいということで考えております。

以上です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問のうち、医師確保の見通しはというご質問にお答えを申し上げます。

国民健康保険の特別会計の中で説明しようかと思っていたところではありますが、今回、一般会計のほうから136万9千円を繰り出していただきまして、そのほかに国の特別調整交付金がございます、100万ありまして、236万9千円ほど今回増額補正をさせていただきまして、旅費ですとか、今後行います雑誌への広告、あるいはインターネットの広告費等を計上させていただきました。その有料の部分については、今回ご議決いただいたのちに掲載するというようになっておりますが、無料で求人情報を載せていただけたところがございまして、県のドクターバンク福島というところと、全国自治体病院協議会がやっています求人広告がございまして、そこにはすでに求人情報を載せていただいているところがございますが、現在までのところにつきましては、まだ問い合わせ等がない状況でございまして、今後、その有料の広告、インターネット等に掲示をして、その情報がどういふふう動くかというようなことでございまして、今のところはまだ問い合わせ等の情報は無いということでございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 埋蔵文化財の関係についてご説明申し上げます。

旧野沢小学校の跡地につきましては、横町館跡というようなことでございまして、県の文化財課のほうと事前に協議をさせていただきました。その結果、まずは第1段階、試掘を実施してくださいよというような指示がございまして、今次補正のほうには、その試掘にかかる約1カ月分でございますが、経費を計上させていただきました。そして、土の中のことでございますので、まずは試掘という指示がありまして、試掘をやった中で、途中で構わないという話ではございましたが、再度、県と協議をいたしまして、本発掘調査が必要なかどうか見極めて対応してまいりたいというふうに現段階では考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛　ふるさと応援寄附金、私、大変失礼な言い方で400万、本当に中途半端な金額ではないのかなという思いで言ったんですが、実際、私はこの辺が本当に取り組む姿勢の表れだと思えます。周辺の自治体でも、本当に億のお金を集めているところ、そういうところは、やっぱり一生懸命になってこれ取り組んでいる。たまたま今は昨年比、金額にして3.何倍になったということでもあります。実際その金額が、おそらく金額的には大した、今回の補正の金額内の状況なのかなという思いがありましたので、これはやっぱり11番議員も常々言うておりますように、せめてうん千万ぐらいの、私は予算の手立てをしていくのが本当の姿ではないのかなという思いでお尋ねしました。ちなみに昨年度よりも金額にして3.何倍になっているということでもありますから、現時点でどのくらいになっているのか。それと、この4月からは一部応援する側からすれば寄附をしやすくなったということになりますか、そういうのも影響があるのかどうか。

それと、いわゆる観光費のにしあいづ観光交流協会の補助金の、いわゆるDCに関する啓発グッズ等の話がありましたけれども、これ今補正で取って間に合うんでしょうか。DCの期間というのはもうそんなに長くないですよ。DC期間の啓発活動に使われるためだけの補助金なのか、その点をもう一度お尋ねします。

うそするとあと、もう一つ教育費の、いわゆる試掘した結果、本格的な発掘が必要だとなれば、少なからずその役場庁舎の完成も遅れる可能性もあるというふうに私理解したんですが、実際そういうふうにとらえていいのかどうなのか、その点をお尋ねします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　ふるさと応援寄附金のご質問にお答えいたします。

今次補正400万追加しまして、総額500万ということですが、町としましては、寄附いただけるような最大限の努力はしてまいりたいつもりでございます。予算ですので、努力をした結果、多くの寄附が寄せられれば、その都度補正はできるわけでございます。あくまでも予算でございますので、これが1千万とか、8千万とか、そういった予算立てはできないということでございますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　DC関連のことについてお答えいたします。

先ほどDCと申しましたが、今、確かにふくしまディステーションキャンペーンですから、6月までということになっておりますので、あくまでもDC後の誘客を進めるために、今回のノベルティ等について作成したいということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　発掘調査の関係でお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、まずは試掘をさせていただくという今次のお願いでございます。それでその結果によってはというような、仮説でしかこの段階では申し上げられませんけれども、その試掘の結果を受けまして、県文化財課と再度協議をさせていただきます。その結果によっては、確かに議員おっしゃられるように、本発掘調査に移行するという可能性も否定できないわけでございます。ただその試掘をある程度やってみないことには、その全体像といいますか、まだ積算もできていない、もちろんできないわけござ

いますけれども、そういった本発掘調査をするにあたっては、どのくらいなのかというのは、まだ期間とかは、ここで断定するようなことは申し上げられませんが、少なからずやっぱり影響は、庁舎移転に関しても影響は出てくるものではないかなと、現段階では推測しておるところでございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 1、2点ちょっとお聞きします。コミュニティ育成補助金に関する事柄ですが、上野尻地区、これは宝くじで220万ということでありましょうが、この上野尻のLED化の進行状況等をお聞きしたいと。

それから、野沢地区の100万円、これは計上されたということで、まだLED化がなされていない地区、それから街路灯等々の助成、成果というようなことだと思いますけれども、その基数、もしくは個数というか、その内訳等をお聞きしたい。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 コミュニティ育成事業ですけれども、その中の上野尻の防犯灯のLED化、これで220万、今回計上させていただいたわけですけれども、今回の議会で承認いただいて、このあと上野尻自治区のほうに交付というような形になりますので、工事については、この議会承認後、さらに交付等の手続をしまして、それから工事に入るというような状況ですので、まだ工事等は進んでない状況でございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 町内街路灯のLED化についてのご質問にお答えいたします。

まず当初は、この街路灯の部分については10灯分しか予算取っておりませんでした、このたび、2町内で3灯、あと8町内で8灯、あと9町内で16灯、実施したいと、合計27基実施したいということでございましたので、当初、10灯分みておりましたので、不足する17基分について予算化させていただいた次第です。

以上です。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 野沢町内におきましては、残りの部分はどのくらいと理解しておりますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 残りの部分という質問にお答えしたいと思います。

私どもで把握している分なんです、一応あと残るところは1町内で2灯、これ1灯式です。あと残るは、あと3町内で5灯ということで、こちらのほうとしてはつかんでおるところです。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何点かお尋ねをするわけでありますが、最初に、今回、2億6千万余の減額であります。説明は前倒しでやっていたと、それと補助の確定ということでありますが、これ以外に減額した予算があるのかないのか、そして、3月、町から財政状況について説明があったわけですが、前倒しの分がこれだけ減額になるわけですから、その3月で説明をした財政の指数ですか、いろんな、それには影響があるのかないのかをお答えをさせていただきたいと思っております。

今回、役場庁舎改修工事で4,900万円、これ調整の結果増えた。何をどう調整してこんなふうになるのか。3月の当初予算とではどういう変化といいますか、調整をしてこういうふうになったのかと、説明がなされておりませんので、説明をしていただきたいと。

それから、逆に4,900万円も増えながら、委託料が630万円減るといわけですが、これも私の頭では理解できませんので、理解できるように説明をしていただければと思います。

それから、確か上野尻で遺跡発掘ということでありましたが、これはなぜ当初予算に入ってこなかったのかなという気がしています。そこら辺を説明をしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

まず1つ目の前倒し以外に減額したような事業はあるのかというご質問でございますが、そういった事業はございません。

それから2つ目でございますが、これだけ2億以上減額をしながら、財政指数等に影響はあるのかというお話でございますが、歳出もこれだけ落ちますが、特財、事業に充てる財源、例えば補助金ですとか、起債、そこら辺も落ちますので、指数上は影響はないということでございます。

それから、役場庁舎整備にかかるご質問でございますが、今次補正で設計委託料、設計管理委託料630万円の減、それから新庁舎の改修等工事で4,900万円の増ということでございますが、当初予算編成時では、まだ実施設計が固まってございませんでした。ということで、実施設計が固まったのが本年3月に固まりまして、その結果、改修工事費が6億円という数字が出たわけでございます。それで今次補正で、その確定した分の補正を行ったわけでございますが、平成27年度の工事費につきましては、全体の事業費6億円の40パーセント、2億4千万、で残りの3億6千万が28年度と、設計管理委託料につきましては、全体で900万でございますが、27年度は3割分、270万円を計上しまして、残り7割につきましては、630万は28年度で計上ということで、こういった補正になったわけでございます。設計管理3割、工事費4割につきましては、業者に払う前金分でございます。

以上でございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 上野尻遺跡の関係にお答え申し上げます。

なぜ当初予算に入らなかったのかということでございますけれども、当初予算編成時におきましては、その消雪施設工事にかかる内容といいますか、全容が、説明がございませんでした。今年に入りまして、ゴールデンウィーク明けの5月7日、県の担当者が町においでになりまして、それでようやく内容が固まったのだというようなことで、図面も含めた詳細な説明を受けたところでございます。その後、協議を重ねまして、必要な経費を今回、追加計上をお願いしたという経緯でございますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 役場庁舎でございますが、これは債務負担行為をしておられますね。そうす

ると、その設計管理委託料の部分もそれは債務負担行為で説明をした2億4千万、3億6千万の中に入っているということでもいいのかどうか。

いわゆる埋蔵文化財ですが、前もって教育委員会としては把握していることだと思うんです。上野尻のあの地区は宝庫だと、旧西会津小学校跡も館跡、代官所ということですから、それならば、もう早い段階で県との協議をして、この事業が採択になれば、すぐに試掘、発掘をして、工事そのものに影響を少なくしていくというふうにすべきだろうと、小学校の場合はこの前まで使っていましたから、なかなか面倒くさいところはあるでしょうが、特に県道の改修のために消雪パイプ等々あるわけですから、これは私は最初からもう計画をして、やる気があればそれはできたんじゃないのかなという気がしますが、改めてお答えをしてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 役場庁舎にかかるご質問にお答えいたします。

今次補正で債務負担行為の追加をお願いしました限度額、3億6,630万ということでお願いをしたわけですが、その中には、工事請負費3億6千万、それから設計管理委託料630万と、合わせまして3億6,630万円の設定をお願いしたところでございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 遺跡の関係でお答え申し上げます。

まずは旧野沢小学校のほうの横町館のほうでございますけれども、確かに議員おっしゃられたとおり、今ご指摘あったとおりでございます。遺跡としては確かに周知の事実であるというふうに認識しております。ただ、当初、そこには、正直、認識不足だったと言わざるを得ないということございまして、大変その点に関しては申し訳なく思っております。

それで、今年、新年度に入りまして、関係者といろいろ協議を重ねる中で、調査が必要であろうということございまして、県と、先ほど申し上げましたように協議を速やかに行ったという経過は、先ほどご説明したとおりでございます。わかった時点で正しい手続き、それから処理をしまいたいという考えのもと、今回、補正予算をお願いしているということでございます。

それから、そういった認識の部分に関しましては、今後、西会津町内において開発行為がなされるというようなことであれば、役場庁舎内、遺跡というものの認識を改めさせていただきまして、全体で情報共有をするなど、教育委員会と連携を密に、今後適切に対処してまいりたいと、そのための啓発活動なんかも併せてやってまいりたいというふうに思っています。

あと上野尻の遺跡のほうでございますけれども、これは先ほども触れましたように、当初予算の段階でも、いろいろとこちらからもアプローチはしていた部分はあったわけですが、なかなかその県のほうで全容が明らかにならなかったというようなことで、当初にはやっぱり間に合わなかったといえますか、計上できなかったということございまして、繰り返しになりますけれども、その詳細が明らかに、県の担当者から明らかに説明がなったのが、ゴールデンウィーク明けだというようなことございましたので、こちらのほうもそういった理由でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大変な仕事をされておるなというふうにご理解をしたわけです。いわゆる何か事業、工事をしなければならない場合、西会津町ではどの程度と申しますか、どのくらいと申しますか、その遺跡の発掘調査をしなければならないんだと、それはきちっと県から示されていると思うんです。示されているか、いなか。もし示されているならば、やはり私らまだ一回もそういうのを見ていませんし、その地域に住む人、この前上野尻でありましたね、知っていないためにどうのこうのという問題が起きたりもしますから、やはりこれは県で言う、西会津の遺跡の発掘調査をしなければならないというのは、やはり町民に周知徹底する必要があると思っておりますが、そこら辺のお考えはありませんか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

基本的なことになるかと思っておりますけれども、埋蔵文化財、その他の文化財関係の上位法としましては、文化財保護法というものがございます。開発にかかる発掘ですとか、研究にかかる発掘も含めてでございますけれども、そういった場合の、例えば埋蔵文化財にかかる部分に関しましては、こういった形でやるというようなことを、意思表示をきちっと届出してやりなさいと、その結果を報告しなさいというような、当然報告書までというような一連の手続きがございます。あくまでも、その法律に則りまして基本的には進めていると、県もその次に準じていると。町のほうでも当然、町の文化財に関する条例を制定してございますので、それらのルールに則って、これまでも、これからも進めてまいるといふことになるかと思っております。

それから、周知徹底というような部分でございますが、重複するようでございますけれども、やはり庁内においても、そういった認識の欠落というような部分で、大変ご迷惑をおかけするようなことでもございましたけれども、今後とも広く役場内部ばかりではなくて、西会津町内全域において開発行為をするという場合には、こういった手続きが必要ですよと、そういった部分を広く周知徹底、啓発活動を広めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その方法につきましては、いろいろこの町の広報紙ですとか、ケーブルテレビですとか、考えられるわけでございますので、有効な手段を適切に使ってまいりたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 3回目、かみ合いませんでしたから。それはわかりました。実際問題として、県が西会津町、あるいは教育委員会に対して、こうこうこういう場所は発掘調査をしなければだめな土地だよという指定してあるのかないのか。指定してあるならば、その箇所は議員のわれわれにも、その近くの住民の方々にも知らしめておかなければならないのではないかと、そういうことでお尋ねしたわけです。もし指定してあるならば、町内には何箇所くらいそういう発掘の対象となる遺跡と申しますか、史跡と申しますか、それがあつたのかということをお答えしていただきたかったわけですので、していただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 大変失礼いたしました。埋蔵文化財の関係でございますが、福島県埋蔵

文化財包蔵地台帳なるものがございまして、これには県内の遺跡が台帳として登録されているものでございます。それで本町におきましては、正確な数字はないんですけれども、約100前後は登録されてございます。ですから、町内5地区、それぞれ分布しているわけでございますけれども、80から100くらいは確か、あったかと思えます。

周知方法、先ほど申し上げましたが、今後、開発にあたっては、支障なく、遅滞なくできるよう、こういった台帳をもとに周知してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私も2つ、3つお願いします。

1つは、11ページの6款の1項農業費のところ、ブランド戦略策定業務委託料とあります。これはどんなものなのか説明をいただきたい。

あと2つ目は、さゆり公園施設改良工事、これのことなんですけれども、スパークの雨漏りが酷いということは前ら言ってあるはずなんですけれども、これは予定には入っていませんか。

そして3つ目は、今、公民館長お話ししましたよね、遺跡のこと、あれわれわれ子どものころから、あそこ遊んでいるんです。しかしあそこに遺跡があるなんてことは聞いたことがないですよ。それで、あそこやるんだったら、今のところ、小学校のところ全部やらなければだめなふうになってしまいますよ。だからあそこはプールのところだと思うんですけれども、プールやるにはある程度あそこ掘ったり何だり工事やっただけなんですよね。そのとき何か出たのか出なかったのか、そういうことわかりますか。やっぱりあの辺の、やるんだったらあの辺の町内の見識を有する方、いっぱいいらっしゃいます。そういう方からもいろんな意見を聞いて、やっただけでも何も出なかった、100万くらいだからいいんじゃないかと、そういうことでは私はよろしくない、もう一度。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは2点ほど、まずブランド戦略の部分についての減額についてのご説明をさせていただきたいと思えます。

まずブランド戦略の策定業務なんです、こちら国の補正予算に認められたものですから、減額するものなんです、こちらのほうは、道の駅よりっせの隣りに建ちます地域連携販売力強化施設のブランド、その施設自体のブランドを確立するというで戦略を立てようとしていることで予算化していたものでございます。こちらのほうにつきましては、国の補正によりまして予算化となったものですから、減額したものでございます。

それとさゆり公園の修繕料の中に、スパークの雨漏りは入っているのかというふうなご質問でございますが、こちらのほうは、先ほど申し上げましたが、トイレの更新と高圧ケーブルの修繕ということでございますので、こちらのほうにつきましては、スパークの雨漏りについては、こちらのほうには入っていないという状況でございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 旧野沢小学校の発掘の関係でございますけれども、プールというふうなお話もございました。学校自体、ちょっとひも解いてみましたらば、約50年くらい前に建てられた建物だというふうに記録ございました。それで当時、調査どうしたのかなという

ような部分も合わせまして追跡調査を行ったところでございますけれども、正直、確たるものというのはいりません。プールも同じように考えられるわけでございますけれども、そこに関しても、とりわけ記録といいますか、そういったものが同じように、同様に発見できなかったというような実態でございます。

それで、県と調整した中におきましては、あくまでも開発する部分、校庭が中心となります。それで、将来的にはプールも取り壊しというようなことの計画にもなっておりますので、プールに関しては立会いをしてくださいよと、取り壊したあとの、例えばその断面ですとか、見えるようになりましたらば立会いをしてくださいというような指示は受けてございます。そういった形で、先ほども申し上げましたが、まずは試掘調査をさせていただきまして、その結果を見て、再度検討、その先のことは調整していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、さゆり公園のスパークは、雨漏りしようが何しようが、あと今のところやるつもりはないと、あそこ酷いんですよ、本当にバケツいっぱい持って歩いて、やっている人たちは大変ですよ、だから、それ今、昨日今日言ったことじゃないんです、これは前から言っているんです。それでも予算を取れない、やるつもりはないんだということになれば、それはわかりました。しょうがありません。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 スパークの雨漏りについてのご質問にお答えいたします。

雨漏りについては、私、現場を見て承知しておりますし、直さないということは言っておりません、調査いたしまして、予算化等についてはこれからいろいろ考えていきたいと思っておりますが、ただ、今の現時点の予算の中には載っていないということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、検討はするんですか、しないんですか。検討するということは、やることだというから。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに検討とは今申し上げましたが、どのくらい、予算も伴うことでございますので、一応いろいろと関係と協議いたしまして、可能な範囲内で、できるものからやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も1点だけお尋ねをいたします。6款の農林水産業費の報酬の中の専門員報酬300万の減額の要因と、工事請負費、地域販売力強化施設整備工事3億726万円が減額ということは、26年度に前倒してやったからということの認識でいいのかなんですが、工事をやっていないと思うんですけれども、その辺の前倒しという意味をお知らせいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

6 款農業振興費の中の報酬、地域連携販売指導専門員報酬 300 万円の減と、工事請負費、地域連携力強化施設整備工事 3 億 726 万円の減、これにつきましては、26 年度に予算に前倒しをしたことによって、今次 27 年度の予算から減額するというところでございまして、26 年度事業でやるからおとしたと、26 年度の事業につきましては、この両方とも繰り越しをしております。のちほど報告第 1 号で繰越明許の報告をするわけでございますけれども、その中に入っております。26 年度から繰り越した事業であっても、27 に入ることができる事業でございますので、26 年度中にやらなければならないということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 6 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、平成 27 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第 7 号、平成 27 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。分譲の申込みが 2 件ありましたことから、歳入においては土地売却収入を増額するとともに、歳出では分譲促進謝礼及び住宅団地購入費補助金をはじめとした関係経費を追加計上するものであります。なお、住宅団地の分譲区画数は、これで 69 区画中、55 区画が分譲されることになり、未分譲区画は 14 区画となります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 27 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、639 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,256 万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧

願います。

まず、歳入であります。2款財産収入、2項1目不動産売払収入639万6千円の増額であります。これは、当初1区画分の分譲収入を見込んでおりましたが、2区画分の分譲見込みとなったことから、増額するものであります。

以上、歳入合計で639万6千円を増額し、1,256万円とするものであります。

次に、歳出であります。1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費220万2千円の増額であります。これは、分譲促進謝礼、修繕費及び住宅団地購入費補助金の追加計上であります。

2款予備費419万4千円の増額であります。売払収入の残額を予備費として計上するものであります。

以上のとおりであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　簡単にお尋ねしますが、2区画分譲できる予定になったということは、大変いいことだと思います。その中で、いわゆるお買いになった方は、どのような方がお買いになったのか、町外、町内、あるいは被災者、いろいろあると思いますけれども、おそらく住宅団地の購入補助金50万、出ているということは、1軒は本町が実施している、いわゆる定住促進策がはまったのかなという思いがありますが、どんな方がお買いになったのか。

それと、いわゆる本町が行っている定住促進策、これは功を奏していると思いますが、どのような効果が現在あるのか。

あともう1つは、この分譲された2区画というのは、以前、細分化して、少し小さくして買いやすく、お買い求めやすくされたところありますけれども、そんなところが売れたのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

まず購入された方なんでございますが、一応、町内在住の方でございます。2人ともそうでございます。

あと定住の部分につきましては、1人の方は、ちょっとこちらに来てから5年以上経過してしまったということで、定住の部分には該当はしませんでした。もう1人の方は、45歳未満の方が購入されたということで、該当するという形になっております。その方々にお話を聞きますと、町の定住政策はどうでしょうかというふうな話をしましたところ、やはり100万円という部分をいただけるのは非常に、大変ありがたいということで、いろんな部分で活用させていただく、あと手続き等の部分でも活用させていただくという、大変ご好評はいただいているところでございます。

あとどこを分譲したのかということでございますが、やはり該当になった方、定住促進住宅の分の該当になった方については、やはり細分化した区画が、初めて1棟今回、1区画出ました。もう1人の方は、農協側の一番大きい区画のほうを購入されたということに

なっております。以上です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、この前も質問したことあるんですけども、雪の問題なんです。あのさゆりが丘団地ですか、あそこはちゃんときれいに除雪して、できれば私は、それこそ融雪すべきだと、向こうから来てもらうんだから、ここはいいところだから、住んでも何してもいい、雪の心配なんかいらんんだから、そういうフレーズで売っているんじゃないんですか。だから、冬でも安心して暮らせませよ、そうやってやっているはずなんですよ。ところが来てみたら、とてもとんでもないと、この雪は何だと、話が違うじゃないのかと、そういう話になって困るわけです、町としてもね。

ですから、あそこのさゆりが丘団地だけでも、私は融雪という方法でもって、常に冬でも安心安全をもって、心配なく一冬暮らせるんだと、そういうことを私はやるべきだと思うんですけども、町長どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今度のこの議案とは全くかけ離れた内容でありまして、今回は分譲された住宅が、買っていただいたということの内容でありますから、その中で、一部でも、この予算の範囲内でこのところを直せというならば、そういう質問はあろうかと思っておりますけれども、それはあとで別な形で質問等があれば、しっかりそういったことに対しても対応していかなければなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第8号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。6月1日を持って、医師1名が退職されたことに伴い、今まで4名のローテーションにより4つの診療所の診察を行ってきた

ものを3名で行うことになり、診療日数の減少や診察時間の変更となるなど、町民の皆さんに大変ご不便をおかけしております。今回の補正予算では、早急に医師4人体制に戻せるように新たな医師の確保に向けた費用を計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,608万8千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,484万円とする。

2項事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

5ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

3款国庫支出金、2項1目財政調整交付金100万円の増額であります。医師確保にかかる経費のうち、100万円については国の特別調整交付金が該当しますので歳入を見込みました。

続いて歳出ですが、10款2項1目診療施設勘定繰入金100万円の増額は、その分を診療施設勘定に繰り出すものであります。

7ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入です。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金136万9千円の増額です。医師確保にかかる経費のうち、国の調整交付金以外の部分は一般会計から繰り入れをするものです。2項1目事業勘定繰入金100万円の増額は、国の調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

続いて歳出ですが、1款総務費、1項1目一般管理費236万9千円の増額です。求人の要望活動や面談等にかかる旅費72万4千円と、医師求人を雑誌に掲載する広告料110万5千円、紹介手数料54万円を計上しました。なお、先ほども申しましたが、無料で求人情報を掲載していただける、県のドクターバンクふくしまと、全国自治体病院協議会につきましては、すでに依頼をし、掲載していただいております。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る5月22日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議します。（14時16分）

○議長 再開します。（14時18分）

日程第9、議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年9月30日で任期満了となります、人権擁護委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にありますが長谷川孝志さんを適格者として認め、引き続き委員として推せんしたいので、ここにご提案申し上げる次第であります。任期につきましては、3年であります。

以上、ご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、長谷川孝志さんを人権擁護委員として推せんしたいので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第10、議案第10号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについ

てを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

- 町長 議案第 10 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年 9 月 30 日で任期満了となります。人権擁護委員につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、群岡下野尻在住の嶋田純子さんを適格者として認め、推せんしたいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

嶋田さんについてご紹介申し上げますと、昭和 32 年 3 月、尾野本山口の生まれで、県立喜多方女子高等学校を卒業後、昭和 52 年 4 月に西会津町職員として採用され、総務課を振り出しに、厚生課、国保診療所、税務課、教育委員会事務局、農林課、健康福祉課、町民情報課、出納室主任出納員を経て、平成 27 年 3 月、健康福祉課長補佐兼福祉介護係長を最後に退職されました。温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方です。任期につきましては、3 年です。

以上、略歴等につきましてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、嶋田純子さんを人権擁護委員として推せんしたいので、議会の意見を求めるものであります。

以上であります。よろしくお願ひします。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 10 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

日程第 11、報告第 1 号、平成 26 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

- 総務課長 報告第 1 号、平成 26 年度西会津町繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条の規定により、本年 2 月等の町議会臨時会及び定例会において、国の補助事業の交付決定の遅れや平成 26 年度国の補正予算が年度末に成立したことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。この繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項

の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、繰越計算書をご覧願います。なお、平成26年度の繰越事業は、一般会計のみであります。

2款総務費、1項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業は、繰越額1,481万6千円、完了予定は本年6月30日であります。同じく地域住民生活等緊急支援事業は、繰越額5,259万6千円、完了予定は平成28年3月31日であります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費であります。認定こども園整備事業は、繰越額1,200万、完了予定は本年9月30日であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費であります。簡易水道施設整備事業は、繰越額1,483万1千円、完了予定は本年12月25日であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費であります。園芸ハウス復旧事業は、繰越額183万9千円、完了予定は本年11月30日であります。同じく地域連携販売力強化施設整備事業は、繰越額3億1,796万9千円、完了予定は平成28年1月29日であります。次に2項林業費であります。広葉樹林再生事業は、繰越額1,400万円、完了予定は本年11月30日であります。同じく林道開設舗装改良事業は、繰越額1,821万7千円、完了予定は本年7月31日であります。

次に、8款土木費、3項都市計画費であります。都市再生整備計画事業は、繰越額1,313万8千円、完了予定は平成28年1月29日であります。次に4項住宅費であります。町営住宅改修事業は、繰越額324万円、本年4月14日に完了いたしました。

次に、10款教育費、2項小学校費であります。西会津小学校空調設備設置事業は、繰越額7,171万5千円、完了予定は本年10月31日であります。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧事業は、繰越額5千万円、完了予定は本年11月30日であります。同じく林業施設災害復旧事業は、繰越額946万円、完了予定は本年10月30日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、繰越明許費繰越計算書の報告を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 　簡易水道施設整備事業としての1,400万、この場所は屋敷になっているのか、またそのほかに含まれているのか、その場所についてちょっとお伺いします。

○議長 　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 　ただいまのご質問にお答え申し上げます。

簡易水道施設整備事業、これにつきましては、屋敷の水道組合に対します補助ということで、この1件でございます。

○議長 　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 　もう一度申し上げます。簡易水道施設整備事業ということで、これは屋敷の水道組合さんが水道をつくるということで、それに対しまして町から8割の補助金を出すということについての費用でございます。

○議長 　9番、青木照夫君。

- 青木照夫 水源地のところは現在ありますが、場所を変えての、これの予算なのか、その場所の点についてちょっとお伺いします。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 この事業につきましては、平成26年度からの繰り越しということで、水源につきましては、議員もおっしゃったように、なかなか屋敷地区については、水についてなかなかいい場所がないということで、昨年度からずっと探っております、そういった中で、水源については、現在、有力な水源について調査をしながら進めておるということで、それに対して施設をつくるための、施設全体にかかる8割の補助という形で今回入れております。
- 議長 11番、清野佐一君。
- 清野佐一 災害復旧費ですが、農地農業用施設災害復旧事業、これの影響している面積、それとあといろいろ耕作関係については、どのような状況でございますか。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 農地農業用の施設災害の復旧事業ということでございまして、これにつきましては、農地が13カ所、あと施設で15カ所ということで、全部で28カ所ございます。ここにつきましては、地域の面積はちょっと手元に資料がございませんので、あれなのですが、実際、もう耕作が始まっております、それについては、支障がないような形で材料の支給等を行いながら、実際、耕作していただいております。
- 以上です。
- 議長 14番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉 今、青木君から出ましたが、ああそうだな、屋敷の水道だなどこう思いました。ちょっと聞き取れなかったわけですが、屋敷の水道の事業は、何年から何年までの計画で進んでおるのか。私は26年から27年とと思っていましたが、27年と28年か、あるいは26年から28年までか、何カ年の計画でやっているか、大きな声でお話してください。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 屋敷の件についてまたお答えを申し上げます。
- これ26年度からの繰り越しということでございまして、26年度、27年度という形でやる事業でございます。
- 議長 14番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉 今年27年度と、俺28年と勘違いした。今年やると、26年度でそれなりの仕事をしましたが、支出はしていないということか、これは1,483万1千円というのは補助金であって、補助金以外で支出をしているのか、今まで、じゃあ屋敷の水道に関してどの程度支出しているのですか。
- 議長 建設水道課長、成田信幸君。
- 建設水道課長 申し上げます。
- 今回限度額ということで、全体では1,400万ほどございまして、これまで水源の調査ということで250万円ほど支出をしております。240万円を支出をしております。240万円です。補助金で240万円でございます。
- 議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　私のところにもいろいろなお話が聞こえてきます。これがすべて正解か、正確かということも私は言いませんが、かなり問題を抱えてこの事業が取り組まれていると、進まない原因もそこにあると。これはやはり、町が責任を持って進めていかなければならないであろうと、そういう点では、今まで以上に担当課として取り組んでいかなければ、私は年度内に終わらない可能性があるのではないかなと、そう思っています。いろいろな話、聞こえてきていますが、それはもう私が言うよりも、あなたのほうがたくさん知っておられるでしょうから、問題のある水道だということをきちっと頭の中に入れて、積極的に、年度内に完成するように、その決意のほどを聞かせてもらえば一番いいですが。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　今ほどございましたように、屋敷の水道組合さんと緊密に連携をしながら進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長　これで報告第1号、平成26年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第2号、第3号につきましては、報告のありました書類の内容については、質疑することはできますが、公社への出資金が出資の目的に沿って適正に管理されているかの点に限定されるべきものであることから、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第12、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についてご説明させていただきます。

お手元に配付しております、平成26年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧ください。

それでは1ページをご覧くださいと思います。

事業報告書の1総括事項であります、平成26年度は、用地の取得及び売却はありませんでした。

次に、平成26年度の損益計算であります、収益合計が事業外収益の1万2,738円であり、費用合計が一般管理費の2万5千円でありましたので、差引1万2,262円の損益となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、985万2,381円となっております。なお、これらの補足する資料として、3ページに貸借対照表、4ページに財産目録、5ページに損益計算書、6ページにキャッシュフロー計算書、7ページに現金及び預金明細表、8ページに資本金明細書が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、1ページであります、理事会の議決事項であります、後段に記載のとおり、理事会は2回開催されております。議決事項は平成25年度の事業報告及び決算の認定、平成26年度及び平成27年度の事業計画と予算の調整を行っております。なお、ただ今説明

しております平成26年度の事業報告及び決算につきましては、去る4月30日に認定を受けているとのことであります。

次に、平成27年度の事業計画でございますが、資料の最後のページをご覧いただきたいと思っております。

平成27年度喜多方地方土地開発公社事業計画でありますけれども、ご覧のとおり、公有地取得事業として喜多方市のふれあいパーク喜多の里用地取得事業の1事業、事業費といたしまして1,780万7千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　26年度は1つも事業はなかったと、売却はなかったと。それで27年度は喜多方の1件、このふれあいパークであります。これはいつから何年までの予定でこの事業をしておるのかなということと、今後、喜多方、西会津、北塩原で、これのお金を使ってといいますか、開発する計画というものがあるのかなのか。私は去年も言ったと思っているんですよ、その前も、もうこの事業、事業といいますか、事業は、用をなし終えたのではないのかなという議論といいますか、意見が出ていましたし、去年も私もそう尋ねたような記憶がありますので、そういう関係でお尋ねをするわけです。

○議長 　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 　平成27年度に計画されている事業でありますけれども、このふれあいパーク喜多の里は、国道121号線、米沢に向かう途中の道の駅の土地取得でありまして、すでに事業自体は終わっております。今回この計画にあげさせていただいたのは、すでに造成したところで、なかなか登記が進んでいなくて、買収ができないところだそうですので、昨年もあげさせていただいたんですけれども、昨年度は買収できなくて、また今年度、事業計画ということであげさせていただいたということと、それから今まで、借上料でお支払いしていたんですけれども、その所有者が、今度は買収に応じるというようなことで、そういったことで今回、土地取得費というようなことであげさせていただきまして、総額が1,780万7千円ほど、今年度の土地取得計画をあげさせていただいたというようなところでございます。

あと、今後の計画ということですが、今のところ、事務の段階では、それぞれの3市町村でこれ以外の先行取得するような土地取得というのは、今、計画にはあがっていないというような状況でございます。お話の、土地開発公社の今後の組織のあり方、継続についても、具体的な話はまだあがっていないというような状況でございます。

○議長 　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　27年度の事業内容、これ前から取り組んでいて、引き続き懸案、これはわれわれというのは、喜多方市自体の問題でありますから、とやかく口出すわけにはいきませんが、これとは別に、いわゆる理事会で、もう喜多方地方土地開発公社の役割は終わったのではないのかなと、そういうような議論はされたことはありますか、どうですか。

○議長 　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 土地開発公社の今後についてでありますけれども、今年度につきまして、こういうふうに喜多方市から、事業の計画があがったということで、存続していきましようということでありまして、これが終わりましたら、やはり今後の公社の維持、存続については検討していきたいというような、そういった話で終わっているようでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま長谷沼議員も言われましたが、この存続をどうするんだということなんです、資本金として194万、支出しておられるわけなんです、わが町にとってこのメリットはどういうものなんでしょうか、1点だけお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 わが町にとってのメリットということですが、この開発公社、昭和48年に設立されて、それからいろいろ各市町村のいろいろな事業の用地取得にいろいろ関わってきたわけですが、本町におきましては、住宅団地とか、工業団地の用地取得、そういったことに関わってきたということで、そういった大きな事業に関わってきたというようなことで、本町にとっても、これまでいろいろな事業にメリットがあったというようなことでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そのメリットはわかりましたが、今後、存続ということは、やっぱりメリットがあるならば存続したほうがいいんじゃないかなというふうに考えていますが、その辺はどうでしょう。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今後についてのお話でありますけれども、今後うちの町の、そういった今後の事業計画、そういったものも十分踏まえて、今後、理事会の中でお話させていただきたいなと思います。

○議長 これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第13、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お配りしてあります書類のとおりであります、その概要について申し上げます。

まず1ページ目をお開きください。はじめに、事業報告から申し上げます。

平成26年度は、ふくしまディスティネーションキャンペーン、略称ふくしまDCのプレキャンペーンやNHK大河ドラマ八重の桜の継続効果などにより、観光面では徐々に回復基調にあると感じられるものの、依然として、東京電力福島原子力発電所の事故による風評の影響が残っており、公社全体においては、引き続き厳しい経営環境の1年でありまし

た。

こうした状況のもと、町の指定管理者として、さゆり公園・ロータスイン・オートキャンプ場・ふれあい交流施設・道の駅よりっせの5施設の管理運営業務をはじめ、観光の振興と交流人口の拡大に向けた、にしあいづ観光交流協会の事務局運営業務など、当社設立の趣旨である地域の活性化を図るための事業展開を推進してきました。

事業概要であります。まず、ロータスインにつきましては、地産地消をメインとしたレストランを中心に、休憩所や宴会等の内容の見直しなど、料飲部門の改善を図ってきました。

道の駅よりっせでは、外売店の閉鎖や近隣に新しい道の駅のオープンにより、利用者の減が想定されていた中、ふくしまDC・プレキャンペーン効果やイベントの実施などにより、ほぼ前年並みの利用者がありました。

企画・旅行部門では、なつかしCarショーなどのイベントの開催をはじめ、にしあいづ観光交流協会や各地域おこし団体と連携しながら、モニターツアーの実施や教育旅行の受入れなどを実施し、地域の活性化やPRに寄与するとともに、町外からの誘客を図ってきました。

施設管理においては、指定管理制度の趣旨に沿いながら安全安心を第一に快適な利用環境の提供のため、温泉施設では衛生管理の徹底を図るとともに、さゆり公園では施設等の日常点検を徹底しました。

この結果、本年度の経常収支は673万5千円の黒字となりました。これで経常収支は10年連続の黒字で、累積欠損金は474万6千円となりました。

次に、(2)事業の内容、(3)会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金の増減につきましては、1ページから3ページに記載されているとおりでございます。

続いて、4ページの平成26年度の決算について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。

流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金等の計上であります。未収入金は役場からの委託料等の未収入分であります。固定資産の内訳につきましては、記載のとおりです。

以上、資産の部の合計額は、6,821万3,483円であります。

次に、表、右の負債及び純資産の部について申し上げます。

買掛金は、商品や食材などの未払い分であり、未払い税金は、消費税、町県民税などであり、未払い費用は、3月分の重油、灯油代、光熱水費などであります。流動負債の計は、3,746万376円となりました。

以下、資本金3,550万円、前期繰越損失金1,148万2,402円、及び当期末処分利益673万5,509円を計上し、純資産計は3,075万3,107円となったところであります。

したがって、負債及び純資産の部の合計は6,821万3,483円であります。

次に、5ページの(2)損益計算書について申し上げます。

まず、右欄の収益の部についてであります。売上高については、よりっせ・外売店の閉鎖や旅行事業などの見直しに伴って、前年度より3.2パーセントの減、雑収入の主なものには原子力損害賠償金や緊急雇用による受託収入などがあります。売上高の営業収

益に受取利息、雑収入の営業外収益を合わせた収益の部の合計額は4億2,558万2,326円となりました。

次に、左の欄の費用の部であります。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用の計が4億1,602万6,517円となり、これに法人税等282万300円までを合計しますと4億1,884万6,817円となります。収益の部の合計額4億2,558万2,326円から、ただ今申しあげました営業費用などの4億1,884万6,817円を差し引いた673万5,509円が当期利益であり、平成26年度も黒字決算となったところであり、費用の部の合計は、4億2,558万2,326円であります。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、当期末処分利益673万5,509円を前期からの繰越損失金1,148万2,402円に繰り入れますので、次期繰越損失金は474万6,893円となりました。

次に、平成27年度の事業計画について申し上げます。

事業計画の内容につきましては、7ページから9ページに記載されているとおりであります。公社を取り巻く経営環境は依然として、原発事故の風評払拭にはいたっておらず、厳しい経営状況にあります。

こうした中で、平成27年度におきましては、各部門における業務内容について、経営戦略会議を中心として、企画営業会議、施設連携会議などにより経営改善に向けた各種作業を進め、地域経済の先導的担い手として、町の発展と町民の利益に資するという公社設立の目的が達成できるよう、各種事業に取り組んでいくこととしております。

このことから、町といたしましても、振興公社との連携を強化し、より一層経営改善が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 　私はこの、毎年、この振興公社の事業報告、これは地域振興を本当に図る上で、中核的な組織であると思うので、大変注目しているんですが、まずはじめに、今期は673万5千円の黒字になったということで、大変これ10年連続でうれしい限りであります。今ほどの報告でいろいろありましたけれども、実際、この673万5千円黒字になった主な要因は、緊急雇用の受託収入だったり、東電の補償だったりというのがあったと聞きますが、具体的には何が黒字に大きく貢献できたのか、それをまず1点、ということをお尋ねします。

それと、昨年もお尋ねしましたがけれども、この事業内容の中で、ロータスインの中のレストラン、料飲部門、以前はずっとなかなか儲けの出せない部門で赤字が右肩上がりというか、ずっとこう赤字が続いていた部門でありましたけれども、昨年、この太陽のレストランがオープンしまして、昨年もお尋ねしましたがけれども、年度途中で休業期間等々あったので、単純には比較できない、ただ順調に伸びているという報告は、昨年いただきました。実際、この年間通して、この料飲部門はどれだけ収支に貢献できたのか、どれだけ儲かったのかということをお尋ねします。

それともう1つ、これは観光交流協会の総会だか、部会だかで私申し上げたことあるん

ですが、これもロータスインの施設の中で、いわゆる昨年の12月から、サウナが平日午後3時からの営業になったということで、私大変残念だという声を聞いたことがあります。そのとき、これは当面、燃料費の高騰もあったので、とりあえず3時からのオープンというか、時間を少し遅らせてやってみて、検証してみるということでありました。そのとき私、検証するにしても、燃料代安くなるのは確かにわかると、ただ、やめてしまって、お客さんの数が実際どれだけ減ったのかくらいはわかるかもしれませんが、どういう動向になったのか、どうやって検証するのかなということも思いましたので、これ実際、このサウナが時間短縮してどのような状況になったか。

私はいわゆる振興公社、ロータスイン周辺、さゆり公園周辺施設というのは、何度も言いますけれども、本町ではお客さんを呼べる数少ない施設であります。そして、まして今はDCの中で、おもてなしをしっかりとしていこうという中で、何で既存の施設を、新しくつくるわけじゃないと、サービスを落として、また片方ではおもてなしを語っているのかなという思いがありましたので、そのサウナの営業時間に関しまして、どのような検証をされたのか。

それと、活性化のためのイベント開催、これは本当に振興公社ばかりではなくて、いろいろな地域おこし団体、本町の団体は本当に一生懸命やっただいて、いわゆる人集めには相当集まってきているなど私も感じております。そんな中で、この各イベントによる集客というのは、一つの成功はしてきたということではありますが、お客さんを集めて、いわゆる今度、経済効果はどうだったのか。商工会にも言っておりますが、振興公社にも、人集まって、実際は経済効果としてはどれくらいとらえているのかなという思いであります。先月はフォルクスワーゲン大集合、野沢の中央通りでやって、あれも大きな、相当数のお客さんが来ていただいたわけなんですけど、これ果たして町内の活性化の中にどれだけ寄与したのかなという思いがあります。その経済効果の検証はどうなったのか、要は一時のお客さんではなくて、リピーターとなってどれだけの人がかう来ていただけるようになっているのかなというのも、もしそういうのを検証していたら教えていただきたい。

あと、役員、従業員数の構成でありますけど、これ非常勤役員が1名減になったのは、これ先ほちょっとお話したらば、副町長、副社長が1年間いなかったもので、その部分が減になっているのかなという思いしますが、従業員数、これ総数で1名減で、一般社員が1人増えている。おそらくパート、アルバイトが昇格というか、一般社員になってきたのかなという思いがありますが、それはそれでよかったのか。

あと、経営戦略会議というので方針を決めているということでありましたが、この経営戦略会議というのは、どのくらいの頻度で開催されているのか、毎月なのか、毎週なのか、その辺も併せてお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まずはじめに、主な黒字の要因はということですが、やはり一番大きな理由といたしまして、まずやはり東電の補償が大きいという部分が考えられます。あとは、よりっせの利用者の現状が、外売店、あの部分の閉鎖があったとしても維持ができた。あとはいろいろな部分で受託収入があったという部分が大きな黒字化の要因でございます。

続きまして、太陽のレストランの部分の売上はどうだったのかという部分でございますが、売上につきましては、前年度比較しまして106パーセントということで、伸びているところでございます。全体的にみまして伸びているという。あと料飲部門につきましては、やはり前年比と比べまして58パーセントほど収支は改善してきているという部分になっているところでございます。

あと、サウナの営業時間でございますが、確かに3時からという部分でございますが、燃料費の高騰等々ございましたが、それほどあまり燃料費を抑えられるという分はあまりなかったという部分で、報告は受けているところでございます。

あと、イベントにおける地域経済効果ということでございますが、昨年度はよくやっておりましたが、なつかしCarショー並びにフォルクスワーゲンの部分をさゆり公園という部分でやっておりました。その部分については、例年多く町内には来客があったのかなど。あとまた、よりっせにおきましては、イベントということで、売り出しとか、細かなイベントをやったということで、収支を行っているという部分で、ある一定の効果は、経済効果はあったというふうな話をうかがっております。

あと、従業員数でございますが、先ほど申し上げましたように、役員では副社長の減と、部分でございますが、あと正社員の部分につきましては、やはり臨時職員から何名か正社員に登用したという部分と、あと外売店の部分で、1人アルバイトがいた部分が減になったということで、パートの分は減という形となっております。

あと、経営戦略会議の開催回数でございますが、昨年は一応6回ほど、2カ月に一遍程度ほど開催いたしまして、ときどきの分の状態とか、その部分、6回開催しております。いわゆる部門の現状と課題等という部分をみんなで共通認識いたしまして、今後の課題対応という部分に対してやっているということでございます。

以上でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私、お尋ねするのを忘れましたけれども、そのよりっせの入込客数というのは、実際、震災前と比べてどのくらいまで改善してきているのか、それをちょっと聞くの忘れましたので、実際は振興公社の中で稼ぎ頭、よりっせでありますから、ここがどれだけ改善してきているのかなということと。

あと、太陽のレストランの料飲部門、これ106パーセント、58パーセント改善されたと言いますが、この部門だけの収支では、プラスになったのかマイナスになったのか、利益が出たのか出ないのか、その点をお尋ねします。

その2点、お願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、まずはじめによりっせの利用者数という部分をまずお答えしたいと思います。一応、利用者につきましては、昨年度の利用者数につきましては、全部で37万6,431人ということで、利用者数につきましては、前年比と比較いたしまして7,824人の減となっております。こちらのほうの要因といたしましては、やはり外売店の部分が影響したということで、その分がマイナスという形となっているところでございます。

続きまして、ロータスイン料飲の部門はという部分であります。また、確かに料飲、

収益は改善しつつあるんですが、もう少し頑張らないといけないのかなという部分で、まだ単体でみれば赤字的部分、少し赤字の部分がございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 赤字的部分というのは赤字になったということですよね。それはしょうがないです。改善されてきたけれども、まだ依然として赤字だということでもあります。これは私もロータスインの、いわゆる宴会場、年に何回か利用しますけれども、やっぱりこれも1年経過すれば、ある程度これからは、毎回同じ料理であっては飽きられてしまうので、これからは少しずつ改善していく指導もしていかなければいけないと、先ほどのリピーターにつながるところであります。

あと、お尋ねするのを忘れましたが、私は温泉保養施設のサウナ、私は大好きでありますから、そこは本当に、ある施設を最大限使って本町に来ていただいた方をおもてなしするという姿勢があれば、わざわざ平日3時からなんていう中途半端な営業時間ではなくて、通常に戻すべきだなと常々思っております。そういうところも町長、社長でありますから、ぜひ考慮していただいて、ある施設で最大限のおもてなしをするというのが、私はDC関連ばかりではなくて、本町のできることだなと思いますので、その点をもう一度お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに料飲部門の中で、メニューの改善という部分は、中で従業員の方々は話し合って、ときどきのものを出すというような形で対応しているところでございます。またその効果もあってか、やはりロータスインの利用客につきましては、やはり宿泊も増えておりますし、温泉の利用者、日帰り温泉の方についても増えているということで、いい効果が表れているのかなと考えているところでございます。

なお、サウナの部分につきましては、ご意見として承りまして、公社のほうに申し伝えたいと考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今年の在京西会津会に出席してまいりました。そのとき、在京の方なんですけど、そのロータスインに宿泊して不快な思いをしたというようなことをおっしゃっていたような気がして、確認とともに、お願いしたいんですが、先ほど、今ほど多賀議員が言われましたように、リピーターになるような、おもてなしの心、それがなければ、これからそういう観光業としてやっていくのが大変じゃないかなというふうに思います。幸い黒字になっているということではありますが、そればかりじゃないかもしれませんので、そういうときは社長である町長が、もっとしっかりしてもらわなければいけないのではないかなというふうに感じました。そういう点で、町長、どのように考えられましたか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私らが答弁するのはいかがかなと思うんですが、これは実際にどういう内容で、そういう仮にですね、不愉快だった、そういった指摘はあったことは事実でありますから、詳しく把握しませんでしたけれども、たった一人とか、本当にそういう些細なことが全体的にそういうふうに見られてしまうというのも、これまた営業しているところのいろんな

課題だというふうに思います。

そういったことのないように、しっかり従業員等々の集まりの中には、そういった話をしておりますし、また、役員会の中においても、こういったご意見があったよということで、この内容を伝えてあるということでもありますので、何といても、このサービス事業でありますから、やっぱりサービスをしっかり対応していくというものでなければならぬということで、基本的な姿勢をしっかりこれからもマスターしていくように指導していきたいというふうに思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 6百何十万ですか、黒字。これは従業員の皆さんが頑張ったことだと私は思います。ただ、大事なことを忘れていないかと、それは、温泉の施設設備なんですよ。将来、私みるからには、あと3年くらいでもう温泉は出なくなるんじゃないんですか。その場合、それを考えておられますか。俺はそう思いますよ。あのポンプのオーバーホールだつてとんでもない金がかかるんですよ。

○議長 それは町がやることだから。町が施設整備とかはやるから、その辺をわきまえてしゃべってください。

○渡部憲 そういうことをどういうふうに将来考えてんだということだ。

(不規則発言あり)

○議長 ここは議場です。言葉づかいを気を付けてください。

○渡部憲 答弁をお願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 温泉のメンテナンスと申しますか、その関係については、一応商工観光課のほうで担当しておりますので答弁いたしますが、年1回、温泉のポンプについては、オーバーホールは町でやっておりますし、現在そのやっている業者から聞きますと、湯量については、特に問題なく推移しているということで、報告は受けておりますので、2、3年という部分はどういう形で出たのかという部分はちょっと理解しかねますが、一応そういう報告は業者から受けております。まだ大丈夫であるという部分は受けております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 では、あと大丈夫だということですね。大丈夫だと。わかりました。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 大丈夫ですということです。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 去年も言いましたが、673万5千円の黒字であります。それもそうですが、この振興公社の経営の実態というものは、これだけではつかめない。どの部分で何ぼの黒字で、何ぼの赤字だか、出資金の87パーセントですか、90パーセントですか、町が出資しているおるわけですよ。そして、いわゆる株主と株主総会だとか、監査を受けるときは、この損益計算書だけではないでしょう。もっと部門別のきちっとした数値を出して、監査なり報告をしているはずだと。株主総会ではそうだと思いますよ。株主総会で出したのは、持ち出し禁止とか、何とかじゃなくて、もうそれは当然に、誰に見られてもいい私は書類ではないのかなと。去年も申し上げたわけですよ。やはり私は、この経営、振興公社の経営

実態、どの部分が黒字、どの部分が赤字、どういう問題を抱えているか、これはやはり議会、町民の皆さんに明らかにして、やっぱりいろんな意見を拝聴しながらやっていくということが、いわゆる町の振興公社だと、第3セクターだなどと思っているんですよ。それは去年はできないということですが、私はするべきだと。

部門部門でできなければ、例えば6ページですか、7ページですか、部門別の事業計画ありますね。その部門別の事業計画の中に、この部門では、これだけすればどれだけの利益が上がるかと、どれだけが赤字だと、そのくらいまで、せめてね。そうするとわかるのではないかと。もっと私はオープンにして、皆さんの英知を集めて経営をしていく、それが振興公社の健全な経営に結び付くのではないのかなと思っているんですが、そこら辺、もっとこの報告書の中に部門別を加えた収支の報告を、町として公社に申し入れるつもりはありませんか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

部門別についての、もう少し資料を出すべきではないのかという部分でございますが、一応こちらのほうにつきまして、公社に関する報告につきましては、地方自治法の施行令によりまして提出する部分がまとめられております。決算に係る書類では、当該法人の貸借対照表並びに損益計算書という形になりますので、その分で十分に足りるのかなということで、今回こういう形とさせていただきました。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういうことであるなら、これは無理だということではありますが、それならば、これ指定管理者ですから、そこら辺のときに、指定管理の料金については、もっとつまびらかに議会に報告して、また議員の皆さんも、これが妥当だかどうか、その振興公社の経営にどう役立っているか立っていないかということ、それは指定管理者の中で議論をすれば明らかにできないと今度は言えないわけですから、そこら辺でやりましょう。

○議長 これでは報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

暫時休議します。(15時22分)

○議長 再開します。(15時35分)

日程第14、請願第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫 請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。付託年月日、平成27年6月5日。件名、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

○議長 これから請願第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから請願第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

9番、青木照夫君。

○青木照夫　意見書第1号、提出者、青木照夫、多賀剛、猪俣常三、長谷川義雄、三留正義、清野佐一。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先、復興大臣、竹下亘。文部科学大臣、下村博文。総務大臣、高市早苗。財務大臣、麻生太郎。

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書。

東日本大震災から4年が経過した。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等交付金」は、平成27年度から「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり、被災した子どもたちは、学校で学ぶための諸経費及び通学費、スクールバスの諸経費を含む等の補助が行われ、極めて有効な支援事業として機能している。

現在も多くの子どもたちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。いまだにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいる。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学している子どもも多くいる。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成28年度以降も交付金制度が継続され、必要な財源措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、以下の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

1つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援事

業等交付金」を継続すること。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長　6月議会閉会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

本定例会において提出いたしました西会津町都市公園条例をはじめ、国民健康保険税条例の改正、一般会計補正予算など、10議案についてご審議をいただきました。全議案とも原案どおりご議決賜り、誠にありがとうございました。

今後、執行にあたりましては、賜りましたご意見等を踏まえ、適正なる運営を行ってまいります。

さて、議員各位におかれましては、今議会は任期最後の定例会となりました。4年間にわたり各種政策の審議をはじめ、住民からの要望や議会改革、さらには議会報告会など、積極的に取り組んでいただきました。その結果、町政の伸展はもちろん、身近な議会として町民からの信頼と意識改革に大きく貢献されましたこと、高く評価する次第であります。4年間の議会活動に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

改選にあたり、選挙戦に挑まれます皆さまには、実績と実力を大いに発揮され、再び議会でお会いできますことをご期待申し上げます。また、今期を最後に引退を予定されております議員の皆さまには、長い間の議会活動、誠にありがとうございました。改めて敬意と感謝を申し上げます。

議会においては、町長の姿勢をただし、ときには叱咤激励をいただき、今日の厳しい社会情勢の中にあっても、町政が計画的に推進し発展しておりますことは、ひとえに皆さま方のご指導の賜物であります。衷心より厚く御礼を申し上げます。今後もことあるごとにご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、これから梅雨どきを迎え、蒸し暑さが増してまいります。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、町勢伸展のため、議会活動にますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る6月5日以来、本日までの6日間にわたり、条例制定をはじめ、平成27年度一般会計補正予算など、多数の重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも原案のとおり議決成立を見ました。

議員各位には、何かとご多忙中にも関わらず、熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

さて、議場において皆さんと同じ顔を会わせることも本日をもって最後になるものと思われま。この4年間で振り返りますと、病気で同僚議員が亡くなるなど、悲しみもありました。また、西会津町議会基本条例の制定や、町制執行60周年、町民憲章の制定など、議会運営が円滑に本日までまいりましたことは、皆さんのご協力の賜物として、議長として厚く御礼申し上げ、また皆さんとともに喜びたいと存じます。

来る6月30日をもって任期が満了しますが、町議選に立候補されない議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、西会津町発展のため、今後ともご指導、

ご協力あらんことを切にお願い申し上げる次第であります。

今回、町議選に立候補されている議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、格段のご努力、ご奮闘をされ、明るく正しい選挙活動のもと、見事に当選をされ、再び本議場で全員顔を会わせられますことを衷心より念願いたす次第であります。

町長はじめ町当局各位には、今後ともますますご健勝で町政の伸展に格段のご努力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会の言葉といたします。

これをもって27年第5回西会津町議会定例会を閉会します。(15時54分)